

'09. 3. 23

平成21年3月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(行ウ)第64号 政務調査費返還代位請求事件

口頭弁論終結の日 平成21年1月26日

判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主

文

- 1 被告は、被告補助参加人に対し、7万3314円を支払うことを請求せよ。
- 2 原告らのその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、補助参加によって生じた分も含め、これを100分し、その99を原告らの負担とし、その余を被告及び被告補助参加人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

被告は、被告補助参加人に対し、1057万円及びこれに対する平成18年4月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うことを請求せよ。

#### 第2 事案の概要

本件は、愛知県豊橋市の住民である原告らが、被告補助参加人（以下「参加人」という。）が豊橋市から交付を受けた平成17年度の政務調査費の支出が本来の趣旨を逸脱した違法なものであり、豊橋市は参加人に対して上記政務調査費1057万円相当額の不当利得返還請求権を有しているのに、豊橋市長である被告は違法にその行使を怠っているなどと主張して、被告に対し、参加人に対して1057万円の返還等を請求することを求める住民訴訟である。

##### 1 関係法令等の定め

(1) 地方自治法（ただし、平成20年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。）

100条13項	普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
14項	前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(2) 豊橋市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年豊橋市条例第2号。ただし、平成20年豊橋市条例第3号による改正前のもの。以下同じ。以下「本件条例」という。）

1条	この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、豊橋市議会の議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として交付する政務調査費に関し必要な事項を定めるものとする。
2条	政務調査費は、豊橋市議会における会派（議員が会派を結成しないときは、当該議員を一の会派とみなす。以下「会派」という。）に対して交付する。
3条1項	政務調査費の額は、各月1日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数（基準日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は会派からの脱会があった場合は、当該議員を除く。）に1月当たり7万円を乗じて得た額とする。ただし、基準日において、議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。
2項	政務調査費は、半期（4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期間をいう。以下同じ。）分ごとに、当該半期のうち政務調査費の額の算定対象となる最初の月の10日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌日）までに交付する。
3項	政務調査費は、半期の途中において会派が結成された場合は当該結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から、半期の途中において議員の任期が満了する場合は当該任期が満了する日の属する月分まで交付する。
4条1項	政務調査費の交付を受けた会派は、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合においては、当該異動後の所属議員数に基づいて算定し

	た政務調査費の額が既に交付を受けた額を、上回るときは当該上回る額の追加交付を受けることができ、下回るときは当該下回る額を返還しなければならない。
3項	前2項の規定による追加交付及び返還は、これらの事由の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の10日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌日）までに行うものとする。
5条	政務調査費の交付を受けた会派は、当該政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない。
6条	政務調査費の交付を受けた会派は、当該政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。
7条1項	政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、前年度の交付に係る政務調査費について収支報告書を作成し、毎年4月20日まで（当該会派が解散した場合は、当該解散した日の翌日から起算して20日以内）に議長に提出しなければならない。
2項	前項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された支出に係る領収書等の証拠書類の写し（やむを得ない理由により領収書等の証拠書類を徴することができない場合は、会派の代表者が支出を証明する書類の写し）を添付しなければならない。
8条	政務調査費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該会派がその年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額を返還しなければならない。
9条1項	議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書及び添付書類（以下「収支報告書等」という。）を同項に規定する提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。
2項	何人も、前項の収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けることができる。

(3) 豊橋市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年豊橋市規則第2号。以下「本件規則」という。）

5条	条例第5条に規定する政務調査費の使途基準は、別表の左欄に掲げる項目ごとに右欄に掲げる内容のとおりとする。
7条	議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを

	市長に送付するものとする。
8条	政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、当該政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに、当該支出に係る領収書等の証拠書類（条例第7条第2項の会派の代表者が支出を証明する書類を含む。以下同じ。）を整理し、当該会計帳簿及び証拠書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

別表（5条関係）政務調査費の使途基準（以下「本件使途基準」という。）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会又は研修会を開催するために必要な経費及び会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会又は研修会に参加するために必要な経費（会場費、講師謝礼、出席者の負担金又は会費、交通費、旅費、宿泊費等をいう。）
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等をいう。）
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費又はリース料等をいう。）
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動若しくは議会活動又は市政について住民に報告し、PRするために必要な経費（広報紙又は報告書の印刷製本費及び送料、会場費等をいう。）
広聴費	会派が住民から市政又は会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するために開催する会議等に要する経費（会場費、印刷製本費、茶菓子代等をいう。）
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用するために必要な経費
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料及び維持管理費、備品又は事務機器の購入費又はリース料等をいう。）
その他の経費	上記以外の経費で会派が行う調査研究活動のために必要な経費

## 2 前提事実（争いのない事実及び証拠により容易に認められる事実）

### (1) 当事者等

ア 原告らは、豊橋市の住民である。

イ 被告は、地方自治法242条の2第1項4号所定の豊橋市の執行機関である。

ウ 参加人は、豊橋市議会内において平成17年5月9日に結成された会派であり、結成時、15人の豊橋市議会議員が所属していた。

(2) 参加人に対する政務調査費の交付

ア 参加人は、平成17年6月1日、豊橋市議会議長を経由して、被告に対し、所属議員15名、交付申請金額1050万円として、平成17年度（変則年度のため、同年6月～平成18年3月の10か月間。以下「本件年度」という。）の政務調査費交付申請をし、被告は、平成17年6月1日、1050万円を交付することを決定し、上記議長を経由して、その旨を参加人に通知した。

イ 参加人は、上記通知を受け、同日、上半期分（同年6月分から同年9月分）の420万円を請求し、被告は、同年6月10日、参加人に対しその預金口座にこれを振り込んで交付した。また、参加人は、同年10月5日、下半期分（同年10月分から平成18年3月分）として630万円を請求し、被告は、平成17年10月11日、参加人に対しその預金口座にこれを振り込んで交付した。

ウ 参加人は、平成18年2月21日に田中敏一議員が加入して所属議員が16人となったため、同年3月1日、本件年度の政務調査費を既交付額より7万円多い1057万円とする変更申請書を提出し、これを受けた被告は、参加人に対する本件年度の政務調査費を7万円増額することを決定し、同月10日、参加人に対しその預金口座にこれを振り込んで支給した。

エ 以上により、被告が参加人に交付した本件年度の政務調査費の総額は1057万円となった。

(3) 参加人は、被告から交付された本件年度分の政務調査費につき、次のとおり、上記田中議員を除く所属議員15人に対し一律に1人当たり合計67万円を分配し、上記15人の議員から共通経費分として1人当たり1万3000円を徴収した。その結果、本件年度において所属議員（上記田中議員を除く。）に分配された政務調

査費は、1人当たり65万7000円となり、参加人の共通経費分は、その残額である71万5000円（1057万円－375万円－630万円＋19万5000円）となった。

平成17年6月10日	分配	1人当たり25万円（合計375万円）
同年10月11日	分配	1人当たり42万円（合計630万円）
平成18年1月17日	徴収	1人当たり1万3000円（合計19万5000円）

(4) 参加人による政務調査費の支出等

ア 参加人は、平成18年4月20日、本件条例7条1項に基づき、豊橋市議会議長に対し、政務調査費を次のとおり支出した旨記載した本件年度の「政務調査費収支報告書」（乙1の1。以下「本件収支報告書」という。）を提出した。

交付決定金額	1057万円
既交付額（収入）	1057万円
精算額（支出）	1074万6849円
収支差引残額	△17万6849円

イ 本件収支報告書には、「政務調査費収支内訳書」（乙1の2）のほか、本件条例7条2項に基づき、支出に係る領収書及び参加人の代表者が支出を証明した書類（以下「支出証明書」といい、領収書と併せて「領収書等」という。）の写し（乙2～8。枝番を含む。）が添付されていた。

本件収支報告書添付の収支内訳書に記載された支出の内容及びその領収書等は、次のとおりである。

研究研修費	31万2530円	乙2
調査旅費	231万2010円	乙3
資料作成費	98万3667円	乙4
資料購入費	191万0056円	乙5
広報費	362万9033円	乙6
広聴費	1万0500円	乙7

その他の経費

158万9053円

乙8

ウ 上記議長は、同月27日、本件収支報告書（上記収支内訳書の写しを含む。以下同じ。）の写し及び領収書等の写し（乙1～8。枝番を含む。）を被告に送付した。

(5)ア 本件年度末日（平成18年3月31日）現在の政務調査費の残額は、参加人の会計帳簿上、上記(4)の会計処理により0円となっていた。

イ 参加人は、同年7月12日、次のとおり、本件年度末日時点での使用額が65万7000円に達していなかった6人の議員から合計86万4577円の返還を受け、また、参加人の共通経費分（71万5000円）に8345円の残額があることが判明した。その結果、参加人の本件年度における政務調査費の残高は、その会計帳簿上、87万2922円となった。

	議員	使用額(平成18年3月31日時点)	返還額
1	野末義正	29万1766円	36万5234円
2	夏目忠男	31万9315円	33万7685円
3	清水竑尚	59万9097円	5万7903円
4	岩見征生	61万7536円	3万9464円
5	石倉健治	61万9760円	3万7240円
6	石黒 巖	62万9949円	2万7051円
		合計	86万4577円

ウ 参加人は、同年7月19日、本件年度末日時点での使用額が65万7000円を超えていた次の9人の所属議員に対し、上記金額を超過した額（合計104万9771円）のうち87万2922円について、上記イの残額を支給する精算を行った。その結果、参加人の本件年度における政務調査費の残高は、その会計帳簿上、再び0円となった。

	議員	使用額(平成18年3月31日時点)	不足額
1	村松千春	66万2170円	5170円
2	近田明久	71万4068円	5万7068円

3	鈴木雅博	72万7687円	7万0687円
4	小山晃一郎	73万7628円	8万0628円
5	丹羽洋章	75万1364円	9万4364円
6	古関充宏	79万7329円	14万0329円
7	大澤初男	83万7836円	18万0836円
8	中村育男	84万5612円	18万8612円
9	原 基修	88万9077円	23万2077円
		合計	104万9771円

#### (6) 住民監査請求の経緯

ア 朝日新聞は、平成18年6月14日、「参加人が、本件年度に支給された政務調査費の一部を目的外に使いながら、会派内で領収書を操作して、全額、政務調査費として使い切ったと、市長と議長に報告していたことが、朝日新聞が入手した会派の内部資料などで明らかになった。」などと報道し、また、同年7月12日、「参加人は、共通経費の未使用額と合わせ計87万円を、帳尻合わせに協力した市議9人に分配し、市には返還しないことを決めた。」などと報道した。

イ 原告らは、同月11日、豊橋市監査委員に対し、被告が参加人に1057万円を豊橋市に返還させるため必要な措置を講ずべきことを求める住民監査請求（18豊監査第77号）をしたが、上記監査委員は、同年8月31日付けで、これを棄却する旨の決定をし、原告らに対し、その旨を通知した。

なお、上記監査委員は、上記監査結果の通知書末尾に、①「市長に対する要望」として、「公金の適正執行を確保するためには、一定の調査も必要であり、収支報告書のチェック体制を強化することが望まれる。」などと、②「当該会派に対する要望」として、「政務調査費の執行については、平成15年4月11日に公表した住民監査請求の監査結果の中で市議会に対する要望事項として『公費としての政務調査費については、今後も透明性の確保に十分意を用いられ、市民の常識と乖離することがないように要望します。』との意見を付したが、このことが生かされず、再度、市民の疑惑を招いたことは極めて遺憾である。従って、政務調査費の財源が

市民の貴重な税金であることを肝に銘じ、今後においては、より透明性を高め、市民に対し明解な説明責任が果たせるよう厳正かつ適正な執行を行うよう強く要望する。」などと付記した。

#### (7) 本訴の提起

原告らは、平成18年9月28日、名古屋地方裁判所に本件訴えを提起した。

### 3 争点

(1) 参加人が政務調査費を所属議員に一律に分配したことが違法か。

(2) 本件年度終了後に参加人と所属議員との間で政務調査費の精算をしたことが違法か。

(3) 各支出が政務調査費の本来の目的を逸脱した違法なものか。

(4) 被告が参加人に対して不当利得返還請求権の行使をしないことが違法か。

### 4 当事者の主張

(1) 争点(1)について

(原告らの主張)

ア 会派に支給された政務調査費を政務調査活動と無関係に個々の所属議員に一律に交付することは違法である。

政務調査費は、条例でその用途が厳しく限定されており、政務調査活動以外の費用に支出することは許されない。本件条例は、政務調査費は会派に支給されるものと定めており、政務調査費を使用する主体はあくまで会派である。

しかるに、参加人は、本件年度分の政務調査費として交付を受けた1057万円の全額あるいはそのほとんどについて、15人の所属議員に一律に交付し、参加人から交付を受けた各議員は、自由にこれを費消していた。参加人は、かろうじて、各議員の支出後に、提出を受けた領収書等をチェックし、本件用途基準に合っていない支出と思われるものを政務調査費使用額から除外するという措置をとっていたにすぎず、しかも、そのような措置で、どの程度の費消済みの金額が本件用途基準に合っていないとの理由で除外されたのかも全く不明である。参加人としては、豊

橋市に対する報告の際に本件用途基準に合わない支出部分を除外しておけば問題ないという程度の認識でいたものと思われるが、用途が厳格に制限されている公金の管理・運用者としてはさすがに極まりない扱いである。

イ 本件条例8条は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該会派が「その年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額」を控除して残余がある場合、これを返還しなければならないと規定しているから、参加人は、本件年度の末日である平成18年3月末日までに支出しなかった金額はもとより、支出行為は存在してもそれが本件用途基準に当てはまらない支出金をすべて豊橋市に対して返還する義務を負っている。ところが、参加人に交付された本件年度の政務調査費につき、参加人の本件年度における支出行為は、所属議員15人に対し、平成17年6月10日に1人当たり25万円（合計375万円）、同年10月11日に1人当たり42万円（合計630万円）を一律に支払った事実が存するだけである。この支出行為は、参加人自らが仮払金としての支出であると認めていることから分かるように、所属各議員による市政に関する調査研究活動上の出費の有無及び額とは無関係に支出されたものである。

ウ このように、個々の議員に政務調査費を一律に分配することが、政務調査費の用途基準に違反するもので、本件条例8条にいう「その年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出」したものに当たらないことは明白であるから、参加人が政務調査費を個々の議員に一律に分配したことは違法であり、参加人は、その全額を豊橋市に返還する義務を負っている。

（被告の主張）

政務調査費の支給方法につき、一般論としては種々の方法が考えられるが、少なくとも豊橋市における政務調査費は、会派に支給されているのであり、直接個々の議員に支給・分配されているわけではない。原告らの主張は、このような事実を誤解しており、前提自体がおかしい。

（参加人の主張）

政務調査費の支出は、本件収支報告書に添付された領収書等の日付の時点であり、平成17年6月10日及び同年10月11日における支給は、仮払金としての支出である。

(2) 争点(2)について

(原告らの主張)

争点(1)について、仮に事前の一律交付も仮払いとして許されるとの前提に立ったとしても、費消した各議員を信じるしかないという実態の事後チェックでは、政務調査費の交付を受けた会派としての公金管理体制は全く機能していないといわなければならない。しかも、事前の一律交付が「仮払い」との前提に立てば、「精算」行為が存して初めて「支出」行為が完了するはずである。ところが、本件年度の政務調査費についての参加人の「精算」行為は、次年度である平成18年7月に行われており、本件年度には精算行為が行われていないから、結局、本件年度には政務調査費の「支出」は行われなかったと解釈する以外にない。よって、参加人が交付を受けた政務調査費は、すべて豊橋市に返還しなければならない。

(被告の主張)

本件条例8条は、政務調査費に残余があった場合の返還義務を定めているが、平成18年4月20日に参加人から領収書等の写しが添付され、かつ、残余金はない旨の記載がされた本件収支報告書が提出されているのであって、その後、本件収支報告書(領収書等を含む。)の変更がされた事実は一切ない。

そして、同年7月12日に使用額が65万7000円に満たない議員から参加人に残余金が返還され、同月19日、この返還金額を使用額が65万7000円を超える議員に支給した結果、残余金は存在しないのである。会派内において個々の議員がいかなる調査を分担するかは会派内の事務処理の問題にすぎず、豊橋市が関与すべきことではない。

(参加人の主張)

参加人は、支給された政務調査費について、平成18年4月20日までに、領収

書等を添付した本件収支報告書を豊橋市議会議長に提出して適法に報告義務を果たしている。所属議員に対する仮払金の精算時期が適切ではなかったとしても、それは参加人の会派内の事務処理の問題であり、違法の問題を生ずるようなものではない。

(3) 争点(3)について

(原告らの主張)

ア 支出の違法性の判断基準

(ア) 領収書等の資料から、そこに記載されている支出のすべてが市政に関する調査研究に資するものと判断できない場合、その支出は、すべて本件用途基準に合致しない違法な支出とされるべきである。これは、公金の運用は目的外使用などの不正を疑われる余地をなくして厳格に行わなければならないとの市民の目線に立った公金運用の在り方から当然に導き出される原則である。

したがって、適正に記載された領収書の発行を受けていれば、その記載から本件用途基準に沿った支出であることが証明できるにもかかわらず、適正な領収書の取得を怠ったがために、その用途を十分に説明できない場合はもちろんのこと、適正な領収書を取得しても「その支出のすべてが政務調査活動に使用されたことが説明できない支出」も、その全体が違法な支出とされるべきである。

(イ) ある支出が政務調査活動のためでもあるし、他の目的（各議員の政務調査活動以外の議員としての活動や私人としての活動）に伴う支出でもあり得る場合、その区別を領収書等の資料からは明確にすることができない場合も存する（ガソリン代、電話代、インターネット使用料がこれに該当する。）。原告らは、そのような場合、政務調査費からの支出はその全部が違法になるものと考えているが、最近の裁判例においては、条理上、社会通念に従って相当と認められる比率で案分した額を政務調査費と認めている。そこで、この考え方に立って、社会通念に従って相当と認められる比率について、その基準を検討するに、支出内容の性質上、適切に作成された領収書等をもってしても政務調査活動のための支出か政務調査活動以外の議

員としての活動のための支出か、私人としての活動に伴う支出か区別できない場合、特段の事情がない限り、案分比率は、(政務調査活動のための費用) : (政務調査以外の議員活動のための費用) : (私人としての使用分) = 1 : 1 : 2 とするのが合理的である。

よって、支出の性質上政務調査活動のための使用分を明確に区別することができないものは、その全体の支出額の4分の1が政務調査活動に伴う支出とされるべきである。

(7) なお、参加人は、豊橋市議会の各会派が平成13年3月26日に合意した政務調査費の支出に関する申合せ事項(以下「本件申合せ事項」という。)に基づく基準を採用して政務調査費の支出額を算出し、被告もこれを無批判に受け入れているが、本件申合せ事項については、その存在自体が疑問である上、これに基準・規範としての合理性、拘束力がないことは論を俟たない。

#### イ 個別の支出が違法であること

各議員による個別の支出のうち別紙一覧表の「判定」欄に「×」と記載されたものはいずれも違法な支出であり、違法な支出の総額は1009万7024円に上る(なお、各支出項目のうち違法支出額と違法でない支出額の内訳は別紙項目別支出額合計表のとおりである。)

したがって、仮に支出全体について違法でないとしても、参加人が返還義務を負う金員の額は、少なくとも金1009万7024円を下らない。

個別の支出が本件使途基準に違反する理由は、別紙一覧表の「原告らの主張」欄記載のとおりであり、その要点は次のとおりである。

#### (7) 研究研修費

これらは、参加人が主催した研究(研修)会ではなく、議員個人が参加した他団体の会合出席のための出費である。支出に係る領収書等からだけでは、これらの会合が「市政に関する調査研究に資する」ものであるか否かは全く判明しておらず、いずれも本件使途基準に合致していることの証明が不十分である。

#### (イ) 調査旅費

本件用途基準は、調査旅費について、「会派が行う調査研究のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等をいう。）」と定めており、調査旅費も会派の調査のために支払われるものでなければならない。ところが、参加人の支出証明書からは、参加人が取り組んでいる一貫した調査研究を読み取ることができず、目的地も調査対象も各人各様で、市政に関連する研究対象の「先進地」であることの証明はない。また、報告書も領収書もなく、内容が不明である上、多人数で行く必要はなく、観光名所が含まれているなど、観光旅行や懇親旅行との区別ができないものであって、各議員が個人的な理由で調査旅行に出かけているとしか考えられない。

この点について、証人古関充宏は、各議員が事前に申し出て参加人代表者の許可を求めることになっていると証言するが、各議員の申出を信じるしかないということであり、内容の正しさは全く調査されていない。調査結果についても、報告がされるというが、ほとんどの調査が豊橋市に報告されるものではないことを認めており、正しく政務調査費として支出されたか否かは不明である。

したがって、調査旅費として支払われた金員は、正当な調査のためのものとは到底いえない。

#### (ウ) 資料作成費

その大半は、個人的な支出との区別がつかない出費である。

#### (エ) 資料購入費

この費目に係る出費も個人的な支出と区別がつかず、添付された領収書等は本件用途基準に合致していることを証明するものではない。

#### (オ) 広報費

計上されている品目は、大半が、所属議員の支出に係るはがき代、切手代、印刷代等であるが、どのような広報活動に使用されたかについての説明がなく、会派とは関係のない議員活動上の使用、全く個人的な使用との区別がつかないし、会派と

しての報告・PR活動上の経費であることの証明もされていない。

(カ) 広聴費

本件用途基準によれば、「会派が住民から市政又は会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するために開催する会議等に要する経費」であるところ、乙7の会場費は、所属する一議員の主催した会合に要した経費と区別がつかず、会派が開催したものの証明がない。

(キ) その他の経費（ガソリン代）

誰の車に給油されたものか不明であるし、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても、当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がないから目的外の支出である。また、実費の50%が政務調査費から支払われているところ、どれが政務調査のためであるかを限定することは困難であるとしても、個人使用分や政務調査以外の議員活動分が含まれているものと推測されるから、50%を政務調査費に充てるのは不当である。

(ク) その他の経費（電話代）

電話の使用内容が政務調査目的以外のものであるとの疑いがあり、目的外支出である。また、実費の50%が政務調査費から支払われているところ、どれが政務調査のためであるかを限定することは困難であるとしても、個人使用分や政務調査以外の議員活動分が含まれているものと推測されるから、50%を政務調査費に充てるのは不当である。

(ケ) その他の経費（インターネット使用料）

各議員にパソコンが1台ずつ貸与され、インターネットにもつながっているので、調査研究に必要な支出とは認められない。また、各議員の自宅におけるインターネット利用によって政務調査に係る情報を得ることがあるとしても、すべての使用料が政務調査に使われたものであるとは考えられず、私的利用との区別ができない。

(参加人の主張)

ア 本件申合せ事項は、平成13年3月26日、豊橋市議会の各会派が政務調査費を執行する上で、ガソリン代等の経費に係る支出を共通した認識で執行できるようにするため、会派間で一つのガイドラインとして申し合わせたものであり、その内容が政務調査費制度の趣旨に照らし明らかに不合理である場合は格別、そのような事情がない限り、議会の自主性・自律性の観点から尊重されるべきものである。

本件申合せ事項の内容は、別紙「本件申合せ事項」のとおりである。

イ 参加人における政務調査活動は、会派全体で行うものに限らず、所属各議員が一生懸命に行った政務調査活動の成果を会派に持ち寄り、これを反映させる形でも行われていた。そして、参加人が政務調査費として認めるか否かは、本件条例、本件規則、本件申合せ事項、参加人独自の基準に従い、公金を大切にに使わせていただく立場から、判断していた。

参加人による政務調査費の支出は、別紙一覧表の「参加人の主張」欄記載のとおり、いずれも政務調査費の使途基準に適合している。なお、各項目について参加人の主張を整理すると、次のとおりである。

#### (ア) 研究研修費

仮に東愛知サロン会において食事等が提供されるとしても、そのような食事等付き講演会への参加であり、その参加費全額について研究研修費として認められるものである。

#### (イ) 調査旅費

先進地調査又は現地調査については、原則として、調査前に参加人代表者の了解を得た上で議会事務局を通じて視察先に視察依頼をし、視察後、週1回の参加人の総会において調査内容を報告し、参加人における共有財産としている。例外的に、議会事務局を通さずに個人で視察した場合でも、視察後の報告等は同様である。原告らは、個人の視察につき視察していないなどと主張するが、実際に視察していることは明らかである。

#### (ウ) 資料作成費

いずれも、文具・事務用品等を扱う小売店の領収書であり、金額も数千円程度のものであって、政務調査費として認められる説明資料や視察記録等の資料作成のための事務用品代等であることは明らかである。なお、原告らが主張する領収書等の加筆については、参加人の所属議員が領収書の記載内容に漏れがあると認識した場合に、政務調査費としての支出とそれ以外の私的な支出等とを区別するため、また、ただし書は内容を明確にするため、整理の都合上加筆したものにすぎず、一切虚偽はない。

#### (エ) 資料購入費

新聞については、本件申合せ事項に従って1紙を除いており、また、書籍名を明らかにすることは、本件条例、本件規則で要求されていないのみならず、これを明らかにしないことは従前からの扱いでもある。

なお、領収書等の加筆については、上記(ウ)で述べたとおりである。

#### (オ) 広報費

参加人の調査研究活動若しくは議会活動又は市政について住民に報告し、PRする広報の重要性はいうまでもなく、参加人においては、会派として市議団だよりを作成して広報を行うだけでなく、会派の方針に従って所属各議員が広報を行うことのみを認めている。38万人都市である豊橋市の議員がその後援会や住民に対してはがき等郵便で広報した場合、数千通に及んだとしても決して多いものではない。

#### (カ) その他の経費

ガソリン代、携帯電話代、インターネット使用料については、本件申合せ事項に従って支出していた。

これらに関する本件申合せ事項は、使用部分のどれだけが政務調査の経費か否か明確にすることが困難又は不適切であることを考えれば、十分合理的なものである。

#### (被告の主張)

ア 手続的規制により支出の透明性は十分確保されており、一見して政務調査と何の関係もないような場合を除き、各会派の自主的なチェックにゆだねるのが妥

当であり、個別的な支出の有無の妥当性は本件条例 9 条 2 項が定める公開制度を利用することにより、政治部門において討論批判すべきものである。

原告らが違法な支出として個別に主張するものは、次のとおり、いずれも失当である。

(ア) 研究研修費について

a 乙 2 の 1, 2, 5～10, 14, 15 に係る支出

東愛知新聞社は東三河における有力な地方新聞社であり、そのサロン会は各界における要人との意見交換の場でもある。一見して政務調査と無関係とは到底いえない。

b 乙 2 の 3, 4, 11～13 に係る支出

いずれも一見して政務調査と無関係とはいえない。

(イ) 調査旅費について

旅費については豊橋市の支払基準に従い施行されているので領収書は不要である。支出証明書には、いずれも視察の日時・場所・目的の記載があり、一見して政務調査と無関係とはいえない。

また、先進地調査について、本件収支報告書には、参加人の代表者が調査研究活動と認めた経費について支出証明書の写しが添付されており、個人的なものではなく、会派の調査に対し支払われたものである。調査研究のテーマは市政全般にわたり、かつ、柔軟で迅速な対応が求められるものであり、調査項目も多方面にわたっている。したがって、原告らの主張は、著しく論理が飛躍しており、非難は当たらないというべきである。さらに、市政の調査研究の方法は、必ずしも市役所を訪問する場合に限らず、現地を直接訪問することも視察地の住民の意見を聴取することもある。したがって、市役所を訪問していないことをもって私的な旅行であると断ずるのは原告らの単なる憶測にすぎない。

(ウ) 資料作成費について

原告らは、要するに、政務調査活動以外の目的のための利用と区別がつかないこ

とを理由として違法と主張するが、これらはいずれも政務調査活動にとり必要・有益であることはいうを俟たない。一見して政務調査と無関係とは到底いえない。

(エ) 資料購入費について

いずれも一見して政務調査と無関係とは到底いえない。

なお、新聞代については、議員は非常勤の特別職であり、その活動範囲は広く、時間、場所等の制限はない。自宅においても政務調査のための勉強をすることも考えられる。そのような場合、新聞は、情報を迅速かつ広範囲に収集する手段として有効であり、政務調査の資料として不可欠である。

(オ) 広報費について

いずれも参加人の調査活動の報告につき不可欠であり、一見して政務調査と無関係とは到底いえない。

(カ) ガソリン代について

豊橋市のような公共交通機関が十分とはいえない地方都市においては、車の使用は政務調査活動にとり不可欠であり、ガソリン代が一見して政務調査と無関係であるとは到底いえない。

(キ) 電話代及びインターネット使用料について

電話等の通信手段が政務調査活動にとり不可欠であることはいうを俟たない。インターネットについても同様である。インターネットを利用しての情報収集は迅速かつ効率的であり、市政の調査研究のために有効に活用されている。また、参加人から提出された本件収支報告書には参加人の代表者が証明した支出証明書の写しが添付されており、政務調査への使用がされたことの一応の担保となっている。

イ 本件申合せ事項について

(ア) 本件申合せ事項は、平成13年1月30日、同年2月7日、同月14日に当時の会派のすべてで構成される豊橋市議会各派代表者会議において慎重な討論を経た上で合意に至ったものである。

(イ) 本件申合せ事項のうちとりわけ重要なのは、新聞購読料、ガソリン代、電

話代、インターネット料金である。これらはいずれも、原告ら主張のとおり個人的な使用分との区別が困難なものであるが、それを明確に区別する場合は各人の政治活動内容が明らかとなり、自由な政治活動を阻害することになりかねない。そこで、両者の調整として、新聞購読料、ガソリン代、電話代、インターネット接続料金について、別紙「本件申合せ事項」記載 i ~ v の合意がされたのである。

これらはいずれも妥当な割合と考えられる。ii は全額という点疑問が残るが、インターネットは資料収集につき極めて有力な手段であり、政務調査における重要度が高いことからすれば、既述のとおり、全会派代表者が集まり慎重な討論をした結果合意がされたという事実、すなわち議会の自主性・自律性を考慮に入れば違法、不当とはいえない。

#### (4) 争点(4)について

##### (原告らの主張)

政務調査費の支給は、地方自治法100条13項に基づくところ、同項はその用途を「議員の調査研究に資するため必要な経費」と定めているから、それ以外に使われた場合には、当該政務調査費の支出は同項に反する結果となる。一方、地方自治法は、138条の2で普通地方公共団体の執行機関に対してその事務を誠実に管理・執行すべき義務を課し、また、2条14項で事務処理に当たって最少の経費で最大の効果を挙げるべきことを求めている。さらに、地方財政法4条1項は、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえてこれを支出してはならないと定めている。したがって、支給した政務調査費に年度末の段階で残余があった場合や、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」以外に支出された場合については、その支出に対応する部分の利得を当該会派に維持させることに法的合理性はないから執行機関である市長はそれらの返還を命じなければならない。

以上によれば、被告が相手方に不当利得返還請求権の行使を怠っていることは違法である。

### (被告の主張)

豊橋市は、政務調査費について、収支報告書の提出を義務付け、すべての領収書の添付保管を要求し、かつ、公開規定も有しているが、このような制度を採用している地方公共団体は全国的にも少数派に属している。政務調査費は政党活動の自由との関係でその内容調査に限界があることは当然であるが、豊橋市は、最大限公金支出の透明性・明瞭性を尊重し、このような制度を採用しているのであり、手続的には十分な対応を執っているのである。それ以上は、政党活動の自由との関係上、各会派の自主的チェックにゆだねられているというべきであり、被告に違法性は全くない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1), (2)について

(1)ア 地方自治法100条13項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができ、この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないものとしている。

これは、政務調査費の支出の目的を議員の「調査研究に資するため必要な経費」に限定したものであるところ、これを受けて、本件条例は、豊橋市議会の議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として交付する政務調査費に関し必要な事項を定めるものとした上(1条)、①政務調査費は、豊橋市議会における会派に対して交付する(2条)、②政務調査費の額は、会派の所属議員数に1月当たり7万円を乗じて得た額とする(3条1項)、③政務調査費の交付を受けた会派は、当該政務調査費を規則で定める用途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない(5条)、④政務調査費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該会派がその年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経

費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額を返還しなければならないものとしている（8条）。そして、本件規則は、その5条において、本件条例5条に規定する政務調査費の使途基準は、別表の左欄に掲げる項目ごとに右欄に掲げる内容のとおりとするとし、別表において、本件使途基準を定めている。

以上によれば、豊橋市においては、政務調査費は、議員の「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」の一部として市議会における会派に交付されるものであり（これは、政務調査費の支出の目的を、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」に限定したものである。）、その交付を受けた会派は、本件使途基準に従って使用するものとし、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」以外の経費に充ててはならず、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」として支出した総額を控除して残余がある場合は、その残余の額を返還しなければならないものとしているというのであるから、政務調査費が公金であることにもかんがみると、会派は、本件使途基準に従って、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」であるか否かを厳格に判断した上で、これを支出するか否かを決すべきものというべきである。

イ 次に、地方自治法100条14項は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものと規定しているところ、これは、政務調査費の支出の目的を限定したことと相まって、その支出の適正さを確保するために政務調査費に係る収支報告書の提出を義務付けたものと解される。そして、これを受けて、本件条例は、①政務調査費の交付を受けた会派は、当該政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない（6条）、②政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、前年度の交付に係る政務調査費について収支報告書を作成し、毎年4月20日までに議長に提出しなければならない（7条1項）、③収支報告書には、当該収支報告書に記載された支出に係る領収書等の証拠書類の写し（やむを得ない理由により領収書等の証拠書類を徴することができない場合は、会派の代表者が支出を証明する書類の写

し)を添付しなければならないものとし(同条2項),さらに,本件規則は,政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は,当該政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに,当該支出に係る領収書等の証拠書類を整理しなければならないものとしている(8条)。

以上によれば,豊橋市においては,政務調査費の支出の適正さを確保するため,政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は,支出に係る領収書等の証拠書類を徴し,これを整理するとともに会計帳簿を調製するものとし,これに基づいて,会派の代表者が収支報告書を作成して,議長に報告するものとしているというのであるから,会派は,支出に係る領収書等の証拠書類を徴し,本件用途基準に従って,これが「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」であるか否かを判断した上で,その経費に充てるか否か(すなわち,会派の受領した政務調査費を支出するか否か)を決すべきものというべきである。

ウ ところが,参加人は,前記前提事実のとおり,本件年度分の政務調査費について,平成17年6月10日及び同年10月11日(いずれも被告から参加人への政務調査費の振込当日)に各議員に対して一律に合計67万円を分配したというのであり(ただし,後に共通経費分として一律1万3000円を徴収したため,分配額は65万7000円),経理責任者において,各議員から支出に係る領収書等の証拠書類を徴求し,「市政に関する調査研究に資するために必要な経費」であるか否かを判断した上で支出したものではないというのであるから,このような参加人の取扱いは,本件条例の定める政務調査費の支出の在り方から著しく乖離したものであり,その趣旨を逸脱するものであって,相当性に欠けるものといわなければならない。そして,参加人は,前記前提事実のとおり,本件年度に係る収支報告書を提出した後の平成18年7月になって本件年度における政務調査費の使用額が上記65万7000円に達していなかった議員6人から合計86万円余に上る金員の返還を受けるなどの精算を行っているが,上記の相当性に欠ける取扱いをした結果,現実に,本件年度内における処理に不適正さを生じさせたものというべきである。

また、本件条例は、前年度の交付に係る政務調査費について収支報告書を作成し、毎年4月20日までに議長に提出しなければならないと定めているのに、参加人が平成18年4月20日に本件収支報告書を提出した後2か月以上が経過した同年7月になって上記6人の議員から残金の返還を受けるなどの精算を行ったことも、本件条例の在り方から乖離した会計処理というべきであり、その趣旨を逸脱したものとといわなければならない。

したがって、参加人が、本件年度分の政務調査費を一律に各議員に分配したことも、本件年度終了後に各議員との間で精算をしたことも、本件条例の定める政務調査費の支出の在り方から著しく乖離したものであり、その趣旨を逸脱したものであって、相当性を欠くものといわなければならない。

エ もっとも、参加人の上記取扱いは、政務調査費の使用の適正さを確保するという点からは、相当性を欠くものであるが、原告らの主張する豊橋市の参加人に対する政務調査費に係る不当利得返還請求権の成否は、参加人に手続的に相当性を欠くところがあったとしても、その現実の使途が「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」に充てられたものであれば、実体的には適正であったことになり、不当利得返還請求権を生じさせるものではないといわざるを得ない。

そうすると、参加人が各議員に一律に分配したこと、本件年度終了後に各議員との間で政務調査費の精算をしたことのみをもって、参加人に不当利得返還義務が生ずるということはできず、争点(1)、(2)に係る原告らの主張は、結局、採用することができない。

## 2 争点(3)について

(1) 前記のとおり、豊橋市においては、政務調査費は、議員の「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」の一部として市議会における会派に交付されるものであり、その交付を受けた会派は、本件使途基準に従って使用するものとし、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」以外の経費に充ててはならず、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」として支出した総額を控除して

残余がある場合は、その残余の額を返還しなければならないものとされているから、豊橋市が参加人に対して不当利得返還請求権を有するか否かを判断するには、参加人の本件収支報告書に記載された支出の内容が、本件使途基準に従って、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」に充てられたものと認められるか否かを検討すべきである。

なお、本件申合せ事項は、証拠（乙10、丙1、3～6、証人氏原孝正、同古関充宏）によれば、政務調査費の制度の導入に当たり、豊橋市議会の各会派代表者会議において各会派共通課題の執行方法について話し合い決定したものにすぎないものと認められ、これ自体によって政務調査費としての適正な使用か否かが定まるものではないというべきである。

#### (2) 乙2（研究研修費）に係る支出について

本件使途基準は、研究研修費について、「会派が研究会又は研修会を開催するために必要な経費及び会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会又は研修会に参加するために必要な経費（会場費、講師謝礼、出席者の負担金又は会費、交通費、旅費、宿泊費等をいう。）」と定めているところ、証拠（乙2の1～15）によれば、これらの支出に係る経費は、参加人の所属議員の①東愛知新聞社に対する東愛知サロン会の会費合計25万円（5か月分6万円のうち5万円×延べ5人）、②牧天真堂薬局に対する「薬剤師から見た健康法及び健康増進策について」と題する講演の講師代9500円、③東三経済研究舎に対する年会費2万5630円、④東京都における内外情勢調査会10月全国月例懇談会「今後の税制改革を展望する」と題する講演の参加に伴う旅費（限定旅費）2万7400円であることが認められ、いずれも参加人の代表者作成の支出証明書写しが添付されていることに照らし、「会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会又は研修会に参加するために必要な経費」に該当するものと認めるのが相当である（①の会合が飲食を伴うものであるとしても、そのことのみをもって直ちに不適正な支出であるということとはできない。）。

なお、②に係る領収書写し（乙2の4）について、あて先が「自民党豊橋市議団」と記載されていたものが「豊橋自民党市議団」と訂正され、「原」の訂正印が押捺されているところ、これは領収書を受け取った豊橋市議会議員原基修が自らあて先を訂正したものと認められ、適正な訂正ではないが、これにより上記領収書写しに係る支出が違法となるものとはいえない。また、④については、領収書写しが添付されていないが、参加人代表者の支出証明書写しが添付されており、その支出の性格等にもかんがみると、上記支出証明書写しにより④に係る支出の存在が認められるものというべきである。

以上によれば、別紙一覧表の「乙2 研究研修費」欄記載に係る支出31万2530円は、いずれも研究研修費としての支出に当たるものと認められる。

### (3) 乙3（調査旅費）に係る支出について

本件用途基準は、調査旅費について、「会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等をいう。）」と定めているところ、証拠（乙3の1～18）によれば、これらの支出に係る経費は、参加人の所属議員の①東京都における経済産業省「太陽光発電の今後の政策について」の調査に伴う旅費（限定旅費）5万4800円（豊橋市議会議員中村育男，同古関充宏），②和歌山県那賀郡打田町（現・紀の川市）におけるファーマーズマーケット「めっけもん広場」についての調査に伴う旅費宿泊費等7万6960円（同近田明久，同岩見征生），③福岡市・五島市におけるアイランドシティー・農業後継者育成（Iターン）についての調査に伴う旅費宿泊費等57万6720円（同古関充宏，同中村育男，同大澤初男，同岩見征生，同鈴木雅博，同石黒巖），④東京都豊島区の公園整備についての視察に伴う旅費2万7400円（同小山晃一郎），⑤長野県松本市の合併についての視察に伴う旅費3万2320円（同小山晃一郎），⑥山形市の一人暮らしの高齢者世帯の防火診断についての視察に伴う旅費5万7220円（同小山晃一郎），⑦山形市の保健センター・福島市の子ども関連施設（こむこむ館）・宇都宮市の公募債と農業公園（ろまんちっく村）についての調査に伴

う旅費宿泊費等51万8280円（同鈴木雅博，同村松千春，同石倉健治，同大澤初男，同近田明久，同丹羽洋章，同古関充宏），⑧福島市の子ども関連施設（こむこむ館）と駅前開発についての調査に伴う旅費宿泊費等5万2120円（同原基修），⑨東京都の沿岸堤防についての調査に伴う旅費（限定旅費）5万4800円（同古関充宏，同中村育男），⑩東京都品川区の防災・危機管理e-カレッジについての視察に伴う旅費2万7400円（同小山晃一郎），⑪新潟市と長岡市の刈谷田川災害と復旧事業・金沢市の美術博物館についての調査に伴う旅費宿泊費7万1270円（同石黒巖），⑫岡山県倉敷市の市・町合併についての視察に伴う旅費4万2720円（同小山晃一郎），⑬兵庫県姫路市産業局観光推進部観光振興課における文化遺産の保存と振興・史跡のPRについての調査に伴う旅費宿泊費3万9140円（同原基修），⑭香川県丸亀市の学校2学期制・愛媛県今治市の多目的国際ターミナル整備事業・愛媛県喜多郡内子町のフレッシュパーク「からり」についての調査に伴う旅費宿泊費20万1060円（同大澤初男，同鈴木雅博，同石黒巖），⑮香川県丸亀市の学校2学期制・愛媛県今治市の多目的国際ターミナル整備事業についての調査に伴う旅費宿泊費9万7980円（同古関充宏，同村松千春），⑯香港の農産物輸出状況結果についての調査に伴う旅費宿泊費等26万3960円（同岩見征生，同近田明久），⑰静岡県御前崎市の港湾施設と取付道路・同県袋井市の防災対策についての調査のための豊鉄観光株式会社に対するバス借上げ料11万7860円であることが認められ，いずれも参加人の代表者作成の支出証明書写しが添付されている（⑰については領収書写しも添付されている。）ことに照らし，「会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費」に該当するものと認めるのが相当である。

なお，原告らは，上記支出について，参加人が取り組んでいる一貫した調査研究を読み取ることができず，目的地も調査対象も各人各様で，市政に関連する研究対象の「先進地」であることの証明がないこと，報告書や領収書がなく，調査内容が不明であること，観光旅行や懇親旅行と区別がつかないことなどを理由として，本

件使途基準に適合していない旨主張するが、上記のとおり、参加人代表者の支出証明書写しが添付されていることや、その調査・視察目的等にかんがみると、本件使途基準に従った調査旅費に当たるものと認めるのが相当である。また、原告らは、①、⑨については実際に行ったことの裏付けがなく、④～⑥、⑩～⑬については視察したことの裏付けがないと主張するが、参加人における視察の手続は、(ア)視察予定者が会派代表者に事前の伺いを立て、(イ)その了承を得た上で視察し、(ウ)参加人の総会に視察の結果を報告して参加人全体で情報を共有するというものであり、かつ、(エ)会派代表者が支出証明書を発行したものについてはいずれも視察の報告があったものと認められるから（証人古関充宏）、原告らの主張は採用することができない。

以上によれば、別紙一覧表の「乙3 調査旅費」欄記載に係る支出231万2010円は、いずれも調査旅費としての支出に当たるものと認められる。

#### (4) 乙4（資料作成費）について

ア 本件使途基準は、資料作成費について、「会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費又はリース料等をいう。）」と定めている。

被告・参加人は、乙4の1～123に係る支出が資料作成費に当たる旨主張するところ、原告らは、このうち乙4の6、7に係る地籍図、乙4の26、27に係る都市計画図、乙4の93、94に係る地籍図の複写費用等については、資料作成費として支出されたものであることを争わないが、その余の支出については、いずれも資料作成費として支出されたものであることを争っている。

イ そこで、原告らの争う支出（乙4の1～5、8～25、28～92、95～123）について、以下、検討を加える。

(ア) 乙4の1～5、8、9、11～21、24、25、29～48、50～54、56～75、77～84、86～92、95～98、100、102～108、110～119、121～123について

これらについては、商品名等が領収書等の写しに示されており、その金額、購入先（店舗等）等に照らしても、「会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費」に該当するものと認めるのが相当である（なお、上記領収書写しの中には、ただし書欄に「事務用品」、「文具類」とのみ記されているものもあるが、商品の性質上、このような概括的な記載になることもやむを得ないものと考えられるから、購入先において正規に発行された領収書と認められるものであり、その金額等が不自然なものでない限り、このような概括的な記載がされていることのみをもって資料作成費としての支出がされたものと認められないとすることはできない。また、乙4の21, 73, 86に係る支出も、資料印刷費を含むなど資料作成に係るものとして見ると、これが不自然に高額な金額とはいえず、乙4の38, 72, 102, 119に係る支出も、資料作成に係るコピー代金として見たときに、不自然なものということとはできない。さらに、乙4の40, 41, 114, 115に係る支出も、参加人代表者の支出証明書写しが添付されていることに照らし、資料作成費として支出されたものであると認めるのが相当である。）。

(イ) 乙4の10, 22, 23, 28, 49, 55, 76, 85, 99, 101, 109, 120について

これらの領収書のうち乙4の109の一部はグッドウィル豊橋店発行名義のものであり、その余はいずれもカーマホームセンター豊橋汐田橋店発行名義のものであるところ、印字された年月日、担当者が異なるにもかかわらず、いずれも同一人の筆跡であて名及び商品名が記載されており、参加人は、これらは「整理の都合上支払者側で記入した」旨主張している。そうすると、これらの店舗が販売する商品が事務用品に限られないものであることにもかんがみると、参加人の側でまとめて商品名等を記入した上記領収書写しによっては、その支出が資料作成費として支出されたものとは認められないというべきである。他に、これらの支出が資料作成費として支出されたものと認めるに足りる証拠はなく、これらは資料作成費以外の支出といわなければならない（なお、乙4の25の領収書写しは、カーマホームセンタ

一豊橋汐田橋店発行に係るものであるが、他の同店発行の領収書写しとは異なる筆跡で記載されたものであり、商品名も「事務用品（用紙ほか）」と記載されていることなどに照らし、その支出を資料作成費に当たるものと認めるのが相当である。)

ウ 以上によれば、別紙一覧表の「乙4 資料作成費」欄記載に係る各支出のうち7万3614円は資料作成費以外の支出であるが、その余の91万0053円は資料作成費としての支出に当たるものと認められる。

(5) 乙5（資料購入費）について

ア 本件使用基準は、資料購入費について、「会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」と定めている。

被告・参加人は、乙5の1～218に係る支出が資料購入費に当たる旨主張するところ、原告らは、このうち乙5の2に係る「地方議会議員活動データファイル～議員発言事例集～」，乙5の23に係る「第51次愛知農林水産統計年報」，乙5の38，76，111，155，158，182，199に係る「しんぶん赤旗」日曜版，乙5の134に係る「公明新聞」については、資料購入費として支出されたものであることを争わないが、その余の支出については、いずれも資料購入費として支出されたものであることを争っている。

イ そこで、原告らの争う支出（乙5の1，3～22，24～37，39～110，112～133，135～181，183～218。なお、乙5の76，155，158，199は、「しんぶん赤旗」日曜版以外の新聞に係る部分）について、検討を加えるに、これらについては、書籍、新聞等の代金、購読料等として支出されたものであることがその領収書等の写しに示されており（ただし、乙5の121のうち499円のものについては、「品代（事務用品）」と記載されており、本来、資料作成費に含めるべきものである。そして、上記(4)に説示したところに照らし、適正な資料作成費の支出と認められる。なお、乙5の89，116，201の郵便振替払込金受領証には商品名の記載がないが、払込先が日本教育新聞社、

ピーエヌサービス出版部、新日本法規出版株式会社とされていることに照らし、その発行する新聞、書籍等の代金と認められる。）、その支出の内容等に照らしても、「会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」に該当するものと認めるのが相当である（なお、上記領収書等の写しの中には、「書籍代」、「本代」とのみ記され、具体的な書籍名が明らかでないものもあるが、市政の対象が広範なものにわたることにかんがみると、具体的な書籍名が明らかでないものについても、それが書籍代、本代として支出されたものであることが認められる以上、資料購入費に当たるものと認めるのが相当である。）。

ところで、原告らは、領収書に明示されている書籍名が市政の調査研究活動と無関係なものや他の議員活動に係るものと区別のつかないものがあり（乙5の135, 173, 186）、また、レシートに「文芸」と打ち出されているものがあり（乙5の161, 162）、これらは個人的な趣味に基づく支出であるなどと主張するが、原告らが指摘する書籍名及びレシートの記載によっても当該書籍が会派の調査研究活動と無関係なものとは直ちに認め難く、市政の対象が広範なものにわたることにかんがみると、資料購入費に当たるものと認めるのが相当である。また、原告らは、議員宅への宅配新聞が個人的な購読と区別がつかないなどと主張するが、新聞は情報を迅速かつ広範囲に収集する有効な手段であり、議員が自宅において新聞を購読することは会派の調査研究活動と無関係なものとは直ちに認め難く、資料購入費に当たるものと認めるのが相当である（なお、証人古関充宏は、本件申合せ事項に基づき、新聞代のうち1紙を除いた分を政務調査費と認めていると証言するが、本件申合せ事項が会派の支出の政務調査費該当性を判断する基準とはならないことは上記(1)に説示したとおりであり、各議員が実際に1紙を除いているか否かは問題とならない。）。

次に、原告らは、乙5の5, 6, 9, 10, 30, 31, 41, 42, 52～55, 70, 71, 74, 93, 94, 101, 121（ただし書に「書籍」とあるもの）、122, 148, 169, 193, 210の各領収書について、発行者な

いし担当者が異なるのに同一人の筆跡である名又は商品名が記載されている旨主張し、参加人も、乙5の52～55、74を除き、これらは「整理の都合上支払者側で記入した」旨主張している。しかしながら、これらの領収書は、いずれも「精文館書店」、「豊川堂」、「第1ブックセンター」、「ブックランドあいむ」又は「あおい書店」という書店の発行に係るものであり、書籍の購入代金の領収書として発行されたものであることが推認され、かつ、その体裁等から見て正当に入手したものと推認されるものであるから、これらが同一人の筆跡に係るものであることをもって直ちにその支出が資料購入費として支出されたものであることが否定されるものとはいえない。

さらに、原告らは、乙5の11、99、173の領収書に係る新聞代金の支出には、平成17年4月分、5月分の新聞代金が含まれている可能性が高いと指摘するところ、乙5の173は、1年分（平成17年4月～平成18年3月）の購読料であり、乙5の11、99も、その金額から見て1年分の購読料と推認されるが、本件年度分の政務調査費をもって新聞、雑誌のバックナンバーを購入することも許されるというべきであるから、本件年度において支出されたものと認められるものである限り、それが平成17年4月分、5月分の新聞代金に充てられたことをもって直ちに違法ということはできない。また、原告らは、乙5の89に係る受領書と乙5の91に係る領収書は同じ支出を二重に計上したものであると主張するが、金額と支払先が同じであっても別の議員がそれぞれ購読している可能性もあり、他に二重計上の事実を認めるに足りる証拠はないから、採用することができない。

ウ 以上によれば、別紙一覧表の「乙5 資料購入費」欄記載に係る支出191万0056円は、いずれも資料購入費としての支出に当たるもの（ただし、うち499円は本来資料作成費に計上されるべきもの）と認められる。

(6) 乙6（広報費）について

ア 本件用途基準は、広報費について、「会派の調査研究活動若しくは議会活動又は市政について住民に報告し、PRするために必要な経費（広報紙又は報告書

の印刷製本費及び送料，会場費等をいう。）」と定めている。

被告・参加人は，乙6の1～47の領収書写しに係る支出が広報費に当たる旨主張するところ，原告らは，このうち乙6の37，40に係る「豊橋自民市議団だより」作成費については，広報費として支出されたものであることを争わないが，その余の支出については，いずれも広報費として支出されたものであることを争っている。

イ そこで，原告らの争う支出（乙6の1～36，38，39，41～47）について，検討を加えるに，これらについては，はがき代，切手代（郵送料），印刷代として支出されたものであることがその領収書の写しに示されており，その支出の内容等に照らして，「会派の調査研究活動若しくは議会活動又は市政について住民に報告し，PRするために必要な経費」に該当するものと認めるのが相当である。なお，原告らは，乙6の24の印刷代4万8000円，乙6の45～47のはがき代，切手代合計14万円について，本件年度に使用されたものでないと推認されるなどと主張するが，当該領収書の記載等に照らし，本件年度において広報費として支出されたものと認められるから，これを違法な支出ということはできない。

ウ 以上によれば，別紙一覧表の「乙6 広報費」欄記載に係る支出362万9033円は，いずれも広報費としての支出に当たるものと認められる。

#### (7) 乙7（広聴費）について

ア 本件用途基準は，広聴費について，「会派が住民から市政又は会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するために開催する会議等に要する経費（会場費，印刷製本費，茶菓子代等をいう。）」と定めている。

被告・参加人は，乙7の羽田八幡宮発行の領収書写しに係る会場費1万0500円の支出が広聴費に当たる旨主張するところ，原告らは，会合の目的が不明であり，会派の開催したものであることの証明がないとして，広報費として支出されたものであることを争っている。

しかしながら，参加人が広聴費の支出の証拠書類として上記領収書写しを提出し

ていることに照らすと、乙7に係る支出は「会派が住民から市政又は会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するために開催する会議等に要する経費」として支出されたものと認めるのが相当であり、別紙一覧表の「乙7 広聴費」欄記載に係る支出1万0500円は、広聴費としての支出に当たるものと認められる。

(8) 乙8（「その他の経費（ガソリン代）」）について

ア 本件用途基準は、「その他の経費」について、「上記以外の経費で会派が行う調査研究活動のために必要な経費」と定めている。

参加人は、本件収支報告書において、乙8の1～22, 27, 28, 33～36, 41～50, 59～68, 71, 72, 81, 82, 87～98, 101～104, 107, 108, 117～124, 127, 128, 135～138, 141～144, 149, 150, 153～160, 163, 164, 171～174, 177～180, 183～188, 193, 194, 201, 202, 205～218, 221～224, 227～230, 239～254, 257, 258, 261～268, 273～276, 281, 282, 285～296, 301, 302, 307～312, 315, 316, 319～322, 327, 328, 333～338, 341～344, 351～354, 357, 358, 371～382, 387, 388, 391, 392, 395～402, 405, 406, 411, 412, 415, 416に係るガソリン代の支出の2分の1が「その他の経費（ガソリン代）」として政務調査費に当たるとしていたところ、原告らは、いずれも政務調査費として支出されたものであることを争っている。

イ そこで、検討するに、会派の調査研究活動のために使用した自動車のガソリン代は「その他の経費」として政務調査費に当たるが、個人的な目的や政務調査以外の議員活動に係るガソリン代について政務調査費を支出することは本件用途基準に反することとなるところ、ガソリン代について政務調査を目的とする部分とそれ以外の部分とを厳格に区分することは必ずしも容易でないから、支払ったガソリン代の50%を政務調査費として計上することは、領収書等によって支出が裏付け

られている限り、本件用途基準に従った適法な支出であると認めるのが相当である（なお、原告らは、領収書に「掛売」と記載のあるものについては実際に現金を支出したものではないから目的外支出であると主張するが、失当である。）。

ところで、原告らは、領収書の中に①ただし書や支払者の記載がないか不十分なもの、②支払者においてあて先を加筆したもの、③代金が3万円以上であるにもかかわらず印紙の貼付がないもの、④ガソリン代として不当に高額のものがあるなどと主張するが、ガソリン代の支出については、いずれも領収書と共に参加人代表者による支出証明書が提出され、これらによって支出が裏付けられているのであるから、原告らの上記主張はいずれも失当である。

また、原告らは、乙8の12のうち5月30日付け領収書に係る支出は、本件年度以前の支出であると主張し、参加人もこれを認めている。したがって、同領収書に係る支出（1968円相当）は、本件年度の政務調査費の支出とは認めることができない（なお、原告らは「6月分」とのただし書がある領収書に係る支出にも平成17年5月分が含まれている可能性がある」と主張するが、これを認めるに足りる証拠はなく、採用することができない。）。

さらに、原告らは、乙8の16の領収書に係る支出と乙8の44の領収書に係る支出が同じガソリンスタンドにおける同じ「6月分」の支出であり二重計上が疑われると主張するが、支払日、金額が異なっており、採用することができない。

そうすると、乙8の1～22, 27, 28, 33～36, 41～50, 59～68, 71, 72, 81, 82, 87～98, 101～104, 107, 108, 117～124, 127, 128, 135～138, 141～144, 149, 150, 153～160, 163, 164, 171～174, 177～180, 183～188, 193, 194, 201, 202, 205～218, 221～224, 227～230, 239～254, 257, 258, 261～268, 273～276, 281, 282, 285～296, 301, 302, 307～312, 315, 316, 319～322, 327, 328, 333～338, 341～344,

351～354, 357, 358, 371～382, 387, 388, 391, 392, 395～402, 405, 406, 411, 412, 415, 416に係る支出（ただし、乙8の12のうち5月30日付け領収書に係る分を除く。）の50%は、「会派が行う調査研究活動のために必要な経費」に該当するものと認めるのが相当である。

ウ 以上によれば、別紙一覧表の「乙8 その他の経費（ガソリン代）」欄記載に係る各支出のうち1968円については本件年度の政務調査費以外の支出であるが、その余の97万0391円は本件年度の政務調査費の支出に当たるものと認められる。

(9) 乙8（「その他の経費（電話代）」）について

ア 前記のとおり、本件用途基準は、「その他の経費」について、「上記以外の経費で会派が行う調査研究活動のために必要な経費」と定めている。

参加人は、本件収支報告書において、乙8の23, 24, 29～32, 37～40, 51～56, 69, 70, 73～80, 83～86, 105, 106, 109～116, 125, 126, 129～134, 145～148, 151, 152, 161, 162, 165～170, 181, 182, 189～192, 197～200, 203, 204, 219, 220, 225, 226, 233～238, 255, 256, 259, 260, 269, 270, 283, 284, 303～306, 313, 314, 325, 326, 329～332, 339, 340, 345～350, 355, 356, 359～366, 369, 370, 383～386, 393, 394, 403, 404, 407～410に係る携帯電話料金等の支出の2分の1が「その他の経費（電話代）」として政務調査費に当たるとしていたところ、原告らは、いずれも政務調査費として支出されたものであることを争っている。

イ そこで、検討するに、会派の調査研究活動のために使用した電話・携帯電話の料金は「その他の経費」として政務調査費に当たるが、個人的な目的や政務調査以外の議員活動に係る電話・携帯電話の料金について政務調査費を支出すること

は本件用途基準に反することとなるところ、電話・携帯電話の料金について政務調査を目的とする部分とそれ以外の部分とを厳格に区分することは必ずしも容易でないから、支払った料金の50%を政務調査費として計上することは、領収書等によって支出が裏付けられている限り、本件用途基準に従った適法な支出であると認めるのが相当である。

ところで、原告らは、領収書の中に①契約者が不明であるもの、②あて名が消されているもの、③契約者が議員個人であるものがあるなどと主張するが、電話・携帯電話の料金の支出については、いずれも領収書と共に参加人代表者による支出証明書が提出され、これらによって支出が裏付けられているのであるから、原告らの上記主張はいずれも失当である。

また、原告らは、平成17年1月31日振替に係る乙8の330の領収書、同年3月31日振替に係る乙8の410の領収書に係る支出は、いずれも本件年度以前の支出であると主張し、参加人もこれを認めている。また、乙8の24の領収書、乙8の364の領収書には、それぞれ「2005年5月ご利用分」、「平成17年2月分」との記載があるから、これらに係る支出は、いずれも本件年度以前の政務調査費に係る支出であることが明らかである。さらに、NTTドコモ発行に係る領収書には前月の利用分が翌月請求分として記載されていると認められるところ（乙8の330、364、410参照）、NTTドコモ発行に係る乙8の30、32、38、40の各領収書にはいずれも「平成17年6月請求分」との記載があり、乙8の404、408の各領収書にも「平成17年6月請求分」が含まれているから、これらに係る支出は、いずれも本件年度以前の政務調査費に係る支出であることが明らかである。したがって、これら本件年度以前の政務調査費に係る支出（合計3万3579円相当）は、適法な支出と認めることができない。

そうすると、乙8の51～56、69、70、73～80、83～86、105、106、109～116、125、126、129～134、145～148、151、152、161、162、165～170、181、182、189～19

2, 197~200, 203, 204, 219, 220, 225, 226, 233  
~238, 255, 256, 259, 260, 269, 270, 283, 284,  
303~306, 313, 314, 325, 326, 331, 332, 339, 3  
40, 345~350, 355, 356, 359~362, 365, 366, 36  
9, 370, 383~386, 393, 394, 403, 404, 407, 408  
に係る支出の50%は、「会派が行う調査研究活動のために必要な経費」に該当す  
るものと認めるのが相当である（ただし、乙8の403, 404, 407, 408  
に係る支出については、平成17年6月請求分を除く。なお、乙8の235, 23  
6, 355, 356については、その記載等に照らし、ガソリン代に係るものと認  
められ、本来、「その他の経費（ガソリン代）」に含めるべきものである。また、  
乙8の53~56, 105, 106, 147, 148, 191, 192, 233,  
234, 325, 326, 359, 360については、その発行者の業務内容や参  
加人の主張等に照らし、インターネット使用料に係るものと認められ、本来、「そ  
の他の経費（インターネット）」に含めるべきものである。そして、上記(8), 後  
記(10)に照らし、これらはいずれも適法な政務調査費の支出と認められる。）。

ウ 以上によれば、別紙一覧表の「乙8 その他の経費（電話代）」欄記載に  
係る各支出のうち3万3579円については政務調査費以外の支出であるが、その  
余の30万1112円は政務調査費としての支出に当たるもの（ただし、うち67  
87円は本来ガソリン代として、2万9284円はインターネット使用料として計  
上されるべきものである。）と認められる。

(10) 乙8（「その他の経費（インターネット）」）について

ア 前記のとおり、本件使用基準は、「その他の経費」について、「上記以外  
の経費で会派が行う調査研究活動のために必要な経費」と定めている。

被告・参加人は、乙8の25, 26, 57, 58, 99, 100, 139, 14  
0, 175, 176, 195, 196, 231, 232, 271, 272, 277  
~280, 297~300, 317, 318, 323, 324, 367, 368,

389, 390, 413, 414, 417~422に係るインターネット料金が「その他の経費（インターネット）」として政務調査費に当たる旨主張するところ、原告らは、いずれも政務調査費として支出されたものであることを争っている。

イ そこで、検討するに、会派の調査研究活動のために使用したインターネット使用料金は「その他の経費」として政務調査費に当たるが、個人的な目的や政務調査以外の議員活動に係るインターネット使用料金について政務調査費を支出することは本件用途基準に反することとなるところ、インターネット使用料金について政務調査を目的とする部分とそれ以外の部分とを厳格に区分することは必ずしも容易でないから、支払った料金の50%を政務調査費として計上することは、領収書等によって支出が裏付けられている限り、本件用途基準に従った適法な支出であると認めるのが相当である（なお、本件申合せ事項は、インターネット接続代金につき、「使用した額の全額を政務調査費として認める。」としているが、本件申合せ事項が会派の支出の政務調査費該当性を判断する基準とはならないことは上記(1)に説示したとおりである。インターネットが一般に普及し、政務調査活動以外にも広く使用されるものであるという実態に照らすと、使用した額の全額ではなく、その50%を政務調査費として認めるのが相当である。）。

ところで、原告らは、各議員に1台ずつ貸与されているパソコンがインターネットにつながっているので、インターネット使用料は調査研究に必要な支出とは認められないと主張するが、議員の政務調査活動には時間や場所の制約はなく、自宅等においてインターネットを利用して政務調査活動を行うこともあるのであるから、各議員にインターネットの使用が可能なパソコンが貸与されているとしても、インターネット使用料金が調査研究にとって必要な支出でないということとはできない。

また、原告らは、乙8の390に係る支出は契約者が不明で個人的利用の疑いもある、NTT西日本に対する支出にはインターネット使用料金以外に固定電話の回線使用料が含まれているなどと主張するが、インターネット使用料金の支出については、いずれも領収書と共に参加人代表者による支出証明書が提出され、これらに

よって支出が裏付けられているのであるから、原告らの上記主張はいずれも失当と  
いうべきである。

さらに、原告らは、平成17年6月分に係る支出には平成17年5月以前に使用  
した分が含まれていると思われると主張するが、これを認めるに足りる証拠はない  
から、採用することはできない。

そうすると、乙8の25, 26, 57, 58, 99, 100, 139, 140,  
175, 176, 195, 196, 231, 232, 271, 272, 277~2  
80, 297~300, 317, 318, 323, 324, 367, 368, 38  
9, 390, 413, 414, 417~422に係る支出の50%は、「会派が行  
う調査研究活動のために必要な経費」に該当するものと認めるのが相当である。

ウ 以上によれば、別紙一覧表の「乙8 その他の経費（インターネット）」  
欄記載に係る支出28万2003円については、その50%に当たる14万100  
1円は政務調査費としての支出に当たると認められるが、その余は政務調査費以外  
の支出といわなければならない。

### 3 争点(4)について

(1) 争点(3)で検討したところによれば、参加人の本件年度における政務調査費  
としての支出額は、次のとおり、合計1049万6686円となる。

研究研修費	31万2530円
調査旅費	231万2010円
資料作成費	91万0053円
資料購入費	191万0056円
広報費	362万9033円
広聴費	1万0500円
その他の経費	141万2504円
合計	1049万6686円

そうすると、参加人には、本件年度において交付を受けた政務調査費の総額（1  
057万円）から参加人が本件年度において市政に関する調査研究に資するため必

要な経費として支出した総額（1049万6686円）を控除して7万3314円の残余があると認められ、これは法律上の原因がない利得であるから、参加人は、豊橋市に対し、同額の不当利得返還義務を負うものと認めるのが相当である。

なお、不当利得返還債務は、法律の規定により発生した債務であり、期限の定めのない債務であるから、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負うところ、参加人がこれまでに被告から履行の請求を受けたことを認めるに足りる証拠はないから、現時点において遅延損害金の発生を認めることはできない。

(2) 地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（地方自治法240条2項）、原則として、債権を行使するか否かについての裁量の余地はないのであるから（最高裁平成12年（行ヒ）第246号同16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）171条から171条の7までに係る徴収停止事由等がないにもかかわらず相当期間その債権を行使しない場合には、それを正当化する特段の事情がない限り財産の管理を怠るものとして違法というべきである。本件では、前記のように、参加人には本件年度分として支給された政務調査費に7万3314円の残余があると認められ、被告は、前記前提事実(4)ウのとおり、平成18年4月27日、豊橋市議会議長から本件収支報告書の写し及び領収書等の写しを送付されたにもかかわらず、参加人に対する不当利得返還請求権を行使しておらず、債権の不行使を正当化する特段の事情があるものとも認められない。

そうすると、被告が参加人に対して不当利得返還請求権を行使していないことは違法であり、原告らの請求は参加人に対し7万3314円の支払を請求するよう被告に求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。



裁判長裁判官 松 並 重 雄

裁判官 前 田 郁 勝

裁判官 廣 瀬 達 人



(別紙)

当事者目録

愛知県豊橋市	原告

愛知県豊橋市中郷町25番地





原 告

愛知県豊橋市

原 告

上記27名訴訟代理人弁護士

長 屋 誠

小 林 修

川 崎 浩 二

愛知県豊橋市今橋町1番地

被 告

豊 橋 市 長

佐 原 光 一

同訴訟代理人弁護士

足 立 陽 一 郎

愛知県豊橋市今橋町1番地

被 告 補 助 参 加 人

豊 橋 自 由 民 主 党 市 議 団

同 代 表 者 団 長

近 田 明 久

同訴訟代理人弁護士

鈴 木 哲 哉

(別紙)

項目別支出額合計表

		参加人による 精算額	原告の主張	
			違法な支出額	違法でない支出額
1	研究研修費	¥312,530	¥312,530	¥0
2	調査旅費	¥2,312,010	¥2,312,010	¥0
3	資料作成費	¥983,667	¥978,367	¥5,300
4	資料購入費	¥1,910,056	¥1,745,276	¥164,780
5	広報費	¥3,629,033	¥3,149,288	¥479,745
6	広聴費	¥10,500	¥10,500	¥0
7	その他経費(①～③合計)	¥1,589,053	¥1,589,053	¥0
	①ガソリン代	¥972,359	¥972,359	¥0
	②インターネット	¥282,003	¥282,003	¥0
	③電話代	¥334,691	¥334,691	¥0
1～7の合計		¥10,746,849	¥10,097,024	¥649,825

(別紙)

本件申合せ事項

- i ガソリン代  
使用した額の50%以内を政務調査費として認める。
- ii インターネット接続代金  
使用した額の全額を政務調査費として認める。
- iii 携帯電話料金  
使用した額の50%以内を政務調査費として認める。
- iv 新聞購読料  
議員が購読する新聞のうち、1紙は個人用の新聞として政務調査費の対象から除外する。
- v 家庭電話料金  
使用した額の50%以内を政務調査費として認める。
- vi パソコンの購入とリース  
各会派の判断に基づく。
- vii 備品購入と取扱い  
各会派の判断に基づく。
- viii 調査旅費  
豊橋市旅費支給条例の規定を準用する。
- ix 海外調査旅費  
政務調査費の対象とする。

領収書等 (号数)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
乙2 研究研修費				312,530					
Z.2の1	東愛知サロン会17.6～10	柳東愛知新聞社	6月14日	50,000	60,000	×	50,000	<p>一般紙を発行する新聞社が主催する会合である。会費に税金を賄われている政務調査費を支出することは、特定の会派または市議会議員と特定のマスメディアとの過度の結びつきを生み出すマスメディア支配につながるおそれがあり、政務調査費の支出対象としては不適切である。古関証人によれば、会派としてでなく個々の議員が個人として参加しているにすぎない。また、会派の経理責任者ですら、どのような内容で、誰が参加しているのかも把握していない。(古関証人30、31頁)</p> <p>飲食を伴う会合であることから不適正な支出であることは明らかである。</p>	<p>地元新聞社主催による、月1回の、政治、経済、文化など各方面の著名人の講演会の会費であり、会費半年分6万円を一括払いするものである。</p>
の2	上記領収書 サロン会費17.5～17.10								
の5	東愛知サロン会17.11～18.3								
の6	上記領収書東愛知サロン会費 17.11～18.4								
の7	東愛知サロン会17.11～18.3								
の8	上記領収書 東愛知サロン会 17.11～18.4								
の9	東愛知サロン会17.6～10								
の10	上記領収書 東愛知サロン会 17.5～17.10								
の14	東愛知サロン会17.11～18.3								
の15	上記領収書 東愛知サロン会17.11～18.4								
の3	薬剤師から見た健康法及び健康増進策について	合致天眞堂薬局	8月9日	9,500	9,500	×	9,500	<p>市政に関する政務調査とは無関係な内容であり、目的外支出である。</p> <p>訂正印が「原」と読める。変造は明らかである。</p>	<p>領収書は名称を間違えたので誤って修正した。そのために支出証明書を添付した。</p>
の4	上記領収書 講師代(資料含む)								
の11	内外情勢調査会旅費等	東京限定旅費 石倉	11月7日	27,400		×	27,400	<p>市政に関する政務調査とは、無関係な内容であり、目的外支出である。</p> <p>報告書も領収書もなく実際に行ったかどうか不明である。</p>	<p>支出証明書記載のとおり。</p>
の12	東三経済研究会年会費	東三経済研究会	12月26日	25,630	25,630	×	25,630	<p>会派とは無関係な個人的な会費である。何に関する調査かも不明であり、政務調査活動に必要と主張するなら報告書を提出すべきである。</p>	<p>政務調査活動として支出している。</p>
の13	上記振込受取書 振込人野末義正								
				合計金額	312,530				

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
Z3 調査旅費				2,312,010					
Z3の1	東京都経産省 太陽光発電の今後	東京限定旅費 7/1 中村 古関	7月5日	54,800		×	54,800	報告書も領収書もなく、内容も不明であるし、日程表、領収書あるいは旅費計算書や報告書など、実際に行ったかどうかの裏付けもない。視察内容も旅費内訳も不明である。それらの書類を添付すべきである。	視察先 視察内容は支出証明書「支出内容」欄記載のとおり。 金額については行く先 行程により豊橋市旅費支給条例に準じて計算されている。
の2	ファーマーズマーケット「めっけもん広場」について調査	和歌山県那賀郡打田町 7/21～22 近田 岩見	7月25日	76,960		×	76,960	長崎県五島列島と豊橋市は立地、環境、産業などにおける共通点はほとんどなく、1ターンについての調査はこじつけに過ぎない。報告書も領収書もなく、内容は不明である。視察の成果も反映されておらず、会派の観光・懇親旅行との疑念を払拭できない。	視察先 視察内容は支出証明書「支出内容」欄記載のとおり。
の3	アイランドシティについて 農業後継者育成(Iターン)について	福岡市、五島市 7/11～13古関 中村大澤 岩見 鈴木 石黒	7月15日	576,720		×	576,720	原告奥宮陳述書のとおり視察はしていない。調査囑託の回答においても松本市以外は記録もない。(甲第15号証、甲第20号証の3、4、7参照)	視察先 視察内容は支出証明書「支出内容」欄記載のとおり。
の4	東京都豊島区視察 公園整備について	7/14 小山	7月15日	27,400		×	27,400		
の5	松本市視察 合併について	8/5～6 小山	8月8日	32,320		×	32,320		
の6	山形市視察 一人暮らしの高齢者世帯の防火診断について	8/23～24 小山	8月26日	57,220		×	57,220		
の7	山形市保健センター 福島市 子供関連施設 宇都宮市 公募債 農業公園	9/28～30 鈴木村松石倉 大澤 近田 丹羽古関	10月7日	518,280		×	518,280	報告書も領収書もなく視察内容も旅費内訳も不明である。多人数で行く必要もなく観光・懇親旅行である。	視察先 視察内容は支出証明書「支出内容」欄記載のとおり。 金額については行く先 行程により豊橋市旅費支給条例に準じて計算されている。
の8	福島市 子供関連施設 駅前開発	9/29～30 原	10月7日	52,120		×	52,120	報告書も領収書もなく視察内容も旅費内訳も不明である。9月29日は福島市のこむこむ館を訪れているようであるが、その後は何をしていたのか全くわからない。(甲20号証の8)	視察先 視察内容は支出証明書「支出内容」欄記載のとおり。 金額については行く先 行程により豊橋市旅費支給条例に準じて計算されている。
の9	東京都 海岸堤防についての調査	10/13 古関 中村	10月17日	54,800		×	54,800	報告書もなく、具体的にどこで何を調査したのか全くわからない。実際に行ったかどうかの根拠もない。領収書はもたえるはずである。	視察先 視察内容は支出証明書「支出内容」欄記載のとおり。 金額については行く先 行程により豊橋市旅費支給条例に準じて計算されている。
の10	東京都 品川区視察のため 防災危機管理	9/28 小山	10月17日	27,400		×	27,400	調査囑託の回答においても視察受け入れ記録はない。報告書も領収書も視察を裏付ける資料も何もなく、視察はしていない。(甲第15号証、第20号証の5)	視察先 視察内容は支出証明書「支出内容」欄記載のとおり。
の11	新潟県県庁、長岡市 刈谷田川災害と復旧事業について 金沢市美術博物館	11/10～12 石黒	11月14日	71,270		×	71,270	調査囑託の回答においても視察受け入れ記録はない(甲第20号証の2)。報告書も領収書もなく、内容が不明である。金沢市については行ったことを裏付ける資料もなく、視察はしていない。	視察先 視察内容は支出証明書「支出内容」欄記載のとおり。 金額については行く先 行程により豊橋市旅費支給条例に準じて計算されている。
の12	倉敷市視察 市・町合併について	11/29～30 小山	12月2日	42,720		×	42,720	調査囑託の回答においても視察受け入れ記録はない。視察はしていない(甲第20号証の1)	
の13	姫路市産業局観光推進部 文化遺産の保存と振興について 史跡のPRIについて	11/30～12/1原	12月8日	39,140		×	39,140	調査囑託の回答においても姫路城を訪問したのみであり、観光旅行との区別がつかない。視察はしていない(甲第20号証の6)	視察先 視察内容は支出証明書「支出内容」欄記載のとおり。
の14	丸亀市 学校二学期制 今治市 多目的国際ターミナル整備事業 内子町 フレッシュパーク「からり」	1/24～26 大澤 鈴木 石黒	1月30日	201,060		×	201,060	報告書も領収書もなく視察内容も旅費内訳も不明である。多人数で行く必要もなく観光・懇親旅行である。	視察先 視察内容は支出証明書「支出内容」欄記載のとおり。 金額については行く先 行程により豊橋市旅費支給条例に準じて計算されている。
の15	丸亀市 学校二学期制 今治市 多目的国際ターミナル整備事業	1/24～25 古関 村松	1月30日	97,980		×	97,980		
の16	香港 農産物輸出状況調査	2/7～9 岩見 近田	2月10日	263,960		×	263,960	報告書も領収書もなく、何を調査したのか全くわからず、観光旅行との区別がつかない。多額の費用を支出しながら成果が全く反映されていない。	視察先 視察内容は支出証明書「支出内容」欄記載のとおり。
の17	御前崎市 港湾施設と取付道路 袋井市 防災対策について	2/23 バス借上げ	3月1日	117,860	117,860	×	117,860	報告書もなく内容が不明である。会派の懇親旅行との区別がつかない。	視察先 視察内容は支出証明書「支出内容」欄記載のとおり。
の18	上記領収書								

合計金額 2,312,010

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
乙4 資料作成費				983,667					
乙4の1	プリンターインク	エイデン豊橋支店	6月3日	4,643	4,643	×	4,643	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の2	上記領収書 インクカートリッジ エプソン								
の3	コピー用紙 封筒	カーマ豊橋汐田店	6月9日	1,210	1,210	×	1,210		
の4	上記領収書								
の5	印刷代	協同印刷株式会社	6月21日	5,565		×	5,565		
の6	地籍図	豊橋市	6月22日	550	550	○			
の7	上記領収書								
の8	事務用品代	ホームセンターリブ	6月22日	4,185		×	4,185	会派の経理責任者も事務用品ということだけで、具体的な内容を確認していない(古関証人36頁)。 領収書に品名・内訳の記載がないので、何に支出されたのか、またそれが真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の9	カラーP	白井カメラ	6月24日	3,280		×	3,280	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の10	事務用品代	カーマホームセンター 担当者 山内隆雄	6月1日	6,857		×	6,857	同店では品名が打ち出されたレシートが発行されている(乙4の4参照)にもかかわらず、あえて領収書を発行し、そちらを提出しているのは不当な支出の隠蔽目的が疑われる。真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため全額が目的外支出となる。 領収書発行担当者がそれぞれ違うのに筆跡がすべて同じであり、購入者側であらたに書き加えたものである。会派の経理責任者も書き加えたものは不正であることを断言していることからも支出は認められない(古関証人35頁)。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。領収書の宛名・但書は 整理の都合上支払者側で記入したものである。
	事務用品代	カーマホームセンター 担当者 山本力	6月22日	2,499		×	2,499		
	事務用品代	カーマホームセンター 担当者 中村三恵	6月27日	5,727		×	5,727		
の11	事務用品代	樹文光堂	6月27日	12,810		×	12,810	会派の経理責任者も事務用品ということだけで、具体的な内容を確認していない(古関証人36頁)。 領収書に品名・内訳の記載がないので、何に支出されたのか、またそれが真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の12	コピー用紙	ミカワコピー販売部 担当者 岩森	6月29日	1,260		×	1,260	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の13	写真代	デジタルフォトゼロ豊橋店	7月3日	2,072		×	2,072		
の14	文具	有限会社山崎印刷店	7月7日	4,305		×	4,305	会派の経理責任者も事務用品・文具ということだけで、具体的な内容を確認していない(古関証人36頁)。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の15	文具	樹文光堂	7月7日	1,995		×	1,995	領収書に品名・内訳の記載がないので、何に支出されたのか、またそれが真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	
の16	事務用品代	大曾堂印舗	7月15日	5,000		×	5,000		
の17	カラーP	有限会社白井カメラ	7月21日	4,625		×	4,625	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の18	カラーP	有限会社白井カメラ	7月25日	3,860		×	3,860		
の19	文具代	樹文光堂	7月28日	3,486		×	3,486	会派の経理責任者も事務用品ということだけで、具体的な内容を確認していない。 領収書に品名・内訳の記載がないので、何に支出されたのか、またそれが真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の20	コピー用紙	ミカワコピー販売部 担当者 大塚	7月29日	1,260		×	1,260	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の21	写真、資料印刷	有限会社大羽フォトスタジオ	7月29日	114,000		×	114,000	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。フォトスタジオで「資料印刷」というのは個人的使用が強く疑われる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の22	事務用品代	カーマホームセンター 担当者手島雅子	7月7日	1,773		×	1,773	同店では品名が打ち出されたレシートが発行されている(乙4の4参照)にもかかわらず、あえて領収書を発行してもらい、そちらを提出しているのは不当な支出の隠蔽目的が疑われる。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。 領収書発行担当者がそれぞれ違うのに筆跡が4枚ともすべて同じ(乙4-10とも)であり、購入者側であらたに書き加えたものである。会派の経理責任者も書き加えたものは不正であることを断言していることからも支出は認められない(古関証人35頁)。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。領収書の宛名・但書は 整理の都合上支払者側で記入したものである。
	事務用品代	カーマホームセンター 担当者手島雅子	7月12日	3,108		×	3,108		
	事務用品代	カーマホームセンター 担当者藤田秀子	7月30日	2,454		×	2,454		
の23	事務用品代	カーマホームセンター 担当者岩田富士子	8月5日	1,829		×	1,829		
	事務用品代	カーマホームセンター 担当者濱田豊子	8月12日	3,463		×	3,463		
の24	文具(事務用品)	有限会社高誠堂 伝統的工芸品豊橋支店	8月18日	6,550		×	6,550	会派の経理責任者も事務用品ということだけで、具体的な内容を確認していない(古関証人36頁)。 領収書に品名・内訳の記載がないので、何に支出されたのか、またそれが真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となり、全額が不当である。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の25	事務用品(用紙他)	カーマホームセンター 担当者佐藤令子	8月20日	3,139		×	3,139	同店では品名が打ち出されたレシートが発行されている(乙4の4参照)にもかかわらず、あえて領収書を発行してもらい、そちらを提出しているのは不当な支出の隠蔽目的が疑われる。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。 領収書発行担当者がそれぞれ違うのに筆跡が乙4-10ともであり、購入者側であらたに書き加えたものである。会派の経理責任者も書き加えたものは不正であることを断言していることからも支出は認められない(古関証人35頁)。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の26	都市計画図 5枚	じょうほうひろば	8月23日	1,500	1,500	○			
の27	上記領収書								
の28	事務用品代	カーマホームセンター 担当者藤田厚志	8月22日	2,972		×	2,972	同店では品名が打ち出されたレシートが発行されている(乙4の4参照)にもかかわらず、あえて領収書を発行してもらい、そちらを提出しているのは不当な支出の隠蔽目的が疑われる。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。 領収書発行担当者がそれぞれ違うのに筆跡が乙4-10、乙4-22、乙4-23と同じであり、購入者側であらたに書き加えたものである。会派の経理責任者も書き加えたものは不正であることを断言していることからも支出は認められない(古関証人35頁)。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。領収書の宛名・但書は 整理の都合上支払者側で記入したものである。
	事務用品代	カーマホームセンター 担当者新堀一代	8月24日	2,445		×	2,445		
の29	カラーP	白井カメラ	8月25日	2,030		×	2,030	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の30	文具	精文館書店	8月28日	1,606	1,606	×	1,606	内訳が記載された領収書がないので、真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の31	上記領収書								

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の32	コピー代	コニカミルタビジネスソリューションズ㈱	8月30日	5,443		×	5,443	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となり全額が不当である。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の33	電池 品代	㈱エイデン	8月30日	2,650		×	2,650		
の34	インク代	Caden牛川店	9月1日	2,520		×	2,520		
の35	文具	㈱文光堂	9月2日	2,100		×	2,100	内訳が記載された領収書がないので真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかず目的外支出。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の36	事務用品代	ミカワリコピー	9月5日	1,260	1,260	×	1,260		
の37	上記領収書								
の38	6月分コピー代	㈱イクモ	9月5日	11,496		×	11,496	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	資料のコピー代として支出している。
の39	写真代	㈱白井カメラ	9月5日	350		×	350		
の40	資料作成費 コピー機賃借代 176~9月分 月11,025円	9/8 ヒタチキャピタル	9月8日	44,100		×	44,100	通帳のコピー(乙第4号証の41)の残高は979,772円となっており、所属議員に分配後の会派の残金であり得ない。会派の経理責任者もどこで誰が使用しているコピー機なのか把握しておらず(古関証人36、37頁)会派とは全く関係ない個人的な使用であり不正な支出である。	コピー機賃借料の個人の通帳からの引き落としである。
の41	上記引き落とし通帳								
の42	写真代	写真屋びと	9月11日	1,900	1,900	×	1,900	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の43	上記領収書								
の44	文具	㈱スギウラ	9月21日	3,727		×	3,727	会派の経理責任者も事務用品ということだけで、具体的な内容を確認していない(古関証人36頁)。領収書に品名・内訳の記載がないので、何に支出されたのか、またそれが真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となり、全額が不当である。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の45	写真代	㈱白井カメラ	9月22日	1,810		×	1,810		
の46	事務用品代	ホームセンターリブ	9月22日	4,590		×	4,590	会派の経理責任者も事務用品ということだけで、具体的な内容を確認していない(古関証人36頁)。領収書に品名・内訳の記載がないので、何に支出されたのか、またそれが真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となり、全額が不当である。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の47	メディア10MF2HD9DVX 用紙	Caden牛川店	9月24日	1,210	1,210	×	1,210		
の48	上記領収書								
の49	事務用品代	カーマホームセンター 担当者 今泉みづ子	9月2日	3,162		×	3,162	同店では品名が打ち出されたレシートが発行されている(乙4の4参照)にもかかわらず、あえて領収書発行してもらい、そちらを提出しているのは不当な支出の隠蔽目的が疑われる。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。領収書発行担当者がそれぞれ違うのに筆跡が乙4-10、乙4-22、乙4-23、乙4-28ともすべて同じであり、購入者側であらたに書き加えたものである。会派の経理責任者も書き加えたものは不正であることを断言していることから支出は認められない(古関証人35頁)。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。領収書の宛名・但書は、整理の都合上支払者側で記入したものである。
	事務用品代	カーマホームセンター 担当者 伊藤慎吾	9月14日	1,409		×	1,409		
	事務用品代	カーマホームセンター 担当者 磯田秀子	9月26日	2,422		×	2,422		
の50	事務用品代	ホームセンターリブ	9月30日	4,044		×	4,044	会派の経理責任者も事務用品ということだけで、具体的な内容を確認していない(古関証人36頁)。領収書に品名・内訳の記載がないので、何に支出されたのか、またそれが真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の51	事務用品代	㈱文光堂	10月3日	7,560		×	7,560		
の52	コピー紙	ミカワリコピー販売㈱	10月3日	1,260		×	1,260	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となり全額が不当である。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の53	コピー用紙代	㈱エイデン	10月9日	4,525		×	4,525		
の54	インクカートリッジ他	㈱エイデン	10月9日	21,456		×	21,456		
の55	事務用品代	カーマホームセンター 担当者 磯田秀子	10月10日	3,921		×	3,921	同店では品名が打ち出されたレシートが発行されている(乙4の4参照)にもかかわらず、あえて領収書発行してもらい、そちらを提出しているのは不当な支出の隠蔽目的が疑われる。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。領収書発行担当者がそれぞれ違うのに筆跡が乙4-10、乙4-22、乙4-23、乙4-28ともすべて同じであり、購入者側であらたに書き加えたものである。会派の経理責任者も書き加えたものは不正であることを断言していることから支出は認められない(古関証人35頁)。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。領収書の宛名・但書は、整理の都合上支払者側で記入したものである。
の56	事務用品代	㈱文光堂	10月12日	3,381		×	3,381		
の57	インク代	㈱ヤマダ電機	10月12日	750		×	750	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となり全額が不当である。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の58	プリンター用紙代	Caden牛川店	10月24日	1,590		×	1,590		
	文具代	㈱文光堂	10月14日	4,935		×	4,935	内訳が記載された領収書がないので、真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかず目的外支出。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の59	写真代	デジタルフォトゼロ豊橋店	10月16日	6,426		×	6,426		
の60	写真代	㈱ ナガイ	10月18日	5,840		×	5,840	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の61	事務用品代 カードリーダー	ヤマダ電機	10月22日	2,480	2,480	×	2,480		
の62	上記領収書								
の63	写真代	㈱ナガイ	10月22日	3,360		×	3,360		
の64	写真代	㈱白井カメラ	10月25日	2,610		×	2,610		
の65	コピー紙	ミカワリコピー販売㈱	10月28日	1,260		×	1,260		
の66	カラーP	㈱白井カメラ	10月29日	9,380		×	9,380		
の67	事務用品代	エイデン豊橋店	11月2日	8,500		×	8,500	会派の経理責任者も事務用品ということだけで、具体的な内容を確認していない。領収書に品名・内訳の記載がないので、何に支出されたのか、またそれが真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となり、全額が不当である。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の68	文具	フジヤ帳簿	11月2日	1,000		×	1,000		
の69	インクカートリッジ、用紙	エイデン豊橋店	11月3日	26,580		×	26,580	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の70	写真	㈱ナガイ	11月4日	3,172		×	3,172		
の71	品代、インク、ボールペン	エイデン豊橋店	11月14日	5,670		×	5,670		

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の72	7.8.9月分コピー代	㈱イクモ	11月17日	18,824		×	18,824	乙4-38と同じであるが、毎月定期的に支払っており、個人的な使用が強く疑われる。	乙4-38同様、資料のコピー代として支出している。
の73	写真 資料印刷	㈱大羽フォトスタジオ	11月19日	30,000		×	30,000	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかず目的外支出。議事事務局が書き込んだと思われる「フォトスタジオで資料印刷？」との記載あり。乙4-21も同様である。	
の74	カラーP	㈱白井カメラ	11月21日	3,240		×	3,240	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の75	カラーP	㈱ナガイ	11月23日	3,116		×	3,116		
の76	事務用品代	カーマホームセンター 担当者岩田富士子	11月1日	2,478		×	2,478	同店では品名が打ち出されたレシートが発行されている(乙4の4参照)にもかかわらず、あえて領収書を発行してもらい、そちらを提出しているのは不当な支出の隠蔽目的が疑われる。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
	事務用品代	カーマホームセンター 担当者金子繁	11月13日	4,262		×	4,262	領収書発行担当者がそれぞれ違うのに筆跡が乙4-10、乙4-22、乙4-23、乙4-28、乙4-49、乙4-55と同じであり、購入者側であらたに書き加えたものである。会派の経理責任者も書き加えたものは不正であることを断言していることから支出は認められない(古関証人35頁)。	事務用品代・文具代は一般的な記載である。領収書の宛名・但書は 整理の都合上支払者側で記入したものである。
	事務用品代	カーマホームセンター 担当者新垣一代	11月28日	724		×	724		
の77	文房具代	㈱弘文堂	12月10日	1,037		×	1,037	内訳が記載された領収書がないので、真に政務調査費に使用されたか否かが不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかず目的外支出。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の78	写真代	㈱白井カメラ	12月22日	1,760		×	1,760	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	事務用品代・文具代は一般的な記載である。 政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。 「プリンターインク」はメモにすぎない。
の79	事務用品代 プリンターインク	㈱エイデン	12月24日	12,455		×	12,455	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかず目的外支出。「プリンターインク」は領収書受領者が書き加えたものであり不正工作である。	
の80	プリンターインク代	キャデン牛川店	12月20日	1,180		×	1,180		
	ポケットピット	キャデン牛川店	12月24日	3,870		×	3,870	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の81	インクカートリッジ	エイデン豊橋店	12月24日	8,684		×	8,684		
の82	カラーP	㈱白井カメラ	12月28日	9,500		×	9,500		
の83	事務用品代	㈱イクモ	12月27日	1,028		×	1,028	会派の経理責任者も事務用品ということだけで、具体的な内容を確認していない(古関証人36頁)。 領収書に品名・内訳の記載がないので、何に支出されたのか、またそれが真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。 事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の84	コピー代	ミカワコピー販売㈱	12月27日	2,520		×	2,520	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかず目的外支出。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の85	事務用品代	カーマホームセンター 担当者 鈴木隆子	12月1日	1,008		×	1,008	同店では品名が打ち出されたレシートが発行されている(乙4の4参照)にもかかわらず、あえて領収書を発行してもらい、そちらを提出しているのは不当な支出の隠蔽目的が疑われる。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
	事務用品代	カーマホームセンター 担当者 新垣一代	12月24日	3,224	3,224	×	3,224	領収書発行担当者がそれぞれ違うのに筆跡が乙4-10、乙4-22、乙4-23、乙4-28、乙4-49、乙4-55、乙4-76、乙4-85とすべて同じであり、購入者側であらたに書き加えたものである。会派の経理責任者も書き加えたものは不正であることを断言していることから支出は認められない。(古関証人35頁)。	事務用品代・文具代は一般的な記載である。領収書の宛名・但書は 整理の都合上支払者側で記入したものである。
	事務用品代	カーマホームセンター 担当者 新垣一代	12月27日	3,106		×	3,106		
の86	フィルム代DPE	写真屋びあど	12月27日	27,650		×	27,650	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかず目的外支出。フィルム代にしては著しく高額である。	DPE及びフィルム代と記載されている。
の87	写真代	㈱ナガイ	12月29日	5,026		×	5,026		
の88	コピー用紙代	㈱グッドウィル豊橋店	1月4日	1,815		×	1,815		
の89	プリンターインク代	㈱グッドウィル豊橋店	1月4日	2,457		×	2,457	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の90	カラーP	㈱白井カメラ	1月12日	3,240		×	3,240		
の91	コピー紙	ココミノルタビジネスマリニョーションズ㈱	1月13日	3,757		×	3,757		
の92	フラッシュメモリー	キャデン牛川店	1月14日	5,180		×	5,180		
の93	地籍図複写	豊橋市	1月18日	3,250	3,250	○			
の94	同上 領収書								
の95	インクカートリッジ代	㈱エイデン	1月18日	5,940		×	5,940		
の96	カラーP	㈱白井カメラ	1月23日	1,170		×	1,170	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の97	文具代、インクジェット	㈱文光堂	1月23日	2,394		×	2,394		
の98	インク代 6本	キャデン牛川店	1月26日	5,980		×	5,980		
の99	事務用品代	カーマホームセンター 担当者西尾加代子	1月30日	1,735		×	1,735	同店では品名が打ち出されたレシートが発行されている(乙4の4参照)にもかかわらず、あえて領収書を発行してもらい、そちらを提出しているのは不当な支出の隠蔽目的が疑われる。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。 領収書発行担当者がそれぞれ違うのに筆跡が乙4-10、乙4-22、乙4-23、乙4-28、乙4-49、乙4-55、乙4-76、乙4-85とすべて同じであり、購入者側であらたに書き加えたものである。会派の経理責任者も書き加えたものは不正であることを断言していることから支出は認められない(古関証人35頁)。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。領収書の宛名・但書は 整理の都合上支払者側で記入したものである。
の100	資料印刷費	スズケン名刺印刷所	1月30日	22,000		×	22,000	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の101	事務用品代	カーマホームセンター 担当者栗木孝枝	2月3日	996		×	996	同店では品名が打ち出されたレシートが発行されている(乙4の4参照)にもかかわらず、あえて領収書を発行してもらい、そちらを提出しているのは不当な支出の隠蔽目的が疑われる。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。 領収書発行担当者がそれぞれ違うのに筆跡が乙4-10、乙4-22、乙4-23、乙4-28、乙4-49、乙4-55、乙4-76、乙4-85、乙4-99とすべて同じであり、購入者側であらたに書き加えたものである。会派の経理責任者も書き加えたものは不正であることを断言していることから支出は認められない。(古関証人35頁)。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。領収書の宛名・但書は 整理の都合上支払者側で記入したものである。
の102	コピー代 10.11.12月分	㈱イクモ	2月8日	47,098		×	47,098	乙4-38、乙4-72と同じであり、個人的な使用が強く疑われる。	乙4-38、乙4-72と同様、資料のコピー代として支出している。
の103	事務用品代	㈱ヤマダ電機	2月12日	1,856		×	1,856	内訳が記載された領収書がないので、真に政務調査費に使用されたか否かが不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかず目的外支出である。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。 事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の104	コピー用紙代	㈱文光堂	2月13日	3,066		×	3,066	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかず目的外支出。ペーパーカッターは備品であり、備品については認めないという経理責任者の証言(古関証人、4頁)からも不正支出であることは明らかである。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の105	ペーパーカッター	㈱文光堂	2月15日	13,780		×	13,780		
の106	コピー用紙	㈱文光堂	2月15日	4,074		×	4,074		

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の107	事務用品代	㈱ヤマダ電機	2月15日	2,604		×	2,604	会派の経理責任者も事務用品ということだけで、具体的な内容を確認していない(古関証人36頁)。領収書に品名・内訳の記載がないので、何に支出されたのか、またそれが真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となり、全額が不当である。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の108	現像代	㈱ゼロ	2月16日	4,487		×	4,487	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となり、全額が不当である。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の109	事務用品代	㈱グッドウィル	2月3日	3,750		×	3,750	同店では品名が打ち出されたレシートが発行されている(乙4の4参照)にもかかわらず、あえて領収書を発行してもらい、そちらを提出しているのは不当な支出の隠蔽目的が疑われる。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となり不当な支出である。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。領収書の宛名・但書は「整理の都合上支払者側で記入したものである」。
	事務用品代	カーマホームセンター 担当者 長谷川恵子	2月22日	4,776		×	4,776	領収書発行担当者がそれぞれ違うのに筆跡が乙4-10、乙4-22、乙4-23、乙4-28、乙4-49、乙4-55、乙4-76、乙4-85、乙4-99、乙4-101とすべて同じであり、購入者側であらたに書き加えたものである。会派の経理責任者も書き加えたものは不正であることを断言していることから支出は認められない。	
の110	カラーP	㈱白井カメラ	2月28日	1,605		×	1,605	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の111	文具代	㈱文光堂	2月24日	473		×	473	会派の経理責任者も事務用品ということだけで、具体的な内容を確認していない(古関証人36頁)。領収書に品名・内訳の記載がないので、何に支出されたのか、またそれが真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。
の112	文具代	㈱文光堂	2月27日	1,732		×	1,732		
の113	パソコン、事務用品代	㈱地球屋	2月28日	16,800		×	16,800		
の114	コピー機レンタル料 2,3月分	日立キャピタル㈱	3月7日	22,050		×	22,050	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかず目的外支出。会派の経理責任者もどこで誰が使用しているコピー機なのか把握しておらず、会派とは全く関係ない個人的な使用であり不正な支出である。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の115	同上 引き落とし		2月7日	11,025					
	同上 引き落とし		3月7日	11,025					
の116	パソコンチップ	ビビホーム汐田橋店	3月17日	1,580	1,580	×	1,580	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかず目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の117	上記領収書								
の118	カラーP	㈱白井カメラ	3月23日	4,420		×	4,420		
の119	コピー代 1,2,3月分	㈱イクモ	3月27日	156,844			156,844	乙4-38、乙4-72、乙4-102と同じであるが、毎月定期的に支払っており、個人的な使用が強く疑われる。	乙4-38、乙4-72、乙4-102と同様 資料のコピー代として支出している。
の120	事務用品代	カーマホームセンター 担当者 岩田勝子	3月29日	3,514		×	3,514	同店では品名が打ち出されたレシートが発行されている(乙4の4参照)にもかかわらず、あえて領収書を発行してもらい、そちらを提出しているのは不当な支出の隠蔽目的が疑われる。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。領収書発行担当者がそれぞれ違うのに筆跡が乙4-10、乙4-22、乙4-23、乙4-28、乙4-49、乙4-55、乙4-76、乙4-85、乙4-99、乙4-101、乙4-109とすべて同じであり、購入者側であらたに書き加えたものである。会派の経理責任者も書き加えたものは不正であることを断言していることから支出は認められない。(古関証人35頁)	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。領収書の宛名・但書は「整理の都合上支払者側で記入したものである」。
の121	事務用品代(シュレッター)	㈱エイデン	3月29日	27,825		×	27,825	個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかず目的外支出。シュレッターは備品であり、備品についての支出は認めていない(古関証人、4頁)ことから不当な支出であることは明らかである。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。
の122	事務用品代(データチップ)	㈱エイデン	3月29日	12,300		×	12,300		
の123	事務用品代	ミカワリコピー販売㈱	3月30日	2,520		×	2,520	会派の経理責任者も事務用品ということだけで、具体的な内容を確認していない(古関証人36頁)。領収書に品名・内訳の記載がないので、何に支出されたのか、またそれが真に政務調査費に使用されたか否か不明。個人的な使用分や政務調査費以外の議員活動との区別がつかないため目的外支出となる。	政務調査の資料作成に必要なものであり、そのために使用した。事務用品代・文具代は一般的な記載である。

合計金額 978,367

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
Z.5 資料購入費				1,910,056					
Z501	書籍代	豊川堂	6月3日	4,570		×	4,570	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
02	地方議会議員活動データファイル 書籍	第一法規株	6月3日	150,400		○			
03	本代	あおい書店岩田店	6月3日	1,430		×	1,430	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
04	書籍代	精文館	6月5日	2,026		×	2,026	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
05	書籍代	精文館	6月10日	3,864		×	3,864	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	宛名・但書を業者側が記入していない場合 整理の都合上支払者側で記入したものである。
06	書籍代	精文館	6月10日	1,730		×	1,730	領収書発行担当者が違うにもかかわらず、宛名の筆跡が同じであり、購入者側であらたに書き加えたものである。	宛名・但書を業者側が記入していない場合 整理の都合上支払者側で記入したものである。
07	書籍代	豊川堂	6月16日	1,840		×	1,840	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
08	日本経済新聞	森下新聞店	6月	4,383		×	4,383	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言)、目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
09	本代	精文館 汐田橋店 間瀬	6月7日	3,810		×	3,810	書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)。そして、領収書発行担当者が違うにもかかわらず、宛名の筆跡が同じである。購入者側であらたに加筆したものであり、このように発行者でない者が加筆した領収書は不正なものである(古関証言) 目的外支出である。	宛名・但書を業者側が記入していない場合 整理の都合上支払者側で記入したものである。
	本代	精文館 汐田橋店 長谷川	6月13日	1,050		×	1,050		
	本代	精文館 汐田橋店 松本	6月21日	2,000		×	2,000		
10	書籍代	ブックランドあいむ	6月26日	3,565		×	3,565		
11	農業新聞代金 老津	豊橋農業協同組合	6月27日	30,600		×	30,600	1年分をまとめて支払っているため、平成17年6月分以前の分も支払われている可能性が高い。宅配新聞である。議員になる前から購読しているものであり、個人的な目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
12	書籍代	精文館	6月28日	1,155		×	1,155	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
13	書籍代	豊川堂	6月29日	4,540		×	4,540	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
14	中日、東愛知、日経新聞代 松葉町	佐久間新聞店 松葉町	6月	9,430		×	9,430	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
15	朝日、東愛知新聞	ASA豊橋北	6月	5,450		×	5,450		
16	朝日新聞	ASA豊橋南	6月	3,000		×	3,000		
17	東海日日新聞、東愛知新聞	榑麻村新聞店 老津	6月分	4,300		×	4,300		
18	中日、東愛知、東日新聞、日経新聞代	榑中日新聞佐藤町新聞店	6月分	12,325		×	12,325		
19	書籍代	豊川堂	7月1日	2,940		×	2,940	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
20	中日、東愛知新聞	榑長橋新聞店	6月分	5,450		×	5,450	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
21	中日、東愛知新聞	小林新聞店	6月分	6,375		×	6,375		
22	東愛知、東日新聞	杉原新聞店	6月分	4,300		×	4,300		
23	第51次愛知農林水産統計年報	愛知農林統計協会	7月8日	5,300		○			
24	書籍代	豊川堂	7月15日	19,950		×	19,950	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
25	書籍代	豊川堂	7月19日	2,050		×	2,050		
26	書籍代	豊川堂	7月10日	6,157		×	6,157		
27	上記領収書 01		7月10日		5,107	×		支出証明書には書籍代と書いてあるが、レシートは発行者も品名がなく 目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。発行者は 支出証明(Z5の26)の支出先「豊川堂」である。
	上記領収書 04		7月10日		1,050	×			
28	中日 中日スポーツ日経 東日 東愛知新聞	榑加藤新聞店	6月分	15,053		×	15,053	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
29	購読料	榑日本教育新聞社	7月15日	10,500		×	10,500		
30	書籍代	精文館汐田橋店	7月17日	2,320		×	2,320	Z5、6と同様に書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)。そして、領収書発行担当者が違うにもかかわらず、宛名の筆跡が同じである。購入者側であらたに加筆したものであり、このように発行者でない者が加筆した領収書は不正なものである(古関証言)、目的外支出である。	宛名・但書を業者側が記入していない場合 整理の都合上支払者側で記入したものである。
31	書籍代	精文館汐田橋店	7月17日	2,069		×	2,069		
32	書籍代	精文館	7月18日	2,520		×	2,520	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言) 目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
33	書籍代	豊川堂	7月20日	9,975		×	9,975		
34	書籍代	豊川堂	7月21日	9,975		×	9,975		
35	書籍代	精文館北部店	7月28日	2,793		×	2,793		
36	書籍代	精文館三ノ輪店	7月29日	1,723		×	1,723		
37	中日 東愛知新聞	小林新聞店	7月分	6,375		×	6,375		
38	しんぶん赤旗 日曜版	『赤旗』東三河出張所	6月分	800		○			
	しんぶん赤旗 日曜版	『赤旗』東三河出張所	7月分	800		○			
39	中日、東愛知、東日新聞、日経新聞代	榑中日新聞佐藤町新聞店	7月分	12,325		×	12,325		
40	東愛知、日経新聞	榑佐久間新聞店	6月分	6,833		×	6,833	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
	東愛知、日経新聞	榑佐久間新聞店	7月分	6,833		×	6,833		

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の41	本代	精文館本店 三浦	7月4日	1,803		×	1,803	書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)。そして、領収書発行担当者が違ってもかかわらず、宛名の筆跡が同じである。購入者側であらたに加筆したものであり、このように発行者でない者が加筆した領収書は不正なものである(古関証言) 目的外支出である。	宛名・但書を業者側が記入していない場合 整理の都合上支払者側で記入したものである。
	本代	精文館汐田橋店 鈴木	7月13日	1,860		×	1,860		
	本代	精文館汐田橋店 八田	7月20日	2,544		×	2,544		
	本代	精文館汐田橋店 弓削	7月25日	4,937		×	4,937		
	本代	精文館汐田橋店 前田	7月30日	3,541		×	3,541		
の42	書籍代	第一ブックセンター	7月30日	9,000		×	9,000		
の43	中日,東愛知,日経新聞	衛長権新聞店	7月分	9,530		×	9,530	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
の44	東海日日, 東愛知新聞	衛藤村新聞店	7月分	4,300		×	4,300		
の45	朝日,東愛知新聞	ASA豊橋北	7月分	5,450		×	5,450		
の46	朝日新聞	ASA豊橋南	7月分	3,000		×	3,000		
の47	東愛知, 東日新聞	杉原新聞店	7月分	4,300		×	4,300		
の48	書籍代	豊川堂	8月2日	12,873		×	12,873	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)。目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の49	書籍代	農業情報学会	8月5日	2,000		×	2,000		
の50	中日, 東愛知,日経新聞	衛佐久間新聞店	7月分	7,150		×	7,150	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
の51	中日,中日スポーツ,日経, 東日, 東愛知新聞	衛加藤新聞店	7月分	15,053		×	15,053		
の52	書籍代	精文館	8月11日	15,960		×	15,960	書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)。そして、領収書発行担当者が違ってもかかわらず、宛名の筆跡が同じである。購入者側であらたに加筆したものであり、このように発行者でない者が加筆した領収書は不正なものである(古関証言) 目的外支出である。	筆跡は異なっている。
の53	書籍代	精文館汐田橋店 三世	8月14日	2,174		×	2,174		
の54	書籍代	豊川堂	8月17日	3,045		×	3,045		
の55	本代	あおい書店岩田店	8月18日	1,400		×	1,400		
の56	書籍代	精文館	8月23日	1,995		×	1,995	書籍名は不明ではあるが「レシート」に「文芸」と打ち出されており、個人的趣味に基づくものであり 目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の57	上記領収書 文芸		8月23日		1,995	×			
の58	本代	あおい書店岩田店	8月24日	1,080		×	1,080	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)。目的外支出である。	
の59	中日,東愛知,日経新聞	衛長権新聞店	8月分	9,530		×	9,530	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
の60	中日, 東愛知新聞	小林新聞店	8月分	6,375		×	6,375		
の61	中日,中日スポーツ,日経, 東愛知, 日本農業	衛加藤新聞店	6月分	13,308		×	13,308		
	中日,中日スポーツ,日経, 東愛知, 日本農業	衛加藤新聞店	7月分	13,308		×	13,308		
	中日,中日スポーツ,日経, 東愛知, 日本農業	衛加藤新聞店	8月分	13,308		×	13,308		
の62	中日,東愛知,東日,日経新聞	衛中日新聞佐藤町新聞店	8月分	12,325		×	12,325		
の63	朝日新聞	ASA豊橋北	6月分	3,925		×	3,925		
	朝日新聞	ASA豊橋北	7月分	3,925		×	3,925		
	朝日新聞	ASA豊橋北	8月分	3,925		×	3,925		
の64	朝日新聞	ASA豊橋南	8月分	3,000		×	3,000		
の65	東海日日, 東愛知新聞	衛藤村新聞店	8月分	4,300		×	4,300		
の66	朝日,東愛知新聞	ASA豊橋北	8月分	5,450		×	5,450		
の67	東愛知,東日新聞	杉原新聞店	8月分	4,300		×	4,300		
の68	中日, 日経新聞	衛佐久間新聞店	8月分	6,980		×	6,980		
の69	中日,中日スポーツ,日経, 東愛知, 東海日日新聞	衛加藤新聞店	8月分	15,053		×	15,053		
の70	本代	精文館汐田橋店 三世	8月8日	2,675		×	2,675	書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)。そして、領収書発行担当者が違ってもかかわらず、宛名の筆跡が乙41と同じである。購入者側であらたに加筆したものであり、このように発行者でない者が加筆した領収書は不正なものである(古関証言) 目的外支出である。	宛名・但書を業者側が記入していない場合 整理の都合上支払者側で記入したものである。
	本代	精文館汐田橋店 三世	8月25日	2,105		×	2,105		
	本代	精文館汐田橋店 林	8月28日	2,530		×	2,530		
	本代	精文館三ノ輪店 熊本	8月31日	3,790		×	3,790		
の71	本代	精文館汐田橋店 間瀬	9月18日	5,089		×	5,089		
の72	書籍代	豊川堂	9月22日	1,070		×	1,070	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)。目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の73	本代	あおい書店岩田店	9月23日	1,410		×	1,410		
の74	書籍代	豊川堂	9月26日	1,200		×	1,200	書籍名の記載がない。経理責任者は購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)。また、但し書きの「書籍代」は購入者側であらたに書き加えたものであるが、経理責任者は加筆は不正であると認めており(古関証言)。目的外支出である。	
	書籍代	豊川堂	9月26日	1,890		×	1,890		

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判 定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の75	朝日, 東愛知新聞	ASA豊橋北	9月分	5,450		×	5,450	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
の76	中日, 日経, 東愛知, 日本農業	柳加藤新聞店	9月分	13,308		×	13,308		
	「しんぶん赤旗」	『赤旗』東三河出張所	8月分	800		○			
	「しんぶん赤旗」	『赤旗』東三河出張所	9月分	800		○			
の77	中日, 東愛知新聞	小林新聞店	9月分	6,375		×	6,375		
の78	中日, 日経, 東愛知新聞	柳長幡新聞店	9月分	9,530		×	9,530		
の79	東愛知, 日経新聞	柳佐久間新聞店	8月分	6,833		×	6,833		
	東愛知, 日経新聞	柳佐久間新聞店	9月分	6,833		×	6,833		
の80	中日, 東愛知, 東日, 日経新聞	柳中日新聞佐藤町新聞店	9月分	12,325		×	12,325		
の81	東海日日, 東愛知新聞	柳藤村新聞店	9月分	4,300		×	4,300		
の82	朝日新聞	ASA豊橋南	9月分	3,000		×	3,000		
の83	東愛知, 東日新聞	杉原新聞店	9月分	4,300		×	4,300		
の84	書籍代	豊川堂	10月7日	3,255		×	3,255	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の85	中日, 日経新聞	柳佐久間新聞店	9月分	6,980		×	6,980	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
の86	中日, 中日スポーツ, 日経, 東愛知, 東海日日新聞	柳加藤新聞店	9月分	15,053		×	15,053		
の87	中日, 東日, 東愛知新聞	柳佐藤新聞店	7月分	8,225		×	8,225		
	中日, 東日, 東愛知新聞	柳佐藤新聞店	8月分	8,225		×	8,225		
	中日, 東日, 東愛知新聞	柳佐藤新聞店	9月分	8,225		×	8,225		
の88	本代	豊川堂	10月13日	1,880		×	1,880	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の89		日本教育新聞社		15,750		×	15,750	品名の記載がない。何に支出したか不明であり、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。
の90	書籍代	豊川堂	10月14日	4,305		×	4,305	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の91	購読料 17/10~18/3	柳日本教育新聞社	10月14日	15,750		×	15,750	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが そのチェックがなされてない(古関証言)。また 乙5の89と二重支出であり 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
の92	書籍代	豊川堂	10月15日	2,995		×	2,995	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の93	書籍代	精文館汐田橋店 竹味	10月16日	2,950		×	2,950	書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)。そして、領収書発行担当者が違うにもかかわらず、宛名の筆跡が同じである。購入者側であらたに加筆したものであり、このように発行者でない者が加筆した領収書は不正なものである(古関証言)、目的外支出である。	宛名・但書を業者側が記入していない場合 整理の都合上支払者側で記入したものである。
の94	書籍代	精文館汐田橋店 八田	10月16日	1,059		×	1,059		
の95	書籍代	ブックランドあい心	10月16日	1,300		×	1,300		
の96	地方分権関連資料	豊川堂	10月16日	27,300		×	27,300	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言) 目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の97	書籍代	豊川堂	10月17日	6,300		×	6,300		
の98	新聞代	日本教育新聞社	10月20日	31,500	原其修	×	31,500	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものだけを認めているが、そのチェックが全くなく、正当性に疑問が残る。また 1年分をまとめて支払っており平成17年6月分以前の分も支払っている可能性が高い。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
の99	上記領収書		10月20日		31,500	×			
の100	本代	あおい書店岩田店	10月22日	1,460		×	1,460	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言) 目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の101	本代	精文館汐田橋店 三世	10月1日	1,525		×	1,525	書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)。そして、領収書発行担当者が違うにもかかわらず、宛名の筆跡が同じである。乙5の41、乙5の70と同様に購入者側であらたに加筆したものであり、このように発行者でない者が加筆した領収書は不正なものである(古関証言)、目的外支出である。	宛名・但書を業者側が記入していない場合 整理の都合上支払者側で記入したものである。
	本代	精文館本店 中村	10月10日	6,615		×	6,615		
	本代	精文館汐田橋店 藤田	10月22日	5,949		×	5,949		
の102	中日, 日経新聞	柳佐久間新聞店	10月分	6,980		×	6,980	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
の103	中日, 日経, 東愛知, 日本農業	柳加藤新聞店	10月分	13,308		×	13,308		
の104	中日, 東愛知, 東日, 日経新聞	柳中日新聞佐藤町新聞店	10月分	12,325		×	12,325		
の105	朝日新聞	ASA豊橋南	10月分	3,000		×	3,000		
の106	東海日日, 東愛知新聞	柳藤村新聞店	10月分	4,300		×	4,300		
の107	中日, 東愛知新聞	小林新聞店	10月分	6,375		×	6,375		
の108	朝日, 東愛知新聞	ASA豊橋北	10月分	5,450		×	5,450		
の109	中日スポーツ	柳佐久間新聞店	10月分	2,445		×	2,445		
の110	朝日新聞	ASA豊橋北	9月分	3,925		×	3,925		
	朝日新聞	ASA豊橋北	10月分	3,925		×	3,925		

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の111	『しんぶん赤旗』	『赤旗』東三河出張所	10月分	800		○			
の112	書籍代	豊川堂	11月2日	1,120		×	1,120	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の114	書籍代	豊川堂	11月5日	6,630		×	6,630		
の113	東愛知,東日新聞	杉原新聞店	10月分	4,300		×	4,300	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
の115	中日,中日スポーツ,日経,東愛知,東海日日新聞	柳加藤新聞店	10月分	15,053		×	15,053		
の116		ピーエヌサービス出版部	11月18日	39,000	小山晃一郎	×	39,000	品名の記載がない。何に支出したのかが不明であり、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の117	本代	豊川堂	11月22日	4,813		×	4,813		
の118	書籍代	豊川堂	11月24日	1,100		×	1,100	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言) 目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の119	書籍代	あおい書店岩田店	11月26日	780		×	780		
の120	書籍代	豊川堂	11月26日	6,991		×	6,991		
の121	事務用品代 上原	精文館本店	11月27日	499		×	499	「事務用品代」とあり、項目が違う。個人的な支出との区別がつかず目的外支出である。	収支報告書の支払項目を誤ったものであり、資料購入費に訂正したい。
	書籍代 中西	精文館本店	11月27日	1,890		×	1,890		
の122	本代	精文館汐田橋店 川合	11月1日	1,629		×	1,629	書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)。	宛名・但書を業者側が記入していない場合 整理の都合上支払者側で記入したものである。
	本代	精文館汐田橋店 弓削	11月7日	5,889		×	5,889		
	本代	精文館汐田橋店 三世	11月20日	3,169		×	3,169	そして、領収書発行担当者が違うにもかかわらず、宛名の筆跡が同じである。乙5の41 乙5の70 乙5の101と同様に購入者側であらたに加筆したものであり、このように発行者でない者が加筆した領収書は不正なものである(古関証言) 目的外支出である。	
	本代	精文館汐田橋店 西浦	11月23日	2,150		×	2,150		
	本代	精文館汐田橋店 西村	11月28日	5,324		×	5,324		
の123	中日,日経,東愛知新聞	陶長権新聞店	11月分	9,530		×	9,530		
の124	中日,東愛知新聞	小林新聞店	11月分	6,375		×	6,375		
の125	東海日日,東愛知新聞	陶藤村新聞店	11月分	4,300		×	4,300		
の126	東愛知,日経新聞	佐久間新聞店	10月分	6,833		×	6,833	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
	東愛知,日経新聞	佐久間新聞店	11月分	6,833		×	6,833		
の127	朝日新聞	ASA豊橋南	11月分	3,000		×	3,000		
の128	中日,東愛知,東日,日経新聞	柳中日新聞佐藤町新聞店	11月分	12,325		×	12,325		
の129	書籍代	精文館汐田橋店 竹味	12月1日	3,339		×	3,339	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の130	東愛知,東日新聞	杉原新聞店	11月分	4,300		×	4,300		
の131	中日,日経新聞	柳佐久間新聞店	11月分	6,980		×	6,980	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
の132	中日スポーツ	柳佐久間新聞店	11月分	2,445		×	2,445		
の133	朝日,東愛知新聞	ASA豊橋北	11月分	5,450		×	5,450		
の134	聖教新聞	高橋秀俊	11月分	1,880		○			
の135	書籍代 閣議力の執行人任気の数値で日本はスエーデン 政壇の国際中国の政運用ブック	ブックランドあいむ	12月3日	5,390		×	5,390	市政とは関係ない、個人的な趣味に基づく支出であり、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の136	書籍代	豊川堂	12月6日	3,150		×	3,150	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の137	書籍代	豊川堂	12月8日	1,365		×	1,365		
の138	中日,中日スポーツ,日経,東愛知,東海日日新聞	柳加藤新聞店	11月分	15,053		×	15,053	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
の139	書籍代	新日本法規出版株式会社	12月12日	8,940		×	8,940	品名が不明であり、個人的な支出との区別がつかず目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の140	上記領収書		12月12日		8,940	×			
の141	書籍代	豊川堂	12月12日	1,250		×	1,250		
の142	本代	精文館汐田橋店 松本	12月16日	2,100		×	2,100	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言) 目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の144	書籍代	柳村松書店	12月17日	23,000		×	23,000		
の145	書籍代	柳高英堂書店	12月19日	9,280		×	9,280		
の147	書籍代	あおい書店岩田店	12月23日	780		×	780		
の143	日経新聞 11月~1月分	柳森下新聞店	12月17日	13,149		×	13,149		
の146	朝日新聞	ASA豊橋北	11月分	3,925		×	3,925	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
	朝日新聞	ASA豊橋北	12月分	3,925		×	3,925		

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張		
の148	本代	精文館汐田橋店 松本	12月1日	979		×	979	書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)。そして、領収書発行担当者が違うにもかかわらず、宛名の筆跡が同じである。購入者側であらたに加筆したものであり、このように発行者でない者が加筆した領収書は不正なものである(古関証言) 目的外支出である。	宛名 但書を業者側が記入していない場合 整理の都合上支払者側で記入したものである。		
	本代	精文館汐田橋店 西村	12月6日	4,620		×	4,620				
	本代	精文館汐田橋店 鈴木	12月22日	5,966		×	5,966				
	本代	精文館汐田橋店 三浦	12月28日	5,910		×	5,910				
	本代	精文館三ノ輪店 稲垣	12月30日	1,650		×	1,650				
の149	中日、東愛知新聞	小林新聞店	12月分	6,375		×	6,375	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。		
の150	朝日新聞	ASA豊橋南	12月分	3,000		×	3,000				
の151	中日、東愛知、東日、日経新聞	㈱中日新聞佐藤町新聞店	12月分	12,325		×	12,325				
の152	中日、日経、東愛知新聞	㈱長幡新聞店	12月分	9,530		×	9,530				
の153	東海日日、東愛知新聞	㈱藤村新聞店	12月分	4,300		×	4,300				
の154	中日スポーツ	㈱佐久間新聞店	12月分	2,445		×	2,445				
の155	中日、日経、東愛知、日本農業 「しんぶん赤旗」	㈱加藤新聞店 『赤旗』東三河出張所	12月分 12月分	13,308 800		×	13,308				
の156	書籍代	精文館汐田橋店 三世	1月1日	3,745		×	3,745	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。			
の157	中日、日経、東愛知 「しんぶん赤旗」	㈱長幡新聞店 『赤旗』東三河出張所	10月分 11月分	9,530 800		×	9,530	宅配新聞は、議員になってから、調査研究のために購読しているもののみを認めている。			
の158	中日、日経、東愛知、日本農業新聞	㈱加藤新聞店	11月分	13,308		×	13,308	宅配新聞は、議員になってから、調査研究のために購読しているもののみを認めている。			
の159	朝日、東愛知新聞	ASA豊橋北	12月分	5,450		×	5,450	宅配新聞は、議員になってから、調査研究のために購読しているもののみを認めている。			
の160	東愛知、東日新聞	杉原新聞店	12月分	4,300		×	4,300				
の161	書籍代	精文館	1月8日	1,575		×	1,575	書籍名が不明であるが、レシートに「文芸」と打ち出されており、個人的趣味に基づくものであり、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。		
の162	上記領収書 文芸				1,575	×					
の163	中日、中日スポーツ、日経、東海日日、東愛知新聞	㈱加藤新聞店	12月分	15,053		×	15,053	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は、議員になってから、調査研究のために購読しているもののみを認めている。		
の164	本代	豊川堂	1月11日	2,020		×	2,020	書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。		
の165	本代	豊川堂	1月18日	24,300		×	24,300	書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。		
の166	中日、日経新聞	㈱佐久間新聞店	12月分	6,980		×	6,980	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は、議員になってから、調査研究のために購読しているもののみを認めている。		
の167	書籍代	精文館汐田橋店 後藤	1月23日	1,589		×	1,589	書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。		
の168	書籍代	豊川堂	1月30日	1,893		×	1,893	書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。		
の169	書籍代	精文館本店 今泉	1月23日	2,259		×	2,259	書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)。そして、領収書発行担当者が違うにもかかわらず、宛名の筆跡が同じである。購入者側であらたに加筆したものであり、このように発行者でない者が加筆した領収書は不正なものである(古関証言)、目的外支出である。	宛名 但書を業者側が記入していない場合 整理の都合上支払者側で記入したものである。		
	本代	精文館汐田橋店 西村	1月27日	6,510		×	6,510				
	本代	精文館汐田橋店 弓削	1月30日	649		×	649				
の170	中日、東日、東愛知新聞	㈱佐藤新聞店	10月分	8,225		×	8,225	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。		
	中日、東日、東愛知、日経新聞	㈱佐藤新聞店	11月分	12,608		×	12,608				
	中日、東日、東愛知、日経新聞	㈱佐藤新聞店	12月分	12,608		×	12,608				
の171	中日、日経、東愛知新聞	㈱長幡新聞店	1月分	9,530		×	9,530				
の172	東愛知、日経新聞	㈱佐久間新聞店	12月分	6,833		×	6,833				
	東愛知、日経新聞	㈱佐久間新聞店	1月分	6,833		×	6,833				
の173	地方議会人購読料平成17年4月～18年3月	㈱中央文化社	1月30日	7,320		×	7,320	政務調査費以外の議員活動分との区別がつかない。また 4 5月分は当政務調査支出期間前にあたり、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。		
の174	書籍代	精文館汐田橋店 竹味	1月31日	3,192		×	3,192	書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言)、目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。		
の175	朝日、東愛知新聞	ASA豊橋北	2月分	5,450		×	5,450	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。		
の176	中日、東愛知、東日新聞、日経新聞代	㈱中日新聞佐藤町新聞店	1月分	12,325		×	12,325				
の177	東海日日、東愛知新聞	㈱藤村新聞店	1月分	4,300		×	4,300				
の178	朝日新聞	豊橋中央販売社	1月分	3,000		×	3,000				
の179	朝日新聞	ASA豊橋北	1月分	3,000		×	3,000				
の180	東愛知、東日新聞	杉原新聞店	1月分	4,300		×	4,300				
の181	書籍代	精文館汐田橋店 竹味	1月31日	3,045		×	3,045			書籍名の記載がない。会派の責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かどこに保管されているのかも把握されていない(古関証言) 目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の182	「しんぶん赤旗」	『赤旗』東三河出張所	1月分	800		○					
の183	中日、日経、東愛知、日本農業	㈱加藤新聞店	1月分	13,308		×	13,308	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが、そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。		
の184	中日、東愛知新聞	小林新聞店	1月分	4,935		×	4,935				
の185	朝日、東愛知新聞	ASA豊橋北	1月分	5,450		×	5,450				

領収書等 (号数)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の186	日本の論点、他	精文館書店	2月4日	3,609		×	3,609	個人的関心に基づくものであり目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。
の187	書籍代	豊川堂	2月9日	1,305		×	1,305	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言) 目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の189	書籍代	豊川堂	2月17日	1,890		×	1,890		
の190	本代	豊川堂	2月20日	10,980		×	10,980		
の191	書籍代4冊	豊川堂	2月22日	19,950		×	19,950		
の192	書籍代12冊	豊川堂	2月28日	24,600		×	24,600		
の193	本代	精文館汐田橋店 竹味	2月2日	4,294		×	4,294	書籍名の記載がない。購入した書籍名を聞いていないため 個人的な支出と区別がつかず、また、経理責任者はその書籍がどこに保管されているのかも把握されていなく支出は不当である。そして、領収書発行担当者が違うのにもかかわらず、宛名の筆跡が同じであり、購入者側であらたに書き加えたものであり 支出は不当である。	宛名・但書を業者側が記入していない場合 整理の都合上支払者側で記入したものである。
	本代	精文館汐田橋店 土屋	2月22日	5,880		×	5,880		
	本代	精文館汐田橋店 西浦	2月28日	4,424		×	4,424		
の188	日経新聞	㈱佐久間新聞店	1月分	3,980		×	3,980	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
の194	中日、日経、東愛知新聞	㈱長幡新聞店	2月分	9,530		×	9,530		
の195	朝日新聞	ASA豊橋北	1月分	3,925		×	3,925		
	朝日新聞	ASA豊橋北	2月分	3,925		×	3,925		
の196	東愛知、東日新聞	杉原新聞店	2月分	4,300		×	4,300		
の197	東海日日、東愛知新聞	㈱藤村新聞店	2月分	4,300		×	4,300		
の198	朝日新聞	豊橋中央販売㈱	2月分	3,000		×	3,000		
の199	中日、日経、東愛知、日本農業新聞	㈱加藤新聞店	2月分	13,308		×	13,308		
	「しんぶん赤旗」	「赤旗」東三河出張所	2月分	800		○			
の200	中日、東愛知新聞	小林新聞店	2月分	6,375		×	6,375		
の202	中日、中日スポーツ日経、東海日日、東愛知新聞	㈱加藤新聞店	2月分	15,053		×	15,053		
の203	朝日新聞	ASA豊橋北	2月分	3,000		×	3,000		
の204	日経新聞	㈱佐久間新聞店	2月分	3,980		×	3,980		
の205	本代	㈱谷島屋	3月4日	1,000		×	1,000	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言) 目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の206	全国農業新聞購読料 17/6~18/3	全国農業新聞	3月13日	24,000		×	24,000	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
の207	中日、東愛知、東日、17/6~18/3	㈱森下新聞店	3月15日	73,000		×	73,000		
の208	新聞代 17/6~18/2	㈱佐久間新聞店	3月27日	26,550		×	26,550		
の209	上記領収書 17/3~18/2	㈱佐久間新聞店	3月27日		35,400	×			
の201		新日本法規出版㈱	3月6日	8,830		×	8,830	但し書きがなく何に支出したのかまったく不明であり、個人的な目的外支出である。	書籍購入である。
の210	本代	精文館汐田橋店 菅谷	3月25日	8,821		×	8,821	書籍名の記載がない。購入した書籍名を聞いていないため個人的な支出と区別がつかず また経理責任者はその書籍がどこに保管されているのかも把握されていなく支出は不当である。そして、領収書発行担当者が違うのにもかかわらず、宛名の筆跡が同じであり、購入者側であらたに書き加えたものであり、支出は不当である。	宛名・但書を業者側が記入していない場合 整理の都合上支払者側で記入したものである。
	本代	精文館汐田橋店 前田	3月27日	1,728		×	1,728		
の211	本代	豊川堂	3月28日	15,780		×	15,780	書籍名の記載がない。会派の経理責任者は、購入した書籍は会派の所有であることを認めている。しかし、書籍名を聞かないためどのような書籍かその書籍がどこに保管されているのかも把握されていないので(古関証言) 目的外支出である。	政務調査の資料購入費として使用した。書籍名の記載は要求されていない。
の212	東海日日、東愛知新聞	㈱藤村新聞店	3月分	4,300		×	4,300	宅配新聞である。議員になってから取り始めたものより一紙を除いた分を政務調査費として認めているが そのチェックがなされてなく(古関証言) 目的外支出である。	宅配新聞は 議員になってから 調査研究のために購読しているもののみを認めている。
の213	朝日新聞	朝日豊橋中央販売㈱	3月分	3,000		×	3,000		
の214	東愛知、日経新聞	㈱佐久間新聞店	2月分	6,833		×	6,833		
	東愛知、日経新聞	㈱佐久間新聞店	3月分	6,833		×	6,833		
の215	東愛知新聞	ASA豊橋二川	3月27日	2,450		×	2,450		
の216	中日、日経、東愛知新聞	㈱長幡新聞店	3月分	9,530		×	9,530		
の217	朝日、東愛知新聞	ASA豊橋北	3月分	5,450		×	5,450		
の218	中日、東日、東愛知、日経新聞	㈱佐藤新聞店	1月分	11,380		×	11,380		
	中日、東日、東愛知、日経新聞	㈱佐藤新聞店	2月分	11,380		×	11,380		
	中日、東日、東愛知、日経新聞	㈱佐藤新聞店	3月分	11,380		×	11,380		

合計金額 1745276

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
Z6 広報費				3,629,033					
Z6の1	はがき代など	文具センターワタナベ	6月1日	18,820		×	18,820	内訳の記載がなく、真に政務調査に使われたのか否か不明であり、会派の宣伝であれば政務調査活動とは言えないにもかかわらず、その区別もされていなく、目的外支出である。	政務調査の広報費(市政報告)として使用した。
の2	はがき 1000枚	三河屋東田店	6月14日	50,000		×	50,000		
の3	はがき 26枚	豊橋小鷹野郵便局	6月14日	1,300		×	1,300		
の4	印刷代	㈱イメージ	6月20日	49,800		×	49,800	内訳の記載がなく、真に政務調査に使われたのか否か不明である。個人的使用分や政務調査費以外の議員活動による使用分との区別がつかず目的外支出である。(宛名の下に「清水」とのメモがある)	政務調査の広報費(市政報告)として使用した。宛名の下の「清水」は、単なるメモである。
の5	はがき	豊橋植田郵便局	6月22日	52,500		×	52,500	内訳の記載がなく、真に政務調査に使われたのか否か不明であり、会派の宣伝であれば政務調査活動とは言えないにもかかわらず、その区別もされていなく、目的外支出である。	政務調査の広報費(市政報告)として使用した。
の6	印刷代 市政報告	合資会社天野商事	6月23日	119,700		×	119,700		
の7	印刷代金	榑水鳥印刷所	7月20日	25,000		×	25,000		
の8	切手 80×350	はるた	7月25日	28,000		×	28,000		
の10	はがき	豊橋植田郵便局	9月22日	30,000		×	30,000		
の11	はがき	三河屋東田店	9月24日	50,000		×	50,000		
の12	はがき	豊橋植田郵便局	9月26日	20,000		×	20,000		
の13	はがき	豊橋三ノ輪郵便局	10月11日	10,000		×	10,000		
の14	はがき	はるた	10月14日	2,500		×	2,500		
の9	印刷代	㈱インシグロ高速印刷	8月4日	5,000		×	5,000		
の15	印刷代 市政報告	ゴードー㈱	10月21日	72,324		×	72,324		
の17	市政報告	㈱伊藤印刷	10月30日	152,250		×	152,250		
の18	印刷代	榑水鳥印刷	10月30日	280,000		×	280,000		
の20	印刷代	㈱イメージ	11月7日	51,300		×	51,300		
の24	市政報告制作費 半年分	㈱コピントショップフジ	11月20日	48,000		×	48,000	内訳の記載がなく、真に政務調査に使われたのか否か不明である。個人的使用分や政務調査費以外の議員活動による使用分との区別がつかず目的外支出である。「半年分」とあり、5月以前の分も含まれている可能性が高い。	政務調査の広報費(市政報告)として使用した。
の36	印刷代	BUBBLES	1月19日	245,624		×	245,624	内訳の記載がなく、真に政務調査に使われたのか否か不明。個人的使用分や政務調査費以外の議員活動による使用分との区別がつかず目的外支出である。	政務調査の広報費として使用した。
の38	印刷代	合資会社天野商事	1月23日	224,500		×	224,500		
の41	市政報告印刷代	㈱コピントショップフジ	2月5日	52,500		×	52,500		
の43	印刷代	㈱コピントショップフジ	2月28日	42,800		×	42,800		
の44	市議団市政報告	㈱伊藤印刷	3月15日	194,250		×	194,250	内訳の記載がなく、真に政務調査に使われたのか否か不明であり、会派の宣伝であれば政務調査活動とは言えないにもかかわらず、その区別もされていなく、支出は不当である。	政務調査の広報費(市政報告)として使用した。
の16	切手	豊橋花田郵便局	10月27日	80,000		×	80,000		
の19	郵送料 65×2577, 80×384	豊橋下地郵便局	10月31日	198,225		×	198,225		
	郵送料 65×1333	豊橋牧野郵便局	10月31日	86,645		×	86,645		
の21	切手	豊橋富士見郵便局	11月7日	30,000		×	30,000		
の22	郵送料 80×62	豊橋三ノ輪郵便局	11月17日	4,960		×	4,960		
の23	はがき	はるた	11月7日	20,000		×	20,000		
の25	切手 50×140	小坂井郵便局	11月26日	7,000		×	7,000		
の26	はがき	豊橋花田郵便局	12月2日	25,000		×	25,000		
の27	はがき	三河屋東田店	12月22日	50,000		×	50,000		
の28	はがき	豊橋植田郵便局	12月22日	50,000		×	50,000		
の29	切手 80×160	豊橋南郵便局	1月4日	12,800		×	12,800		
の30	切手, はがき	豊橋花田郵便局	1月4日	65,000		×	65,000		
の31	切手 80×800	朝比奈商店	1月5日	64,000		×	64,000		
の32	切手 80×300	伊原酒店	1月20日	24,000		×	24,000		
の33	切手 80×370	はるた	1月10日	29,600		×	29,600		
の34	郵送料 65×1997	豊橋南郵便局	1月16日	129,805		×	129,805		
の35	郵送料 80×338, 65×870	豊橋郵便局	1月16日	83,590		×	83,590		
の39	(インクジェット) 50×220	豊橋花田郵便局	1月26日	11,000		×	11,000		
の42	切手 80×50	豊橋駅前郵便局	2月22日	4,000		×	4,000		
	郵送料 65×1392	豊橋花田郵便局	2月10日	90,480		×	90,480		
	郵送料 65×1335, 80×378	豊橋駅前郵便局	2月10日	117,015		×	117,015		
の45	切手	豊橋花田郵便局	3月24日	40,000		×	40,000	翌年度に使用されたと解すべきあり、2005年度分には該当しないので目的外支出である。	
の46	はがき 50×1000	三河屋東田店	3月27日	50,000		×	50,000		
の47	はがき	豊橋植田郵便局	3月27日	50,000		×	50,000		

領収書等 (号証)	摘 要	支 払 先	支 払 日	金 額	領収書金額	判 定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の37	豊橋自民市議団だより作成	豊橋合同印刷株式会社	1月19日	355,740		○			
の40	豊橋自民市議団だより作成追加分	豊橋合同印刷株式会社	1月30日	124,005		○			

合計金額 3 149 288

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
Z7	広聴費			10,500					
Z7	会場費	羽田八幡宮	6月28日	10,500		×	10,500	何の目的で使用したか不明である。個人的使用分や政務調査費以外の議員活動による使用分との区別がつかず目的外支出である。	政務調査の広聴費として使用した。
				合計金額			10,500		

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
乙8 その他経費(ガソリン代)				972,358					
乙8の1	政務調査費支出証明書ガソリン代(6月分)	Ja 豊橋 石巻	6月30日	1,968		×	1,968		
の2	上記領収書 豊橋自民ガソリン代6月分	豊橋農業協同組合石巻給油	6月30日		3,936				会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の3	政務調査費支出証明書ガソリン代(6月分)	(有) 鈴一石油	6月29日	4,741		×	4,741		
の4	上記領収書 6月分 豊橋自民党市議団	(有) 鈴一石油	6月29日		9,482				
の5	政務調査費支出証明書 ガソリン代	㈱ 高一石油	6月10日	4,522		×	4,522	領収書に但し書きの記載がなく 利用目的が不明であり 目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の6	上記領収書 6月分 豊橋市自民市議団	㈱ 高一石油	6月10日		9,045				
の7	政務調査費支出証明書ガソリン代 6月分	ウトウ石油㈱ ㈱一光	6月25日	7,922		×	7,922		領収書発行元が異なるにもかかわらず宛先欄の記載が、同一人物の手によって書かれたものである。経理責任者は加筆は不正であると認めており(古聞証言)、目的外支出である。 また 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。
の8	上記領収書 6月6日 豊橋自民市議団	ウトウ石油㈱	6月6日		4,899				
	上記領収書 6月21日 豊橋自民市議団	ウトウ石油㈱	6月21日		6,133				
	上記領収書 6月25日 豊橋自民市議団	㈱一光	6月25日		4,841				
の9	政務調査費支出証明書ガソリン代7月分	ウトウ石油㈱、鈴与、オイルサービス豊橋㈱	7月25日	6,297		×	6,297		整理の都合上 支払者が記入した。
の10	上記領収書7月18日 豊橋自民市議団	鈴与	7月18日		2,000				
	上記領収書7月4日 豊橋自民市議団	ウトウ石油㈱	7月4日		2,000				
	上記領収書7月25日 豊橋自民市議団	ウトウ石油㈱	7月25日		5,594				
	上記領収書7月9日 豊橋自民市議団	ウトウ石油㈱	7月9日		3,000				
の11	政務調査費支出証明書ガソリン代	Ja 豊橋 石巻	6月25日	5,664		×	5,664		5月30日利用分は、5月以前の利用であり 目的外支出である。 また 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 3件ともに「掛売」伝票であり 実際に現金を支出したものではないので 目的外支出である。
の12	上記領収書5月30日 豊橋自民	Ja 豊橋 石巻	5月30日		3,936				
	上記領収書6月13日 豊橋自民	Ja 豊橋 石巻	6月13日		3,952				
	上記領収書6月25日 豊橋自民	Ja 豊橋 石巻	6月25日		3,440				
の13	政務調査費支出証明書ガソリン代(6月26日分)	SELF 24 新栄店	6月26日	3,275		×	3,275	セルフであるにもかかわらず宛先が記載されている。購入者において加筆されたものであり 経理責任者は加筆は不正であると認めており(古聞証言)、目的外支出である。 また、当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく、目的外支出である。	整理の都合上 支払者が記入した。
の14	上記領収書6月26日 豊橋自民党	SELF 24 新栄店	6月26日		6,550				
の15	政務調査費支出証明書 ガソリン代	松尾石油	6月26日	17,021		×	17,021	3万円以上であるにもかかわらず印紙の貼付がなく、領収書の体をなしていない。 また 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	印紙を貼るのは受領者の義務ではない。
の16	上記領収書 豊橋自民6月分ガソリン代	松尾石油	6月26日		34,043				
の17	政務調査費支出証明書 ガソリン代(6月分)	鈴与オイルサービス豊橋	6月27日	11,167		×	11,167	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の18	上記領収書 6月分 豊橋自由民主党市議団	鈴与オイルサービス豊橋㈱	6月27日		22,335				
の19	政務調査費支出証明書 ガソリン代(6月分)	㈱三河シー・エス・エス	6月27日	7,508		×	7,508	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく、目的外支出である。 6月分となっているが明細がなく、6月以前に利用した疑いも払拭できず、目的外支出である。	6月分である。
の20	上記領収書 6月分 豊橋自民党	㈱三河シー・エス・エス	6月27日		15,016				
の21	政務調査費支出証明書 ガソリン代	豊橋農協大村給油所	6月27日	2,337		×	2,337	但し書きが5月分から6月分に改ざんされている。6月分の支払いは目的外支出である。 だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても、当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく、目的外支出である。	領収書発行日6月27日の支出である。
の22	上記領収書 6月分 豊橋自民	豊橋農業協同組合大村給油所	6月27日		4,674				
の27	政務調査費支出証明書 ガソリン代	(有) 村田石油店	6月29日	8,158		×	8,158		だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。
の28	上記領収書 6月分 豊橋自由民主党市議団	同上	6月29日		16,316				
の33	政務調査費支出証明書 ガソリン代	(有) 鈴一石油	7月1日	14,985		×	14,985		
の34	上記領収書 6月分 豊橋自民	(有) 鈴一石油	7月1日		29,971				
の35	政務調査費支出証明書7月9日分 ガソリン代	SELF24 新栄店	7月9日	2,500		×	2,500	セルフであるにもかかわらず宛先が記載されている。購入者において加筆されたものであり 経理責任者は加筆は不正であると認めており(古聞証言)、目的外支出である。 また 当該車両が政務調査活動に限定して使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	整理の都合上 支払者が記入した。
の36	上記領収書 豊橋自民党	SELF24 新栄店	7月9日		5,000				
の41	政務調査費支出証明書 ガソリン代	石国産業㈱	7月15日	17,128		×	17,128	但し書きなく、何に支出したのかが不明であり このような領収書についての支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の42	上記領収書 豊橋自由民主党市議団	石国産業㈱	7月15日		34,256				
の43	政務調査費支出証明書 ガソリン代	松尾建設㈱	7月16日	13,273		×	13,273	同じガソリンスタンドで、6月分の領収書が2枚ある。 調査活動に限定して使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	Z 15 16とは支払日が異なる。
の44	上記領収書6月分 豊橋自民	松尾建設㈱	7月16日		26,547				
の45	政務調査費支出証明書 ガソリン代	㈱一光	7月19日	2,087		×	2,087	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の46	上記領収書 豊橋自民	ガソリン代 ㈱一光	7月19日		4,175				
の47	政務調査費支出証明書 ガソリン代	Ja 豊橋 石巻	7月24日	3,896		×	3,896	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく、目的外支出である。 そして、2件ともに「掛売」伝票であり 実際に支出したものではないので この伝票における支出は目的外支出となる。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の48	上記領収書7月24日 豊橋自民	ガソリン代 JA豊橋 石巻	7月24日		3,862				
	上記領収書7月9日 豊橋自民	同上	7月9日		3,931				
の49	政務調査費支出証明書 ガソリン代	Ja 豊橋 大村	7月25日	2,343		×	2,343		
の50	上記領収書 豊橋自民 6月分	ガソリン代 JA豊橋 大村給油所	7月25日		4,686				
の59	政務調査費支出証明書 ガソリン代7月分	鈴与オイルサービス豊橋㈱	7月29日	10,683		×	10,683	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	
の60	上記領収書 豊橋自由民主党市議団	7月分ガソリン代 鈴与オイルサービス㈱	7月29日		21,366				

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の61	政務調査費支出証明書 ガソリン代6月分	JA 豊橋	7月29日	8,184		×	8,184	領収書の但し書きは6月分のみで 使途が不明であり、支出は不当である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の62	上記領収書 小山晃一郎	JA 豊橋	7月29日		16,369				
の63	政務調査費支出証明書 ガソリン代	榑一光	7月29日	3,477		×	3,477		
の64	上記領収書 豊橋自民	榑一光	7月29日		6,955				
の65	政務調査費支出証明書 ガソリン代7月分	(有)村田石油店	7月30日	7,479		×	7,479	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても、当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の66	上記領収書 豊橋自由民主党市議団	(有)村田石油店	7月30日		14,959				
の67	政務調査費支出証明書 ガソリン代	松尾建設株式会社	7月30日	10,674		×	10,674	領収書の但し書きを後から書き入れた疑いがある。経理責任者は購入者においての加筆は不正であると認めており(古聞証言) この領収書においての支出は目的外支出となる。	
の68	上記領収書 豊橋自民	松尾建設株式会社	7月30日		21,348				
の71	政務調査費支出証明書 ガソリン代7月分	(有)鈴一石油	8月1日	16,934		×	16,934	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても、当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	
の72	上記領収書 豊橋自民 7月分	(有)鈴一石油	8月1日		33,869				
の81	政務調査費支出証明書 ガソリン代8月8日分	石国産業㈱	8月8日	13,509		×	13,509	但し書きなく、領収書の体をなしてなく、この領収書においての支出は目的外支出である。また ガソリンを1日に2万7019円給油することは考えられない。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。1か月分である。
の82	上記領収書 豊橋自由民主党市議団	石国産業㈱	8月8日		27,019				
の87	政務調査費支出証明書 ガソリン代	(有)フジスタンド	8月12日	4,713		×	4,713	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても、当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	
の88	上記領収書 豊橋自民	(有)フジスタンド	8月12日		9,427				
の89	政務調査費支出証明書 ガソリン代	JA 豊橋石巻	8月15日	3,866		×	3,866	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても、当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく、目的外支出である。そして、2件ともに「掛売」伝票であり 実際に支出したものであるのではないので この伝票においての支出は目的外支出となる。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の90	上記領収書 豊橋自民	ガソリン代	8月15日		3,925				
	上記領収書 豊橋自民	ガソリン代	8月15日		3,808				
の91	政務調査費支出証明書 ガソリン代8月分	ウトウ石油㈱ 明石産業㈱	8月20日	6,846		×	6,846	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても、当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
	上記領収書 豊橋自民	ウトウ石油㈱	8月15日		3,577				
の92	上記領収書 豊橋自民	明石産業㈱	8月7日		5,659				
	上記領収書 豊橋自民	ウトウ石油㈱	8月12日		4,456				
の93	政務調査費支出証明書 ガソリン代	榑三河シー・エス・エス	8月22日	7,291		×	7,291	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても、当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。領収書の但し書きを後から書き入れた疑いがある。経理責任者は購入者においての加筆は不正であると認めており(古聞証言) この領収書においての支出は目的外支出となる。	
の94	上記領収書 豊橋自民	ガソリン代	8月22日		14,583				
の95	政務調査費支出証明書 ガソリン代7月分	JA 豊橋	8月24日	6,311		×	6,311	領収書の但し書きは「7月分」のみで 使途が不明であり、支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の96	上記領収書 小山晃一郎	JA 豊橋	8月24日		12,622				
の97	政務調査費支出証明書 ガソリン代7月分	JA 豊橋大村給油所	8月25日	4,409		×	4,409		
の98	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋大村給油所	8月25日		8,819			だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても、当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の101	政務調査費支出証明書 ガソリン代8月分	鈴与オイルサービス豊橋㈱	8月28日	14,859		×	14,859		
の102	上記領収書 豊橋自民市議団	鈴与オイルサービス豊橋㈱	8月28日		29,719				
の103	政務調査費支出証明書 ガソリン代	榑オーテック	8月29日	12,388		×	12,388	但し書きなく、領収書の体をなしてなく 支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の104	上記領収書 豊橋自民	榑オーテック	8月29日		24,777				
の107	政務調査費支出証明書 ガソリン代	セルフ24	8月30日	2,500		×	2,500	セルフであるにもかかわらず宛先が記載されている。購入者において加筆されたものであり 経理責任者は加筆は不正であると認めており(古聞証言)、目的外支出である。また 当該車輛が政務調査活動に限定して使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	整理の都合上 支払者が記入した。
の108	上記領収書 豊橋自民市議団	ガソリン代	8月30日		5,000				
の117	政務調査費支出証明書 ガソリン代8月分	(有)鈴一石油	9月1日	14,582		×	14,582		
の118	上記領収書 豊橋自民	(有)鈴一石油	9月1日		29,165			だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても、当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	
の119	政務調査費支出証明書 ガソリン代8月分	(有)村田石油店	9月3日	12,715		×	12,715		
の120	上記領収書 豊橋自民市議団	(有)村田石油店	9月3日		25,430				会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の121	政務調査費支出証明書 ガソリン代	JA 豊橋石巻	9月4日	4,040		×	4,040	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても、当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。そして、2件ともに「掛売」伝票であり 実際に支出したものであるのではないので この伝票においての支出は目的外支出である。	
の122	上記領収書 豊橋自民	ガソリン代	8月25日		4,070				
	上記領収書 豊橋自民	ガソリン代	9月4日		4,011				
の123	政務調査費支出証明書 ガソリン代	ジェイエイトービス神野新田	9月7日	2,500		×	2,500	ガソリン代支払者の記載がなく、同領収書による支払いは目的外支出である。	
の124	上記領収書 支払者名 不明	ガソリン代	9月7日		5,000				
の127	政務調査費支出証明書 ガソリン代9月分	石国産業㈱	9月8日	8,136		×	8,136	但し書き記載がなく 使途不明であり この領収書においての支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の128	上記領収書 豊橋自民市議団	石国産業㈱	9月8日		16,273				
の135	政務調査費支出証明書 ガソリン代	サンクス	9月14日	2,879		×	2,879	但し書きが商品代であり 使途が不明である。この領収書においての支出は目的外支出となる。	
の136	上記領収書 豊橋自民	サンクス	9月14日		5,759				
の137	政務調査費支出証明書 ガソリン代	セルフ24	9月18日	2,500		×	2,500	セルフであるにもかかわらず宛先が記載されている。購入者において加筆されたものであり、経理責任者は加筆は不正であると認めており(古聞証言)、目的外支出である。また 当該車輛が政務調査活動に限定して使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	整理の都合上 支払者が記入した。
の138	上記領収書 豊橋自民	セルフ24	9月18日		5,000				

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の141	政務調査費支出証明書 ガソリン代9月26日分	SELF 24 新栄店	9月27日	1,000		×	1,000	支払人の宛先の記載がなく、この領収書においての支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の142	上記領収書 支払者名 不明	SELF 24 新栄店	9月27日		2,000				
の143	政務調査費支出証明書 ガソリン代8月分	豊橋農協大村給油所	9月26日	4,765		×	4,765	但し書きが「8月分」の記載だけであり 使途が不明である。この領収書において支出することは不当である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の144	上記領収書 豊橋自民	豊橋農協大村給油所	9月26日		9,531				
の149	政務調査費支出証明書 ガソリン代9月分	柳村田石油店	10月7日	12,128		×	12,128	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の150	上記領収書 豊橋自民党市議団	柳村田石油店	10月7日		24,256				
の153	政務調査費支出証明書 ガソリン代9月分	(有)鈴一石油	10月7日	14,784		×	14,784		
の154	上記領収書 豊橋自民	(有)鈴一石油	10月1日		29,568				
の155	政務調査費支出証明書 ガソリン代9月分	鈴与オイルサービス㈱	10月7日	16,165		×	16,165		
の156	上記領収書 豊橋自民党市議団	鈴与オイルサービス㈱	10月4日		32,330				
の157	政務調査費支出証明書 ガソリン代10月5日分	SELF 24 新栄店	10月5日	2,500		×	2,500	セルフであるにもかかわらず宛先が記載されている。購入者において加筆されたものであり 経理責任者は加筆は不正であると認めており(古関証言)、目的外支出である。また 当該車輛が政務調査活動に限定して使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	整理の都合上 支払者が記入した。
の158	上記領収書 豊橋自民	SELF 24 新栄店	10月5日		5,000				
の159	政務調査費支出証明書 ガソリン代9月分	柳オーテック	10月5日	18,457		×	18,457	但し書き記載がなく使途が不明であり この領収書においての支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の160	上記領収書 豊橋自民	柳オーテック	10月5日		36,915				
の163	政務調査費支出証明書 ガソリン代9/22、10/8分	JA 豊橋石巻	10月8日	4,219		×	4,219	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく、目的外支出である。そして、2件ともに「掛売」伝票であり 実際に出したのではないので この伝票においての支出は目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の164	上記領収書 豊橋自民	ガソリン代	10月8日		4,321				
	上記領収書 豊橋自民	ガソリン代	9月22日		4,117				
の171	政務調査費支出証明書 ガソリン代9月分	三河シー エス エヌ	10月13日	16,506		×	16,506	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の172	上記領収書 豊橋自民党	三河シー エス エヌ	10月13日		33,013				
の173	政務調査費支出証明書 ガソリン代12月10日分	石国産業㈱	10月13日	9,142		×	9,142	但し書き記載がなく この領収書においての支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の174	上記領収書 豊橋自民党市議団	石国産業㈱	10月13日		18,285				
の177	政務調査費支出証明書 ガソリン代9月分	三河シー エス エヌ、鈴与オイルサービス㈱	10月17日	6,524		×	6,524	領収書の発行元が異なるにもかかわらず、宛名欄の記載が、同一人物の手により記入したものと認められ、購入者において加筆したものと思われる。経理責任者は加筆は不正であるとのことであり(古関証言)、この領収書による支出は目的外支出となる。また 当該車輛が政務調査活動に限定して使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	整理の都合上 支払者が記入した。
の178	上記領収書 豊橋自民	三河シー エス エヌ	9月9日		5,288				
	上記領収書 豊橋自民	鈴与オイルサービス㈱	9月30日		5,760				
	上記領収書 豊橋自民	鈴与オイルサービス㈱	9月23日		2,000				
の179	政務調査費支出証明書 ガソリン代8月分	JA 豊橋	10月17日	6,734		×	6,734	但し書きが「8月分」のみであり 何に使用したか不明であり この領収書においての支出は目的外支出となる。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の180	上記領収書 小山晃一郎	JA 豊橋	9月22日		13,469				
の183	政務調査費支出証明書 ガソリン代10月17日分	SELF 24 新栄店	10月17日	2,500		×	2,500	セルフであるにもかかわらず宛先が記載されている。購入者において加筆されたものであり 経理責任者は加筆は不正であると認めており(古関証言)、目的外支出である。また 当該車輛が政務調査活動に限定して使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	整理の都合上 支払者が記入した。
の184	上記領収書 豊橋自民党市議団	SELF 24 新栄店	10月17日		5,000				
の185	政務調査費支出証明書 ガソリン代10月分	鈴与オイルサービス㈱、ウトウ石油	10月22日	6,004		×	6,004	領収書の発行元が異なるにもかかわらず、宛名欄の記載が、同一人物の手により記入したものと認められ、購入者において加筆したものと思われる。経理責任者は加筆は不正であるとのことであり(古関証言)、この領収書による支出は目的外支出となる。また 当該車輛が政務調査活動に限定して使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	
の186	上記領収書 豊橋自民	ガソリン代 鈴与	10月22日		5,856				
	上記領収書 豊橋自民	ガソリン代 鈴与	10月14日		2,000				
	上記領収書 豊橋自民	ガソリン代 ウトウ石油	10月8日		4,152				
の187	政務調査費支出証明書 ガソリン代9月分	JA 豊橋大村給油所	10月25日	4,670		×	4,670	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の188	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋大村給油所	10月25日		9,340				
の193	政務調査費支出証明書 ガソリン代9月分	JA 豊橋	10月28日	7,215		×	7,215	領収書の但し書きは「9月分」のみであり 使途が不明であり、支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の194	上記領収書 小山晃一郎	JA 豊橋	10月28日		14,431				
の201	政務調査費支出証明書 ガソリン代10月分	SELF 24	10月31日	2,500		×	2,500	セルフであるにもかかわらず宛先が記載されている。購入者において加筆されたものであり、経理責任者は加筆は不正であると認めており(古関証言)、目的外支出である。また 当該車輛が政務調査活動に限定して使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	整理の都合上 支払者が記入した。
の202	上記領収書 豊橋自民	SELF 24	10月31日		5,000				
の205	政務調査費支出証明書 ガソリン代	鈴一石油	11月1日	14,742		×	14,742	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の206	上記領収書 豊橋自民党	鈴一石油	11月1日		29,484				
の207	政務調査費支出証明書 ガソリン代	(有)村田石油店	11月1日	6,760		×	6,760		
の208	上記領収書 豊橋自民党市議団	(有)村田石油店	11月1日		13,521				
の209	政務調査費支出証明書 ガソリン代10月分	鈴与オイルサービス㈱	11月2日	12,065		×	12,065		
の210	上記領収書 豊橋自民党市議団	鈴与オイルサービス㈱	11月2日		24,131				
の211	政務調査費支出証明書 ガソリン代	柳オーテック	11月3日	8,697		×	8,697	但し書き記載がなく 使途不明であり この領収書においての支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の212	上記領収書 豊橋自民	柳オーテック	11月3日		17,394				
の213	政務調査費支出証明書 ガソリン代	愛知商工㈱ 東新町SS	11月11日	2,175		×	2,175	ガソリン代支払者の記載がなく 同領収書による支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の214	上記領収書 支払者名 不明	ガソリン代	11月5日		4,350				
の215	政務調査費支出証明書 ガソリン代11月9日分	SELF 24 新栄店	11月9日	2,500		×	2,500		
の216	上記領収書 支払者名 不明	SELF 24 新栄店	11月9日		5,000				

領収書等 (号数)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の217	政務調査費支出証明書 ガソリン代11月分	ENEOS	11月11日	3,932		×	3,932	ガソリン代支払者の記載がなく 同領収書による支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の218	上記領収書 支払者名 不明	ENEOS	11月11日		7,865				
の221	政務調査費支出証明書 ガソリン代11月分	鈴与オイルサービス㈱、(有)一光	11月22日	8,370		×	8,370	領収書発行元が異なるにもかかわらず宛先欄の記載が、同一人物の手によって書かれたものと思われ、経理責任者は 加筆は不正である(古関証言)とのことであり、このような領収書での支出は目的外支出となる。 また 当該車両が政務調査活動に限定して使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	整理の都合上 支払者が記入した。
の222	上記領収書 豊橋自民	鈴与オイルサービス㈱	11月22日		5,548				
	上記領収書 豊橋自民	鈴与オイルサービス㈱	11月22日		7,111				
	上記領収書 豊橋自民	(有)一光	11月11日		5,323				
の223	政務調査費支出証明書 ガソリン代10月分	JA 豊橋大村給油所	11月25日	4,427		×	4,427	領収書の但し書きは「10月分」のみであり、この領収書においての支出は目的外支出である。 また 調査活動に限定して使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の224	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋大村給油所	11月25日		8,854				
の227	政務調査費支出証明書 ガソリン代11月分	㈱オーテック	11月28日	10,502		×	10,502	但し書き記載がなく この領収書においての支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の228	上記領収書 豊橋自民	㈱オーテック	11月28日		21,005				
の229	政務調査費支出証明書 ガソリン代10月分	JA 豊橋	11月28日	6,718		×	6,718	領収書の但し書きは「10月分」のみで 使途が不明であり、支出は目的外支出である。	
の230	上記領収書 小山晃一郎	JA 豊橋	11月28日		13,437				
の239	政務調査費支出証明書 ガソリン代11月分	鈴一石油	12月1日	14,884		×	14,884	だれの車両に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の240	上記領収書 豊橋自民	鈴一石油	12月1日		29,768				
の241	政務調査費支出証明書 ガソリン代12月10日分	石国産業㈱	12月3日	12,417		×	12,417	但し書き記載がなく、この領収書においての支出は不当である。仮にガソリン代として支出したとしても同金額を12月3日に一度で利用したとは考えられない。家族の分も利用したとの疑いも考えられ目的外支出となる。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。支出証明「支出内容」の「12月10日」は誤りで、証明日「12月3日」が正しい。
の242	上記領収書 豊橋自民党市議団	石国産業㈱	12月3日		24,835				
の243	政務調査費支出証明書 ガソリン代	(有)村田石油店	12月6日	8,893		×	8,893	だれの車両に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	
の244	上記領収書 豊橋自民党市議団 11月分	(有)村田石油店	12月6日		17,786				
の245	政務調査費支出証明書 ガソリン代11/7~24日	JA 豊橋石巻	12月6日	6,079		×	6,079	だれの車両に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても、当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく、目的外支出である。そして、3件ともに「掛売」伝票であり 実際に支出したのではないので この伝票においての支出は目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の246	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋石巻	10月21日		3,900				
	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋石巻	11月7日		4,129				
	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋石巻	11月24日		4,130				
の247	政務調査費支出証明書 ガソリン代	JA 豊橋石巻	12月6日	1,999		×	1,999	だれの車両に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく、目的外支出である。そして、「掛売」伝票であり 実際に支出したのではないので この伝票においての支出は目的外支出である。	
の248	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋石巻	12月6日		3,999				
の249	政務調査費支出証明書 ガソリン代	SELF 24	12月7日	3,425		×	3,425	ガソリン代支払者の記載がなく 同領収書による支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の250	上記領収書 支払者名 不明	SELF 24	12月7日		6,850				
の251	政務調査費支出証明書 ガソリン代12月7日分	石国産業㈱	12月7日	11,129		×	11,129	但し書き記載がなく、この領収書においての支出は目的外支出となる。仮にガソリン代として支出したとしても同金額を12月7日に一度で利用したとは考えられない。家族の分も利用したとの疑いも考えられ、この点においても目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。12月7日支払分である。
の252	上記領収書 豊橋自民党市議団	石国産業㈱	12月7日		22,258				
の253	政務調査費支出証明書 ガソリン代12月10日分	SELF 24	12月10日	2,500		×	2,500	ガソリン代支払者の記載がなく 同領収書による支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の254	上記領収書 支払者名 不明	SELF 24	12月10日		5,000				
の257	政務調査費支出証明書 ガソリン代11月分	鈴与オイルサービス㈱	12月13日	11,080		×	11,080	だれの車両に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の258	上記領収書 豊橋自民党市議団	鈴与オイルサービス㈱	12月13日		22,120				
の261	政務調査費支出証明書 ガソリン代	SELF 24	12月21日	4,658		×	4,658	ガソリン代支払者の記載がなく 同領収書による支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の262	上記領収書 支払者名 不明	SELF 24	12月21日		9,316				
の263	政務調査費支出証明書 ガソリン代11月分	JA 豊橋大村給油所	12月26日	2,089		×	2,089		
の264	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋大村給油所	12月26日		4,179				
の265	政務調査費支出証明書 ガソリン代12月分	㈱オーテック	12月26日	14,790		×	14,790	だれの車両に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の266	上記領収書 豊橋自民	㈱オーテック	12月26日		29,580				
の267	政務調査費支出証明書 ガソリン代	三河シーエスエス	12月26日	9,302		×	9,302		
の268	上記領収書 豊橋自民	三河シーエスエス	12月26日		18,604				
の273	政務調査費支出証明書 ガソリン代12月分	鈴与オイルサービス㈱	12月27日	12,075		×	12,075		
の274	上記領収書 豊橋自民党市議団	鈴与オイルサービス㈱	12月27日		24,150				
の275	政務調査費支出証明書 ガソリン代11月分	JA 豊橋	12月28日	11,871		×	11,871	領収書の但し書きは「11月分」のみで 使途が不明であり、支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の276	上記領収書 小山晃一郎	JA 豊橋	12月28日		23,742				
の281	政務調査費支出証明書 ガソリン代12月分	鈴一石油	1月4日	14,742		×	14,742		
の282	上記領収書 豊橋自民	鈴一石油	1月4日		29,484				
の285	政務調査費支出証明書 ガソリン代12月分	(有)村田石油店	1月7日	5,401		×	5,401	だれの車両に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の286	上記領収書 豊橋自民党市議団	(有)村田石油店	1月7日		10,803				
の287	政務調査費支出証明書 ガソリン代	SELF 24	1月9日	4,187		×	4,187	ガソリン代支払者の記載がなく 同領収書による支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の288	上記領収書 支払者名 不明	SELF 24	1月9日		8,375				

領収書等 (号数)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の289	政務調査費支出証明書 ガソリン代12月分	鈴与オイルサービス㈱、(有)一光	1月10日	10,333					
の290	上記領収書 豊橋自民	鈴与オイルサービス㈱	12月20日		5,715	×	10,333	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
	上記領収書 豊橋自民	鈴与オイルサービス㈱	12月5日		5,651				
	上記領収書 豊橋自民市議団	(有)一光	12月10日		5,180				
	上記領収書 豊橋自民市議団	(有)一光	12月31日		4,140				
の291	政務調査費支出証明書 ガソリン代1月分	鈴与オイルサービス㈱、(有)一光	1月20日	6,992		×	6,992	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の292	上記領収書 豊橋自民	鈴与オイルサービス㈱	1月5日		5,842				
	上記領収書 豊橋自民	鈴与オイルサービス㈱	1月20日		5,406				
	上記領収書 豊橋自民市議団	(有)一光	1月12日		2,736				
の293	政務調査費支出証明書 ガソリン代	SELF 24	1月20日	1,541		×	1,541	ガソリン代支払者の記載がなく 同領収書による支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の294	上記領収書 支払者名 不明	SELF 24	1月20日		3,082				
の295	政務調査費支出証明書 ガソリン代12月分	JA 豊橋	1月26日	7,827		×	7,827	領収書の但し書きは「12月分」のみで 使途が不明であり、支出は目的外支出である。	
の296	上記領収書 小山晃一郎	JA 豊橋	1月26日		15,654				
の301	政務調査費支出証明書 ガソリン代 12月分	JA 豊橋石巻	1月10日	4,098		×	4,098	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても、当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。そして、2件ともに「掛売」伝票であり 実際に支出したものであるのではないので この伝票に於ける支出は目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の302	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋石巻	12月18日		4,106				
	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋石巻	12月30日		4,090				
の307	政務調査費支出証明書 ガソリン代12月分	石国産業㈱	1月24日	14,856		×	14,856	但し書きが「H17 12月分」のみであり 使途が不明であり 支出は不当である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の308	上記領収書 豊橋自民党市議団	石国産業㈱	1月24日		29,713				
の309	政務調査費支出証明書 ガソリン代12月分	JA 豊橋大村給油所	1月25日	2,451		×	2,451	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の310	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋大村給油所	1月25日		4,902				
の311	政務調査費支出証明書 ガソリン代	㈱大村石油店	1月25日	1,330		×	1,330	ガソリン代支払い者が「上様」であり 領収書の体をなしていないので、同領収書による支払いは目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の312	上記領収書 支払者名 不明	㈱大村石油店	1月25日		2,660				
の315	政務調査費支出証明書 ガソリン代1月分	三河シー エス エヌ	1月26日	12,577		×	12,577	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の316	上記領収書 豊橋自民	三河シー エス エヌ	1月26日		25,154				
の319	政務調査費支出証明書 ガソリン代	三河シー エス エヌ	1月29日	1,380		×	1,380		
の320	上記領収書 豊橋自民党市議団	三河シー エス エヌ	1月29日		2,760				
の321	政務調査費支出証明書 ガソリン代1月分	鈴与オイルサービス㈱	1月29日	11,792		×	11,792	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の322	上記領収書 豊橋自民市議団	鈴与オイルサービス㈱	1月29日		23,584				
の327	政務調査費支出証明書 ガソリン代	(有)鈴一石油	1月30日	14,175		×	14,175		
の328	上記領収書 豊橋自民	(有)鈴一石油	1月30日		28,350				
の333	政務調査費支出証明書 ガソリン代	㈱オーテック	2月1日	13,551		×	13,551		
の334	上記領収書 豊橋自民 1月分	㈱オーテック	2月1日		27,103				
の335	政務調査費支出証明書 ガソリン代1月分	JA 豊橋石巻	2月2日	3,810		×	3,810	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても、当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。そして、2件ともに「掛売」伝票であり 実際に支出したものであるのではないので この伝票に於ける支出は目的外支出である。	
の336	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋石巻	1月12日		3,840				
	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋石巻	1月24日		3,780				
の337	政務調査費支出証明書 ガソリン代	サーラ石油	2月4日	3,202		×	3,202	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	
の338	上記領収書 豊橋自民	サーラ石油	2月4日		6,405				
の341	政務調査費支出証明書 ガソリン代1月分	石国産業㈱	2月9日	14,605		×	14,605	但し書きが「H18. 1月分」のみであり 使途が不明であるので 目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の342	上記領収書 豊橋自由民主党市議団	石国産業㈱	2月9日		29,210				
の343	政務調査費支出証明書 ガソリン代	SELF 24 新栄店	2月10日	2,500		×	2,500	ガソリン代支払者の記載がなく 同領収書による支出は目的外支出である。	
の344	上記領収書 支払者名 不明	SELF 24 新栄店	2月6日		5,000				
の351	政務調査費支出証明書 ガソリン代2月分	鈴与オイルサービス㈱	2月19日	5,626		×	5,626	「丹羽洋章様」に豊橋自民が追加記載されているが 2月19日分「0001野澤」2月2日分「0018原田」と担当者が異なる。しかし、同じ者の手により記入したものであり、購入者において加筆したものと思われる。経理責任者は加筆は不正であるとのことであり(古関証言) この領収書による支出は目的外支出となる。	整理の都合上 支払者が記入した。
の352	上記領収書 豊橋自民	鈴与オイルサービス㈱	2月19日		5,796				
	上記領収書 豊橋自民	鈴与オイルサービス㈱	2月2日		5,456				
の353	政務調査費支出証明書 ガソリン代	㈱一光	2月20日	2,500		×	2,500	だれの車輛に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車輛に係るガソリン代であっても 当該車輛が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の354	上記領収書 豊橋自民	㈱一光	2月20日		5,000				
の357	政務調査費支出証明書 ガソリン代2月分	鈴与オイルサービス㈱	2月27日	11,288		×	11,288		
の358	上記領収書 豊橋自由民主党市議団	鈴与オイルサービス㈱	2月27日		22,577				
の371	政務調査費支出証明書 ガソリン代2月分	(有)鈴一石油	3月1日	14,637		×	14,637		
の372	上記領収書 豊橋自民	(有)鈴一石油	3月1日		29,274				

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判 定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の373	政務調査費支出証明書 ガソリン代	㈱オーテック	3月3日	18,434		×	18,434	但し書き記載がなく この領収書における支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の374	上記領収書 豊橋自民	㈱オーテック	3月3日		36,869				
の375	政務調査費支出証明書 ガソリン代2月分	石国産業㈱	3月7日	12,939		×	12,939	但し書きが「2月分」のみであり 使途が不明であり 目的外支出である。	
の376	上記領収書 豊橋自由民主党市議団	石国産業㈱	3月7日		25,879				
の377	政務調査費支出証明書 ガソリン代	SELF 24	3月9日	2,500		×	2,500	セルフであるにもかかわらず宛先が記載されている。購入者において加算されたものであり、経理責任者は加算は不正であると認めており(古聞証言)。目的外支出である。また 当該車両が政務調査活動に限定して使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	整理の都合上 支払者が記入した。
の378	上記領収書 豊橋自民市議団	SELF 24	3月9日		5,000				
の379	政務調査費支出証明書 ガソリン代2月分	三河シー エス エヌ	3月10日	7,226		×	7,226	だれの車両に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の380	上記領収書 豊橋自民党	三河シー エス エヌ	3月10日		14,452				
の381	政務調査費支出証明書 ガソリン代2月分	(有)村田石油店	3月10日	10,774		×	10,774		
の382	上記領収書 豊橋自由民主党市議団	(有)村田石油店	3月10日		21,548			領収書の但し書きは「1月分」のみで 使途が不明であり、目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の387	政務調査費支出証明書 ガソリン代1月分	JA 豊橋	3月6日	10,417		×	10,417		
の388	上記領収書 小山晃一郎	JA 豊橋	3月6日		20,835			だれの車両に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の391	政務調査費支出証明書 ガソリン代3月分	鈴与オイルサービス㈱、(有)一光	3月10日	4,194		×	4,194		
の392	上記領収書 豊橋自民	鈴与	3月10日		3,000			ガソリン代支払者の記載がなく 同領収書による支出は目的外支出である。	条例7条2項に基づき支出証明を添付している。
の392	上記領収書 豊橋自民市議団	一光	3月4日		5,389				
の395	政務調査費支出証明書 ガソリン代	SELF 24	3月24日	4,600		×	4,600	だれの車両に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の396	上記領収書 支払者名 不明	SELF 24	3月24日		9,201				
の397	政務調査費支出証明書 ガソリン代3月分	(有)鈴一石油	3月28日	14,994		×	14,994	だれの車両に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出となる。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額の2分の1を政務調査費として計上している。
の398	上記領収書 豊橋自民	(有)鈴一石油	3月28日		29,988				
の399	政務調査費支出証明書 ガソリン代	JA 石巻	3月22日	7,742		×	7,742		
の400	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋 石巻	2月10日		3,728				
	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋 石巻	2月21日		4,140			だれの車両に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。そして、4件ともに「掛売」伝票であり 実際に支出したのではないので この伝票における支出は目的外支出となる。	
	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋 石巻	3月5日		3,695				
	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋 石巻	3月20日		3,922			だれの車両に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	
の401	政務調査費支出証明書 ガソリン代3月分	三河シー エス エヌ	3月27日	9,226		×	9,226		
の402	上記領収書 豊橋自民党	三河シー エス エヌ	3月27日		18,453			だれの車両に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	
の405	政務調査費支出証明書 ガソリン代3月分	鈴与オイルサービス㈱	3月28日	11,308		×	11,308		
の408	上記領収書 豊橋自由民主党市議団	鈴与オイルサービス㈱	3月28日		22,617			だれの車両に対し給油されたか不明である。また、たとえ議員専用車両に係るガソリン代であっても 当該車両が政務調査活動に使用されたものであるとの報告がなく 目的外支出である。	
の411	政務調査費支出証明書 ガソリン代3月分	㈱オーテック	3月31日	8,386		×	8,386		
の412	上記領収書 豊橋自民	㈱オーテック	3月31日		16,773			JA 豊橋大村給油所	
の415	政務調査費支出証明書 ガソリン	JA 豊橋大村給油所	3月31日	2,079		×	2,079		
の416	上記領収書 豊橋自民	JA 豊橋大村給油所	3月27日		4,158				

合計金額 972,359

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
乙8 その他経費(電話代)				334,691					
乙8の23	政務調査費支出証明書 携帯電話 6月分	KDDI 株	7月6日	1,777		×	1,777	同一人物が 同月に本件支出のKDDIおよびドコモ(乙8の31, 32)の2台分の支出をしており本人以外の人物が利用していると思われるのでこの支出は目的外支出である。 また、本件支出は5月に利用したものであり、目的外支出である	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の24	上記領収書 5月利用分 野末義正	KDDI 株	6月27日		3,554				
の29	政務調査費支出証明書 携帯電話 6月分	株NTT ドコモ東海	6月30日	5,599		×	5,599	宛名があて消されており、議員以外の者が契約者であることも考えられる。また、6月請求分であり、5月利用分が含まれていると思われる。目的外支出である。	宛名を誤って消したものである。領収書提出の際 チェックしている。
の30	上記領収書 支払者名 不明6月請求分	株NTT ドコモ東海	6月30日		11,198				
の31	政務調査費支出証明書 携帯電話 6月分	ドコモ	6月30日	924		×	924	同一人物が 同月に本件支出のドコモおよびKDDI(乙8の23, 24)の2台分の支出をしており本人以外の人物が利用していると思われるのでこの支出は目的外支出となる。 また、6月請求分であり、5月分が含まれていると思われる。目的外支出である	
の32	上記領収書 6月請求分 野末義正	株NTT ドコモ東海	6月30日		1,848				
の37	政務調査費支出証明書 携帯電話 6月分	株NTT ドコモ東海	7月11日	3,575		×	3,575	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、支出は不適切である。 また、6月請求分であり、5月分が含まれていると思われる。目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の38	上記領収書 6月請求分 村松千春	株NTT ドコモ東海	7月11日		7,150				
の39	政務調査費支出証明書 携帯電話 6月分	株NTT ドコモ東海	7月11日	3,544		×	3,544	契約者が議員個人であり、電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、支出は不適切である。また、6月請求分であり、5月分が含まれていると思われる。目的外支出である。	
の40	上記領収書 6月請求分 石黒巖	株NTT ドコモ東海	7月11日		7,089				
の51	政務調査費支出証明書 携帯電話7月分	KDDI 株	8月6日	1,496		×	1,496	同一人物が 同月に本件支出のKDDIおよびドコモ(乙8の77, 78)の2台分の支出をしており本人以外の人物が利用していると思われるのでこの支出は目的外支出となる。	
の52	上記領収書 7月分 野末義正	KDDI 株	8月6日		2,992				
の53	政務調査費支出証明書 携帯電話	NTT 西日本	7月28日	2,902		×	2,902	携帯電話として、支出証明をしているが、領収書での但し書きでは固定電話である。豊橋自由民主党市議員は固定電話については 政務調査費としての支出は認めていないので(古関証言) この支出は目的外支出である。	支出証明書の記入を誤っている(インターネットである。)
の54	上記領収書 6月分 電話料金 石黒巖	NTT 西日本	7月28日		5,804				
の55	政務調査費支出証明書 携帯電話6月分	NTT 西日本	7月28日	6,934		×	6,934		
の56	上記領収書 6月分 電話料金 原基修	NTT 西日本	7月28日		13,869				
の69	政務調査費支出証明書 携帯電話7月分	株NTT ドコモ東海	8月1日	3,122		×	3,122	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の70	上記領収書 7月請求分 石黒巖	株NTT ドコモ東海	8月2日		6,245				
の73	政務調査費支出証明書 携帯電話7月分	株NTT ドコモ東海	8月1日	6,035		×	6,035	契約者が不明であり、議員以外の者が契約者であることも考えられ、目的外支出である。 また、電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、この点からも目的外支出となる。	宛名を誤って消したものである。領収書提出の際 チェックしている。
の74	上記領収書 7月分 支払者名 不明	株NTT ドコモ東海	8月1日		12,071				
の75	政務調査費支出証明書 携帯電話	株NTT ドコモ東海	8月1日	3,738		×	3,738		報告書添付の領収書コピーの口座番号を消しただけである。領収書提出の際 チェックしている。
の76	上記領収書7月分 支払者名 不明	株NTT ドコモ東海	8月1日		7,476				
の77	政務調査費支出証明書 携帯電話7月分	ドコモ	8月1日	924		×	924	同一人物が 同月に本件支出のドコモおよびKDDI(乙8の51, 52)の2台分の支出をしており本人以外の人物が利用していると思われるのでこの支出は目的外支出となる。	
の78	上記領収書 7月分 野末義正	株NTT ドコモ東海	8月1日		1,848				
の79	政務調査費支出証明書 携帯電話	株ソーカースルラー東海	8月8日	6,001		×	6,001	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の80	上記領収書 6月分 中村育男	株ソーカースルラー東海	7月26日		12,002				
の83	政務調査費支出証明書 携帯電話6月分	ボーダフォン	8月10日	7,305		×	7,305	契約者が不明であり、議員以外の者が契約者であることも考えられ、目的外支出である。 また、電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、この点からも目的外支出となる。	報告書添付の領収書コピーの口座番号を消しただけである。領収書提出の際 チェックしている。
の84	上記領収書 6月分 支払者名 不明	ボーダフォン	7月26日		14,610				
の85	政務調査費支出証明書 携帯電話	株NTT ドコモ東海	8月11日	2,719		×	2,719	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	
の88	上記領収書 7月分 村松千春	株NTT ドコモ東海	8月1日		5,438				
の105	政務調査費支出証明書 携帯電話 7月分	NTT西日本	8月29日	2,861		×	2,861	携帯電話として、支出証明をしているが、領収書での但し書きでは固定電話である。豊橋自由民主党市議員は固定電話については 政務調査費としての支出は認めていないので(古関証言) この支出は目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の106	上記領収書 7月分 石黒巖	NTT西日本	8月11日		5,723				
の109	政務調査費支出証明書 携帯電話8月分	株NTT ドコモ東海	8月31日	5,891		×	5,891	契約者が不明であり、議員以外の者が契約者であることも考えられ、目的外支出である。 また、電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、この点からも目的外支出となる。	宛名を誤って消したものである。領収書提出の際 チェックしている。
の110	上記領収書 8月分 支払者名 不明	株NTT ドコモ東海	8月31日		11,782				
の111	政務調査費支出証明書 携帯電話	株NTT ドコモ東海	8月31日	7,632		×	7,632	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	
の112	上記領収書 8月分 村松千春	株NTT ドコモ東海	8月31日		15,265				
の113	政務調査費支出証明書 携帯電話8月分	ドコモ	8月31日	924		×	924	同一人物が 同月に本件支出のドコモおよびKDDI(乙8の129, 130)の2台分の支出をしており本人以外の人物が利用していると思われるのでこの支出は目的外支出となる。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の114	上記領収書 8月分 野末義正	株NTT ドコモ東海	8月31日		1,848				
の115	政務調査費支出証明書 携帯電話8月分	株NTT ドコモ東海	8月31日	5,163		×	5,163	契約者が不明であり、議員以外の者が契約者であることも考えられ、目的外支出である。 また、電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、この点からも目的外支出となる。	報告書添付の領収書コピーの口座番号を消しただけである。領収書提出の際 チェックしている。
の116	上記領収書 8月分 支払者名 不明	株NTT ドコモ東海	8月31日		10,327				
の125	政務調査費支出証明書 携帯電話	株ソーカースルラー東海	9月8日	5,345		×	5,345	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	
の126	上記領収書 7月分 中村育男	株ソーカースルラー東海	8月26日		10,690				
の129	政務調査費支出証明書 携帯電話8月分	KDDI 株	9月6日	1,459		×	1,459	同一人物が 同月に本件支出のKDDIおよびドコモ(乙8の113, 114)の2台分の支出をしており本人以外の人物が利用していると思われるのでこの支出は目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の130	上記領収書 7月利用分 野末義正	KDDI 株	8月25日		2,919				
の131	政務調査費支出証明書 携帯電話8月分	ボーダフォン株	9月6日	6,981		×	6,981	契約者が不明であり、議員以外の者が契約者であることも考えられ、目的外支出である。 また、電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、この点からも目的外支出となる。	報告書添付の領収書コピーの電話番号を消しただけである。領収書提出の際 チェックしている。
の132	上記領収書 7月分 支払者名 不明	ボーダフォン株	8月26日		13,963				
の133	政務調査費支出証明書 携帯電話 8月分	NTTドコモ	9月11日	3,418		×	3,418	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の134	上記領収書 8月分 石黒巖	株NTT ドコモ東海	8月31日		6,837				
の145	政務調査費支出証明書 携帯電話8月分	ボーダフォン株	9月26日	7,720		×	7,720	契約者が不明であり、議員以外の者が契約者であることも考えられ、目的外支出である。 また、電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、この点からも目的外支出となる。	報告書添付の領収書コピーの電話番号を消しただけである。領収書提出の際 チェックしている。
の146	上記領収書 8月分 支払者名 不明	ボーダフォン株	9月26日		15,440				

領収書等 (号数)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の147	政務調査費支出証明書 携帯電話8月分	NTT 西日本	10月1日	2,730		×	2,730	携帯電話として、支出証明をしているが、領収書での但し書きでは固定電話である。豊橋自由民主党市議団は固定電話については 政務調査費としての支出は認めていない(古関証言)ので目的外支出である。	支出証明書の記入を誤っている(インターネットである。)
の148	上記領収書 8月分 石黒巖	NTT 西日本	9月12日		5,461				
の151	政務調査費支出証明書 携帯電話9月分	NTT ドコモ東海	10月11日	6,966		×	6,966	契約者が不明であり、議員以外の者が契約者であることも考えられ、目的外支出である。また、電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず この点からも目的外支出となる。	報告書添付の領収書コピーの口座番号を消しただけである。領収書提出の際 チェックしている。
の152	上記領収書 9月分 支払者名 不明	NTT ドコモ東海	9月30日		13,932				
の161	政務調査費支出証明書 携帯電話 8月分	ソーカー電話サービス	10月17日	6,085		×	6,085	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	会派間の申し合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の162	上記領収書 8月分 中村育男	KDDI 機	9月26日		12,170				
の165	政務調査費支出証明書 携帯電話 9月分	NTT ドコモ	10月11日	2,996		×	2,996	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	会派間の申し合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の166	上記領収書 9月分 石黒巖	NTT ドコモ東海	9月30日		5,993				
の167	政務調査費支出証明書 携帯電話 9月分	NTT ドコモ	10月11日	5,559		×	5,559	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	会派間の申し合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の168	上記領収書 9月分 村松千春	NTT ドコモ東海	9月30日		11,119				
の169	政務調査費支出証明書 携帯電話 9月分	NTT ドコモ	10月11日	924		×	924	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	会派間の申し合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の170	上記領収書 9月分 野末義正	NTT ドコモ東海	9月30日		1,848				
の181	政務調査費支出証明書 携帯電話9月分	NTT ドコモ	10月17日	5,087		×	5,087	契約者が不明であり、議員以外の者が契約者であることも考えられ、目的外支出である。また、電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず この点からも目的外支出となる。	宛名を誤って消したものである。領収書提出の際 チェックしている。
の182	上記領収書 9月分 支払者名 不明	NTT ドコモ東海	9月30日		10,175				
の189	政務調査費支出証明書 携帯電話9月分	ボーダフォン機	10月26日	7,337		×	7,337	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	会派間の申し合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の190	上記領収書 9月分 原基修	ボーダフォン機	10月26日		14,675				
の191	政務調査費支出証明書 携帯電話9月分	NTT 西日本	10月27日	2,859		×	2,859	携帯電話として、支出証明をしているが、領収書での但し書きでは固定電話である。豊橋自由民主党市議団は固定電話については 政務調査費としての支出は認めていない(古関証言)ので目的外支出である。	支出証明書の記入を誤っている(インターネットである。)
の192	上記領収書 9月分 石黒巖	NTT 西日本	10月11日		5,718				
の197	政務調査費支出証明書 携帯電話10月分	NTT ドコモ東海	10月31日	5,173		×	5,173	契約者が不明であり、議員以外の者が契約者であることも考えられ、支出は不当である。また、電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず 目的外支出である。	宛名を誤って消したものである。領収書提出の際 チェックしている。
の198	上記領収書 10月分 支払者名 不明	NTT ドコモ東海	10月31日		10,347				
の199	政務調査費支出証明書 携帯電話10月分	NTT ドコモ東海	10月31日	3,627		×	3,627		
の200	上記領収書 10月分 松村千春	NTT ドコモ東海	10月31日		7,255				
の203	政務調査費支出証明書 携帯電話10月分	NTT ドコモ東海	11月11日	2,677		×	2,677	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	会派間の申し合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の204	上記領収書 10月分 石黒巖	携帯電話料 10月分	10月31日		5,355				
の219	政務調査費支出証明書 携帯電話10月分	NTT ドコモ東海	11月11日	924		×	924		
の220	上記領収書 10月分 野末義正	NTT ドコモ東海	10月31日		1,848				
の225	政務調査費支出証明書 携帯電話10月分	ボーダフォン機	11月26日	5,903		×	5,903	契約者が不明であり、議員以外の者が契約者であることも考えられ、目的外支出である。また、電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず この点からも目的外支出となる。	報告書添付の領収書コピーの電話番号を消しただけである。領収書提出の際 チェックしている。
の226	上記領収書 10月分 支払者名 不明	ボーダフォン機	11月28日		11,807				
の233	政務調査費支出証明書 携帯電話10月分	NTT 西日本	11月29日	5,111		×	5,111	携帯電話として、支出証明をしているが、領収書での但し書きでは固定電話である。豊橋自由民主党市議団は固定電話については 政務調査費としての支出は認めていない(古関証言)ので目的外支出である。	支出証明書の記入を誤っている(インターネットである。)
の234	上記領収書 10月分 石黒巖	NTT 西日本	11月10日		10,223				
の235	政務調査費支出証明書 携帯電話10月分	SELF 24	11月29日	2,500		×	2,500	報告書の支出内容が携帯電話にもかかわらず、「ハイオク」の領収書が添付されており、同領収書の宛名が記載されていなく 目的外支出である。	支出証明書の記入を誤っている(ガソリン代である。)
の236	上記領収書 支払者名 不明 ガソリン代	SELF 24	11月29日		5,000				
の237	政務調査費支出証明書 携帯電話11月分	NTT ドコモ東海	11月30日	7,726		×	7,726	契約者が不明であり、議員以外の者が契約者であることも考えられ、目的外支出である。また、電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず この点からも目的外支出となる。	宛名を誤って消したものである。領収書提出の際 チェックしている。
の238	上記領収書 支払者名 不明	携帯電話料11月分	11月30日		15,452				
の255	政務調査費支出証明書 携帯電話11月分	NTT ドコモ	12月11日	924		×	924		
の256	上記領収書 11月分 野末義正	NTT ドコモ東海	11月30日		1,848				
の259	政務調査費支出証明書 携帯電話11月分	NTT ドコモ	12月20日	2,698		×	2,698	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	会派間の申し合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の260	上記領収書 11月分 石黒巖	NTT ドコモ東海	11月30日		5,397				
の269	政務調査費支出証明書 携帯電話11月分	ボーダフォン	12月26日	6,096		×	6,096	契約者が不明であり、議員以外の者が契約者であることも考えられ、目的外支出である。また、電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず この点からも目的外支出となる。	報告書添付の領収書コピーの電話番号を消しただけである。領収書提出の際 チェックしている。
の270	上記領収書 11月分 支払者名 不明	ボーダフォン機	12月26日		12,193				
の283	政務調査費支出証明書 携帯電話12月分	NTT ドコモ	1月4日	5,060		×	5,060		
の284	上記領収書 12月分 村松千春	NTT ドコモ東海	1月4日		10,121				
の303	政務調査費支出証明書 携帯電話12月分	NTT ドコモ	1月16日	2,677		×	2,677	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	会派間の申し合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の304	上記領収書 12月分 石黒巖	NTT ドコモ東海	1月4日		5,355				
の305	政務調査費支出証明書 携帯電話12月分	NTT ドコモ東海	1月16日	924		×	924	同一人物が 同月に本件支出のドコモおよびKDDI(乙8の313、314)の2台分の支出をしており本人以外の人物が利用していると思われるのでこの支出は目的外支出である。	
の306	上記領収書 12月分 野末義正	NTT ドコモ東海	1月4日		1,848				
の313	政務調査費支出証明書 携帯電話	KDDI 機	1月25日	2,086		×	2,086	同一人物が 同月に本件支出のKDDIおよびドコモ(乙8の305、306)の2台分の支出をしており本人以外の人物が利用していると思われるのでこの支出は不当である	
の314	上記領収書 1月分 野末義正	KDDI 機	1月25日		4,173				

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の325	政務調査費支出証明書 携帯電話12月分	NTT 西日本	1月29日	2,934		×	2,934	携帯電話として、支出証明をしているが、領収書での但し書きでは固定電話である。豊橋自由民主党市議員団は固定電話については 政務調査費としての支出は認めていない(古閑証言)ので目的外支出である。	支出証明書の記入を誤っている(インターネットである。)
の326	上記領収書 12月分 石黒巖	NTT 西日本	1月10日		5,869				
の329	政務調査費支出証明書 携帯電話1月分	NTT ドコモ東海	1月31日	3,511		×	3,511	平成17年1月請求分であり 本件政務調査期間前であり 目的外支出である。	平成17年1月分であり 誤りである。
の330	上記領収書 1月請求分 清水敏尚	NTT ドコモ東海	1月31日		7,022				
の331	政務調査費支出証明書 携帯電話1月分	NTT ドコモ東海	1月31日	924		×	924	同一人物が 同月に本件支出のドコモおよびKDDI(乙8の361、362)の2台分の支出をしており本人以外の人物が利用していると思われるのでこの支出は目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の332	上記領収書 1月分 野末義正	NTT ドコモ東海	1月31日		1,848				
の339	政務調査費支出証明書 携帯電話12月分	KDDI 株	2月8日	5,063		×	5,063	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	
の340	上記領収書 12月分 中村育男	KDDI 株	1月28日		10,126				
の345	政務調査費支出証明書 携帯電話1月分	NTT ドコモ東海	2月10日	2,677		×	2,677	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	
の346	上記領収書 1月分 石黒巖	NTT ドコモ東海	1月31日		5,355				
の347	政務調査費支出証明書 携帯電話12月分	ボーダフォン株	2月10日	6,397		×	6,397	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の348	上記領収書 12月分 原基修	ボーダフォン株	1月28日		12,794				
の349	政務調査費支出証明書 携帯電話1月分	NTT ドコモ東海	2月10日	6,277		×	6,277	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	
の350	上記領収書 1月分 支払者名 不明	NTT ドコモ東海	1月31日		12,554				
の355	政務調査費支出証明書 携帯電話1月分	JA 豊橋大村給油所	2月25日	4,287		×	4,287	支出内容が携帯電話にもかかわらず、「大村給油所」の料収書が添付されており 目的外支出である。但し書も「1月分」のみの記載であり、使途が不明である。	支出証明書の記入を誤っている(ガソリン代である。)
の356	上記領収書 1月分 豊橋自民	豊橋農業協同組合大村給油所	2月25日		8,575				
の359	政務調査費支出証明書 電話代1月分	NTT 西日本	2月27日	2,953		×	2,953	携帯電話として、支出証明をしているが、領収書での但し書きでは固定電話である。豊橋自由民主党市議員団は固定電話については 政務調査費としての支出は認めていない(古閑証言)のでこの支出は目的外支出となる。	
の360	上記領収書 1月分 石黒巖	NTT 西日本	2月10日		5,907				
の361	政務調査費支出証明書 携帯電話1月分	KDDI 株	2月27日	1,559		×	1,559	同一人物が 同月に本件支出のKDDIおよびドコモ(乙8の331、332)の2台分の支出をしており本人以外の人物が利用していると思われるのでこの支出は目的外支出である。	
の362	上記領収書 1月利用分 野末義正	KDDI 株	2月27日		3,118				
の363	政務調査費支出証明書 携帯電話2月分	NTT ドコモ東海	2月28日	3,170		×	3,170		
の364	上記領収書 2月請求分 清水敏尚	NTT ドコモ東海	2月28日		6,340				
の365	政務調査費支出証明書 携帯電話2月分	NTT ドコモ東海	2月28日	924		×	924		
の366	上記領収書 2月分 野末義正	NTT ドコモ東海	2月28日		1,848				
の369	政務調査費支出証明書 携帯電話2月分	NTT ドコモ東海	3月17日	2,677		×	2,677		
の370	上記領収書 2月分 石黒巖	NTT ドコモ東海	2月28日		5,355				
の383	政務調査費支出証明書 携帯電話2月分	NTT ドコモ東海	3月16日	7,476		×	7,476	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。	
の384	上記領収書 2月分 支払者名 不明	NTT ドコモ東海	2月28日		14,953				
の385	政務調査費支出証明書 携帯電話2月分	NTT ドコモ東海	3月16日	4,640		×	4,640		
の386	上記領収書 2月分 村松千春	NTT ドコモ東海	2月28日		9,281				
の393	政務調査費支出証明書 携帯電話1月分	KDDI 株	3月16日	4,506		×	4,506		会派間の申合せ事項に基づき支出証明で使用額2分の1を政務調査費として計上している。
の394	上記領収書 1月分 中村育男	KDDI 株	2月27日		9,013				
の403	政務調査費支出証明書 携帯電話6月～2月分	NTT ドコモ東海	3月28日	44,747		×	44,747	契約者が議員個人であり 電話の使用内容が政務調査目的外のものであるとの疑いが払拭できず、目的外支出である。また、6月請求分であり、5月分が含まれていると思われ、目的外支出である。	
の404	上記領収書 6月分～2月分 丹羽洋章	NTT ドコモ東海	3月28日		89,494				
の407	政務調査費支出証明書 携帯電話6月～1月	NTT ドコモ東海	3月30日	28,294		×	28,294		
の408	上記領収書 6月請求分 清水敏尚	NTT ドコモ東海			7,645				
	上記領収書 8月請求分 清水敏尚	NTT ドコモ東海	8月23日		8,323				
	上記領収書 9月請求分 清水敏尚	NTT ドコモ東海			8,730				
	上記領収書 10月請求分 清水敏尚	NTT ドコモ東海	11月22日		8,961				
	上記領収書 11月請求分 清水敏尚	NTT ドコモ東海			8,359				
	上記領収書 12月請求分 清水敏尚	NTT ドコモ東海	1月17日		8,155				
	上記領収書 1月請求分 清水敏尚	NTT ドコモ東海			6,416				
の409	政務調査費支出証明書 携帯電話3月分	NTT ドコモ東海	3月31日	3,037		×	3,037	平成17年3月請求分であり 本件政務調査期間前であるので目的外支出である。	
の410	上記領収書 3月分 清水敏尚	NTT ドコモ東海	3月31日		6,075				

合計金額 334 691

領収書等 (号証)	摘要	支払先	支払日	金額	領収書金額	判定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
乙8 その他経費(インターネット)				282,003					
乙8の25	政務調査費支出証明書インターネット	西日本電信電話株	6月28日	1,822		×	1,822	5月以前に利用した分も含まれていると思われる。支出は目的外支出となる。 また、議員1人につきパソコンを1台貸与されている。このインターネット利用料は議員個人が契約者であり、私的使用との区別ができない。また、利用料金の内訳には回線使用料(基本料金)及び電話回線利用料が含まれている。経理責任者は固定電話は政務調査費としては認めておらず(古関証言)、目的外支出となる。	議員の自宅での契約であり 支出証明を添付している。
の26	上記領収書 6月分 鈴木雅博	西日本電信電話株	6月28日		1,822				
の57	政務調査費支出証明書 インターネット	西日本電信電話株	7月29日	1,743		×	1,743	議員1人につきパソコンを1台貸与されている。このインターネット利用料は議員個人が契約者であり、私的使用との区別ができない。また、利用料金の内訳には回線使用料(基本料金)及び電話回線利用料が含まれている。経理責任者は固定電話は政務調査費としては認めておらず(古関証言)、目的外支出となる。	
の58	上記領収書 7月分 鈴木雅博	西日本電信電話株	7月29日		1,743				
の99	政務調査費支出証明書インターネット	西日本電信電話株	8月28日	1,743		×	1,743	議員1人につきパソコンを1台貸与されている。このインターネット利用料は議員個人が契約者であり、私的使用との区別ができない。また、利用料金の内訳には回線使用料(基本料金)及び電話回線利用料が含まれている。経理責任者は固定電話は政務調査費としては認めておらず(古関証言)、目的外支出となる。	
の100	上記領収書 8月分 鈴木雅博	西日本電信電話株	8月28日		1,743				
の139	政務調査費支出証明書インターネット	西日本電信電話株	9月20日	20,883		×	20,883		
の140	上記領収書 6月分 近田明久	西日本電信電話株	9月7日		4,683			議員1人につきパソコンを1台貸与されている。このインターネット利用料は議員個人が契約者であり、私的使用との区別ができない。また、利用料金の内訳には回線使用料(基本料金)及び電話回線利用料が含まれている。経理責任者は固定電話は政務調査費としては認めておらず(古関証言)、目的外支出となる。 6月分については、5月以前に利用したと思われる 目的外支出となる。	
	上記領収書 7月分 近田明久	西日本電信電話株	9月20日		8,905				
	上記領収書 8月分 近田明久	西日本電信電話株	9月7日		7,295				
の175	政務調査費支出証明書インターネット	西日本電信電話株	10月14日	4,683		×	4,683	議員1人につきパソコンを1台貸与されている。このインターネット利用料は議員個人が契約者であり、私的使用との区別ができない。また、利用料金の内訳には回線使用料(基本料金)及び電話回線利用料が含まれている。経理責任者は固定電話は政務調査費としては認めておらず(古関証言) 目的外支出となる。	
の176	上記領収書 9月分 近田明久	西日本電信電話株	10月14日		4,683				
の195	政務調査費支出証明書インターネット	西日本電信電話株	10月29日	1,743		×	1,743		
の196	上記領収書 10月分 鈴木雅博	西日本電信電話株	10月29日		1,743				
の231	政務調査費支出証明書インターネット	西日本電信電話株	11月29日	1,822		×	1,822	議員1人につきパソコンを1台貸与されている。このインターネット利用料は議員個人が契約者であり、私的使用との区別ができない。また、利用料金の内訳には回線使用料(基本料金)及び電話回線利用料が含まれている。経理責任者は固定電話は政務調査費としては認めておらず(古関証言) 目的外支出となる。	
の232	上記領収書 11月分 鈴木雅博	西日本電信電話株	11月29日		1,822				
の271	政務調査費支出証明書 携帯電話インターネット	豊橋ケーブルネットワーク株	12月26日	6,615		×	6,615	利用目的の報告記載がなく 政務調査のために利用したかが不明であるので 支出は不当である	会派間の申合せ事項に基づき使用額の全額を政務調査費として計上している。
の272	上記領収書 12月分 豊橋自民党市議団	豊橋ケーブルネットワーク株	12月26日		6,615				
の277	政務調査費支出証明書 インターネット	NTT 西日本電信電話株	12月28日	6,083		×	6,083	利用者石黒は、6月分～10月分(乙第8の54, 55, 105, 106, 147, 148, 191, 192, 233, 234)、12月分(乙第8の325, 326)及び平成18年1月分(乙第359, 360)は固定電話にもかかわらず携帯電話として支出しており、本件11月分のみがインターネット接続料として支出することは不自然であり、この支出は不当である。	議員の自宅での契約であり 支出証明を添付している。
の278	上記領収書 11月分 石黒巖 電話料金	NTT 西日本電信電話株	12月12日		6,083				
の279	政務調査費支出証明書 インターネット	NTT 西日本電信電話株	12月28日	17,898		×	17,898	議員1人につきパソコンを1台貸与されている。このインターネット利用料は議員個人が契約者であり、私的使用との区別ができない。また、利用料金の内訳には回線使用料(基本料金)及び電話回線利用料が含まれている。経理責任者は固定電話は政務調査費としては認めておらず(古関証言)、目的外支出となる。 6月分(乙第55, 56)は固定電話にもかかわらず携帯電話として支出しており この分が真にインターネット利用分か疑問である。	議員の自宅での契約であり 支出証明を添付している。
の280	上記領収書 11月分 原基修 電話料金	NTT 西日本電信電話株	12月12日		17,898				
の297	政務調査費支出証明書 インターネット	西日本電信電話株	12月28日	1,912		×	1,912	議員1人につきパソコンを1台貸与されている。このインターネット利用料は議員個人が契約者であり、私的使用との区別ができない。また、利用料金の内訳には回線使用料(基本料金)及び電話回線利用料が含まれている。経理責任者は固定電話は政務調査費としては認めておらず(古関証言) 目的外支出となる。	
の298	上記領収書 12月分 鈴木雅博	西日本電信電話株	12月28日		1,912				
の299	政務調査費支出証明書 インターネット	西日本電信電話株	1月10日	14,367		×	14,367		
の300	上記領収書 10月分 近田明久	西日本電信電話株			4,977			議員1人につきパソコンを1台貸与されている。このインターネット利用料は議員個人が契約者であり、私的使用との区別ができない。また、利用料金の内訳には回線使用料(基本料金)及び電話回線利用料が含まれている。経理責任者は固定電話は政務調査費としては認めておらず(古関証言) 目的外支出となる。	
	上記領収書 11月分 近田明久	西日本電信電話株			4,707				
	上記領収書 12月分 近田明久	西日本電信電話株			4,683				
の317	政務調査費支出証明書 携帯電話インターネット	豊橋ケーブルネットワーク株	1月26日	7,980		×	7,980	利用目的の報告記載がなく 政務調査のために利用したかが不明であるので 支出は不当である	会派間の申合せ事項に基づき使用額の全額を政務調査費として計上している。
の318	上記領収書 1月分 豊橋自民党市議団	豊橋ケーブルネットワーク株	1月26日		7,980				
の323	政務調査費支出証明書 インターネット	西日本電信電話株	1月29日	1,743		×	1,743	議員1人につきパソコンを1台貸与されている。このインターネット利用料は議員個人が契約者であり、私的使用との区別ができない。また、利用料金の内訳には回線使用料(基本料金)及び電話回線利用料が含まれている。経理責任者は固定電話は政務調査費としては認めておらず(古関証言) 目的外支出となる。	
の324	上記領収書 1月分 鈴木雅博	西日本電信電話株	1月29日		1,743				
の367	政務調査費支出証明書 インターネット	西日本電信電話株	2月28日	1,743		×	1,743	議員1人につきパソコンを1台貸与されている。このインターネット利用料は議員個人が契約者であり、私的使用との区別ができない。また、利用料金の内訳には回線使用料(基本料金)及び電話回線利用料が含まれている。経理責任者は固定電話は政務調査費としては認めておらず(古関証言) 目的外支出となる。	
の368	上記領収書 2月分 鈴木雅博	西日本電信電話株	2月28日		1,743				
の389	政務調査費支出証明書 インターネット6月～3月	サーラインターネット	3月6日	37,330		×	37,330	契約者が不明であり、議員以外の者が契約者であることも考えられ、また、個人的利用の疑いも払拭できず、支出は目的外支出である。 6月6日引き落とし分については、5月以前に利用したものと考えられ、目的外支出である。	条例7条の2に基づき支出証明している。
の390	通帳引き落とし部分のコピー		6月6日		3,733				
	通帳引き落とし部分のコピー		7月6日		3,733				
	通帳引き落とし部分のコピー		8月6日		3,733				
	通帳引き落とし部分のコピー		9月6日		3,733				
	通帳引き落とし部分のコピー		10月6日		3,733				
	通帳引き落とし部分のコピー		11月7日		3,733				
	通帳引き落とし部分のコピー		12月8日		3,733				
	通帳引き落とし部分のコピー		1月6日		3,733				
	通帳引き落とし部分のコピー		2月6日		3,733				
	通帳引き落とし部分のコピー		3月6日		3,733				
の413	政務調査費支出証明書 インターネット3月分	西日本電信電話株	3月31日	1,743		×	1,743	議員1人につきパソコンを1台貸与されている。このインターネット利用料は議員個人が契約者であり、私的使用との区別ができない。また、利用料金の内訳には回線使用料(基本料金)及び電話回線利用料が含まれている。経理責任者は固定電話は政務調査費としては認めておらず(古関証言) 目的外支出となる。	議員の自宅での契約であり 支出証明を添付している。
の414	上記領収書 3月分 鈴木雅博	西日本電信電話株	3月28日		1,743				

領収書等 (号証)	摘 要	支 払 先	支 払 日	金 額	領収書金額	判 定	原告主張の 違法支出額	原告らの主張	補助参加人の主張
の417	政務調査費支出証明書 インターネット	豊橋ケーブルネットワーク㈱	3月31日	48,300		×	48,300	利用目的の報告記載がなく 政務調査のために利用したかが不明であるので 支出は目的外支出である。 また 6月分については 5月以前に利用したものと考えられ 目的外支出である。	6月以降分である。 会派間の申告せ事項に基づき使用額の全額を政務調査費として計上している。
の418	上記領収書 豊橋自由民主党市議団6月～3月	豊橋ケーブルネットワーク㈱	3月31日		48,300				
の419	政務調査費支出証明書 インターネット	豊橋ケーブルネットワーク㈱	3月31日	48,300		×	48,300		
の420	上記領収書 豊橋自由民主党市議団6月～3月	豊橋ケーブルネットワーク㈱	3月31日		48,300				
の421	政務調査費支出証明書 インターネット	豊橋ケーブルネットワーク㈱	3月31日	53,550		×	53,550		
の422	上記領収書 豊橋自由民主党市議団6月～3月	豊橋ケーブルネットワーク㈱	3月31日		53,550				
				合計金額	282,003				

これは正本である。

平成21年3月23日

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 坂井 広和

